

厚生労働行政推進調査事業費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析の研究

令和5年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 佐藤格

令和6（2024）年3月

目 次

I. 総括研究報告

社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析の研究	1
佐藤格	

II. 分担研究報告

1. 社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析	12
佐藤格・八塩裕之・川出真清・金田陸幸	
（資料）社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析	
2. 児童手当拡充のマイクロシミュレーション	39
八塩裕之	
（資料）社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析	

厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)

総括・分担研究報告書

社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析の研究

研究代表者 佐藤格 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第1室長

研究要旨

目的 本研究の目的は、社会保障制度の改正や各種給付等による所得再分配への影響を試算する手法として、マイクロシミュレーション分析に着目し、属性別の影響を把握するためのモデルを構築することにある。

方法 2019年国民生活基礎調査の個票データを用いて、社会保障制度の改正や各種給付等による所得再分配への影響を試算するためのマイクロシミュレーション分析のモデルを構築した。その上で、(1)出産育児一時金の引き上げにかかる費用を負担するための医療保険制度の保険料引き上げ、(2)厚生年金の適用拡大、(3)児童手当の拡充、を想定し、政策変更の影響を所得十分位別の平均所得、相対的貧困率およびジニ係数により評価した。

結果 医療保険制度については、負担増が必ずしも累進的になるわけではないという結果になった。可処分所得で評価して負担を最も大きくするのは、後期高齢者医療保険の保険料率は引き上げず、その他の制度にのみ負担を求めるプランAだが、ジニ係数や相対的貧困率を最も悪化させるのは年金収入が153万円以上の後期高齢者の所得割部分の料率を0.83ポイント増加させるプランDであった。

厚生年金の適用拡大では、月5.8万円以上の収入があるすべての被用者へ適用拡大するプラン5で、最大0.8%程度平均世帯可処分所得が減少した。一方、ジニ係数や相対的貧困率で評価した場合には、どのプランにおいても差はわずかなものとどまった。

児童手当については、2019年の状況と比較して、2023年に決定した児童手当拡充は18歳以下の子供がいる世帯全体では2.5%、さらに低所得階層、たとえば第I階級においては18.2%の負担軽減効果というように、低所得階層ほど大きな負担軽減率となった。またジニ係数や相対的貧困率といった指標で見た場合、児童手当等の再分配効果は極めて小さいものの、子どもあり世帯に限定した場合には比較的大きな影響があった。

考察 医療保険制度については、プランDにおいてジニ係数の悪化、相対的貧困率の悪化が最も顕著に見られるのは、年金所得に対する健康保険料の負担が増加すること、また健康保険料引き上げの基準となる年金所得額が比較的低いことによると考えられる。公的年金については、プラン5において等価可処分所得や平均世帯年金保険料が比較的大きく変化するのは、他のプランと比較して適用範囲がかなり広いためであると考えられる。児童手当については、負担軽減効果に比べて再分配効果が極めて小さいことは、幅広い所得階層に支給されるためと考えられる。

結論 医療保険制度については、経済格差の是正という観点からは、高齢者に負担を求めることは必ずしも望ましくないと考えられる。また公的年金については、一時点の保険料拠出でしか評価できていないという点は留保が必要であるが、月 5.8 万円以上の収入があるすべての被用者を厚生年金の被保険者とする事は、所得分配に大きな影響を与えることなく適用拡大を図る方法であると考えられる。最後に児童手当の拡充は、低所得階級の負担を大きく軽減するとともに、子どもあり世帯に限定すれば貧困率も低下するなど、低所得の子育て世帯への経済支援としては有効であると考えられる。

研究分担者氏名・所属研究機関名及び所属研究機関における職名

八塩裕之・京都産業大学経済学部教授
川出真清・日本大学経済学部教授
金田陸幸・神戸学院大学経済学部准教授

(倫理面への配慮)

国民生活基礎調査のデータは厚生労働大臣より承認(厚生労働省発政統 0621 第 1 号令和 5 年 6 月 21 日)を受けて利用している。

C. 研究結果

C-1. 医療保険制度

国民健康保険や後期高齢者医療制度では世帯上限が適用され、所得水準による減免も適用されるため、単純にすべての世帯員の負担が増えるわけではない。その中では後期高齢者医療保険の保険料率は引き上げず、その他の制度にのみ負担を求めるプラン A が全体的に見れば最も負担が重く、年金収入が 221 万円以上となる後期高齢者からも月 600 円の徴収を行うプラン C が最も軽い。金額面ではプラン A 以外は大きな差とはならない。また協会けんぽの保険料率の上限は資金調達オプションでの負担額の上限を与えるわけではないが、実額で考えれば高所得世帯ほど影響は小さくなり、さらに高所得世帯に片働き世帯や自営世帯が増えることから、協会けんぽでの負担増は必ずしも累進的になるわけではない。一方ジニ係数の意味で最も悪化させるのは、年金収入が 153 万円以上となる後期高齢者の所得割部分を 0.83 ポイント上昇させるプ

A. 研究目的

本研究の目的は、社会保障制度の改正や各種給付等による所得再分配への影響を試算する手法として、マイクロシミュレーション分析に着目し、属性別の影響を把握するためのモデルを構築することにある。

B. 研究方法

2019 年国民生活基礎調査の個票データを用いて、社会保障制度の改正や各種給付等による所得再分配への影響を試算するためのマイクロシミュレーション分析のモデルを構築した。その上で、(1)出産育児一時金の引き上げにかかる費用を負担するための医療保険制度の保険料引き上げ、(2)厚生年金の適用拡大、(3)児童手当の拡充、を想定し、政策変更の影響を所得十分位別の平均所得、相対的貧困率およびジニ係数により評価した。

ランDである。また相対的貧困率はプランDで上昇するものの、他のプランでは低下する。

C-2. 厚生年金の適用拡大

等価可処分所得で見ると、月5.8万円以上の収入がある全ての被用者へ適用拡大するプラン5だけが、他のケースよりも比較的大きな減少を見せている。また平均世帯年金保険料の変化率を見ると、プラン4の第1分位とプラン5の第1分位～第4分位、中でも第1分位の変化率が大きい。

ジニ係数や相対的貧困率といった指標で見ると、可処分所得や保険料においては他のケースとの差が大きかったプラン5を含め、いずれのプランにおいても、それほど大きな差は見られない。

C-3. 児童手当の拡充

2019年の状況と比較して、2023年に決定した児童手当拡充は18歳以下の子供がいる世帯全体では2.5%、さらに所得階級別に見れば、第I階級で18.2%、第II階級で8.3%というように、主に低所得階層において大きな負担軽減率となった。またジニ係数や相対的貧困率といった指標で見た場合、児童手当等の再分配効果は極めて小さい。しかし子どもあり世帯に限定した場合には、児童手当等でジニ係数の3.5%の改善、相対的貧困率で0.8%ポイントの下落というように、比較的大きな影響があった。

D. 考察

医療保険の改革については、それぞれのプランで所得階級別に与える影響は異なり、累進的とはならないが、これは国民健康保

険や後期高齢者医療制度における負担増加額に限界が生じることが要因である。またプランD以外では相対的貧困率が低下するのは、可処分所得の中央値が負担の増加で下がる一方で、低所得の世帯員への負担が増加しないことが原因であると考えられる。

厚生年金の適用拡大については、プラン5において等価可処分所得が比較的大きな減少を見せるのは、適用拡大の範囲が他のケースと比べてかなり広範なものであること、特に第3号被保険者への影響が大きいことによるものと考えられる。一方で第3号被保険者となる者には第2号被保険者である配偶者がいるため、世帯の可処分所得の低下は高い所得階層においても発生しやすく、どの層でも可処分所得が低下する傾向にある。したがって、経済格差の指標に与える影響が小さくなっていると考えられる。

児童手当等の再分配効果が極めて小さいことの理由としては、高所得層も含めた幅広い所得階層に支給されること、子どもあり世帯はその大半が所得が高い勤労世帯であり、そもそも比較的所得上位階級に多く属することなどが考えられる。

E. 結論

医療保険制度については、経済格差の是正という観点からは、高齢者に負担を求めることは必ずしも望ましくないと考えられる。また公的年金については、一時点の保険料拠出でしか評価できていないという点は留保が必要であるが、月5.8万円以上の収入があるすべての被用者を厚生年金の被保険者とすることは、所得分配に大きな影響を与えることなく適用拡大を図る方法であると考えられる。最後に児童手当の拡充は、

低所得階級の負担を大きく軽減するとともに、子どもあり世帯に限定すれば貧困率も低下するなど、低所得の子育て世帯への経済支援としては有効であると考えられる。

F. 健康危険情報
該当なし

G. 研究発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況
該当なし

表1 医療保険の変化に伴う等価世帯所得分位別の平均可処分所得の変化(千円)

	標準ケース	プランA	プランB	プランC	プランD	プランE
1	757.4	-0.5	-0.3	-0.3	-0.5	-0.3
2	1448.2	-1.6	-1.8	-0.9	-0.7	-1.0
3	2040.3	-1.1	-4.4	-2.6	-19.1	-3.3
4	2604.5	-1.7	-3.1	-0.7	-11.3	-3.4
5	3118.9	-7.8	-7.5	-8.9	-3.9	-11.9
6	3775.2	-3.8	-2.3	-2.8	-2.4	-1.4
7	4735.1	-8.5	-12.1	-12.1	-12.4	-12.3
8	5673.1	-8.6	-3.0	-2.7	-4.5	-4.3
9	7039.1	-15.7	-12.4	-14.1	-15.6	-15.4
10	10867.4	-12.7	-11.1	-8.7	-9.1	-8.9

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表2 医療保険の変化に伴うジニ係数への影響

	ジニ係数	標準との乖離
標準ケース	0.36791	
プランA	0.36802	0.000110
プランB	0.36794	0.000030
プランC	0.36797	0.000060
プランD	0.36827	0.000360
プランE	0.36805	0.000140

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表3 医療保険の変化に伴う相対的貧困への影響

	相対的貧困線	相対的貧困率	標準との乖離
標準ケース	126.801	0.1540141	
プランA	126.535	0.1539438	-0.000070
プランB	126.542	0.1538405	-0.000174
プランC	126.545	0.1537514	-0.000263
プランD	126.521	0.1543629	0.000349
プランE	126.542	0.1538973	-0.000117

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表4 厚生年金適用拡大に伴う世帯等価可処分所得分位ごとの平均世帯可処分所得(千円)

	データ	理論値	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン5
1	748.41	746.98	746.92	746.77	747.05	745.42	741.01
2	1445.46	1442.29	1442.36	1442.21	1441.91	1441.31	1435.78
3	2033.55	2027.06	2027.00	2026.57	2026.34	2025.29	2018.39
4	2609.53	2599.29	2598.89	2598.64	2598.35	2596.95	2588.41
5	3138.37	3117.58	3117.31	3116.36	3116.12	3115.16	3105.29
6	3776.64	3742.17	3741.25	3740.57	3740.22	3738.49	3722.86
7	4715.39	4679.43	4678.52	4677.92	4677.67	4675.39	4655.19
8	5699.54	5656.59	5655.24	5654.26	5654.44	5652.32	5626.14
9	7041.37	6980.36	6978.17	6977.28	6977.06	6974.33	6944.92
10	10950.19	10851.14	10842.93	10841.84	10842.39	10840.47	10790.73

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表5 厚生年金適用拡大に伴う2019年理論値からの平均世帯可処分所得の変化率(%)

	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン5
1	-0.009	-0.029	0.009	-0.210	-0.800
2	0.005	-0.006	-0.026	-0.068	-0.452
3	-0.003	-0.024	-0.036	-0.087	-0.428
4	-0.015	-0.025	-0.036	-0.090	-0.418
5	-0.009	-0.039	-0.047	-0.078	-0.394
6	-0.025	-0.043	-0.052	-0.098	-0.516
7	-0.019	-0.032	-0.038	-0.086	-0.518
8	-0.024	-0.041	-0.038	-0.075	-0.538
9	-0.031	-0.044	-0.047	-0.086	-0.508
10	-0.076	-0.086	-0.081	-0.098	-0.557

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表6 厚生年金適用拡大に伴う世帯等価可処分所得10分位ごとの平均世帯年金保険料(千円)

	データ	理論値	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン5
1	23.15	24.58	24.65	24.80	24.51	26.15	30.56
2	43.46	46.62	46.55	46.70	47.00	47.60	53.13
3	67.04	73.54	73.60	74.03	74.26	75.31	82.21
4	87.18	97.43	97.83	98.08	98.37	99.76	108.30
5	127.39	148.18	148.45	149.40	149.64	150.60	160.47
6	188.08	222.54	223.47	224.14	224.50	226.23	241.86
7	304.89	340.84	341.75	342.35	342.61	344.88	365.08
8	402.17	445.12	446.47	447.45	447.27	449.38	475.57
9	543.50	604.51	606.70	607.59	607.81	610.54	639.96
10	737.66	836.70	844.92	846.01	845.45	847.38	897.12

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表7 厚生年金適用拡大に伴う2019年理論値からの平均世帯年金保険料の変化率(%)

	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン5
1	0.266	0.875	-0.285	6.372	24.315
2	-0.147	0.172	0.816	2.107	13.969
3	0.079	0.670	0.983	2.405	11.795
4	0.413	0.667	0.966	2.398	11.162
5	0.185	0.825	0.984	1.632	8.291
6	0.415	0.719	0.877	1.656	8.678
7	0.265	0.442	0.517	1.184	7.110
8	0.304	0.524	0.483	0.958	6.841
9	0.362	0.510	0.546	0.998	5.864
10	0.982	1.112	1.046	1.275	7.221

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 8 厚生年金適用拡大に伴うジニ係数とその変化率

	ジニ係数	変化率(%)
データ	0.3994	-
理論値	0.3987	-
プラン1	0.3986	-0.0276
プラン2	0.3986	-0.0251
プラン3	0.3986	-0.0226
プラン4	0.3987	-0.0075
プラン5	0.3986	-0.0301

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 9 厚生年金適用拡大に伴う貧困線と相対的貧困率

	貧困線 (万円)	貧困率
データ	126.70	0.1542
理論値	125.72	0.1537
プラン1	125.71	0.1537
プラン2	125.65	0.1536
プラン3	125.60	0.1534
プラン4	125.56	0.1535
プラン5	125.05	0.1533

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 10 等価世帯可処分所得階級別の世帯分布

	平均世帯所得 (万円)	比率 (%)	平均世帯可処分所得		比率 (%)	子どもなし世帯	子どもあり世帯	3歳未満子どもあり世帯	3～15歳子どもあり世帯	16～18歳子どもあり世帯
			勤労世帯	年金世帯						
I	71.6	10.0	3.5	5.3	10.0	8.5	1.5	0.2	1.1	0.6
II	162.2	10.0	3.6	6.3	10.0	8.7	1.3	0.2	1.0	0.4
III	241.1	10.0	4.0	5.9	10.0	8.7	1.3	0.3	1.0	0.3
IV	310.3	10.0	4.2	5.7	10.0	8.3	1.7	0.5	1.4	0.4
V	384.6	10.0	5.2	4.8	10.0	7.8	2.2	0.6	1.7	0.4
VI	476.6	10.0	6.9	3.0	10.0	7.2	2.8	0.7	2.1	0.6
VII	596.2	10.0	8.2	1.6	10.0	6.5	3.5	0.8	2.7	0.7
VIII	714.1	10.0	9.0	0.7	10.0	7.0	3.0	0.5	2.4	0.7
IX	904.6	10.0	9.3	0.4	10.0	7.3	2.7	0.3	2.0	0.9
X	1478.6	10.0	9.3	0.1	10.0	8.1	1.9	0.2	1.3	0.7
合計	534.0	100.0	63.3	33.7	100.0	77.9	22.1	4.3	16.8	5.7

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 11 等価世帯可処分所得階級別の世帯分布(子どもあり世帯)

	子どもあり世帯 (18歳以下) (%)				
	16～18歳子どものみあり世帯	15歳以下の子どもあり世帯	データの「児童手当等」が正の世帯	データの「児童手当等」がゼロの世帯	
I	1.5	0.3	1.2	0.6	0.6
II	1.3	0.2	1.1	0.6	0.5
III	1.3	0.2	1.1	0.8	0.3
IV	1.7	0.2	1.6	1.1	0.5
V	2.2	0.2	2.0	1.4	0.7
VI	2.8	0.3	2.6	1.6	0.9
VII	3.5	0.4	3.1	2.2	0.9
VIII	3.0	0.3	2.7	1.8	0.9
IX	2.7	0.5	2.2	1.3	0.9
X	1.9	0.5	1.5	0.9	0.6
合計	22.1	3.0	19.1	12.3	6.8

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 12 等価世帯可処分所得階級別の世帯分布(15歳以下の子どもあり世帯)

	15歳以下の子どもあり世帯 (%)				
	2019年に児童手当を受給した世帯	2019年に特例給付を受給した世帯	2023年に給付なしの世帯	2023年に特例給付を受給した世帯	
I	1.2	1.2	0.0	0.0	0.0
II	1.1	1.1	0.0	0.0	0.0
III	1.1	1.1	0.0	0.0	0.0
IV	1.6	1.6	0.0	0.0	0.0
V	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0
VI	2.6	2.6	0.0	0.0	0.0
VII	3.1	3.1	0.0	0.0	0.0
VIII	2.7	2.5	0.2	0.0	0.2
IX	2.2	1.4	0.8	0.3	0.5
X	1.5	0.6	0.8	0.6	0.2
合計	19.1	17.2	1.8	0.9	0.9

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 13 子育て世帯(18歳以下の子どもがいる世帯)の税・保険料負担と児童手当等の負担軽減効果

	2019年の制度 (A)			2024年(改革後)制度 (B)				改革効果 (B-A)							
	比率 (%)	18歳以下子ども人数	世帯所得 (万円)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)				
I	1.5	1.70	93.5	11.5	-18.2	17.0	-6.6	11.6	-28.3	26.5	-16.7				
II	1.3	1.75	221.8	13.1	-8.3	18.4	4.8	13.3	-12.5	27.8	0.8				
III	1.3	1.77	333.3	14.8	-6.1	20.4	8.7	14.9	-8.3	27.8	6.6				
IV	1.7	1.87	432.3	16.2	-5.3	22.9	10.9	16.3	-7.2	31.3	9.0				
V	2.2	1.77	510.9	17.0	-4.2	21.3	12.8	17.1	-5.4	27.7	11.6				
VI	2.8	1.76	605.8	17.9	-3.5	21.0	14.4	18.0	-4.5	27.1	13.5				
VII	3.5	1.75	727.9	18.7	-2.8	20.3	15.9	18.8	-3.6	26.3	15.2				
VIII	3.0	1.67	884.9	20.1	-2.0	17.6	18.1	20.2	-2.7	24.2	17.5				
IX	2.7	1.54	1106.5	21.6	-1.1	12.4	20.5	21.7	-2.0	22.6	19.7				
X	1.9	1.49	1793.7	27.1	-0.6	9.9	26.5	27.2	-1.2	21.5	26.0				
合計	22.1	1.70	731.6	20.7	-2.5	18.1	18.2	20.8	-3.5	26.0	17.2				
												0.1	-1.1	7.8	-1.0

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 14 高校生(16~18歳)の子どもがいる世帯の税・保険料負担と児童手当等の負担軽減効果

	比率 (%)	18歳以下子ども人数	世帯所得 (万円)	2019年の制度 (A)				2024年 (改革後) 制度 (B)				改革効果 (B-A)			
				税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)
I	0.6	1.68	85.8	10.5	-9.7	8.3	0.8	10.6	-30.6	26.2	-20.0	0.1	-20.9	17.9	-20.8
II	0.4	1.90	235.6	12.0	-4.7	11.1	7.3	12.5	-14.3	33.8	-1.8	0.5	-9.6	22.7	-9.1
III	0.3	1.73	340.6	13.5	-2.7	9.3	10.8	14.0	-7.9	26.8	6.2	0.5	-5.1	17.4	-4.6
IV	0.4	1.89	444.4	14.4	-2.7	12.2	11.6	14.9	-7.5	33.5	7.3	0.5	-4.8	21.3	-4.3
V	0.4	1.72	532.3	15.7	-1.6	8.5	14.1	16.1	-5.2	27.6	10.9	0.5	-3.6	19.2	-3.1
VI	0.6	1.73	620.3	17.1	-1.4	8.8	15.7	17.6	-4.3	26.7	13.3	0.5	-2.9	17.9	-2.4
VII	0.7	1.71	753.5	17.0	-1.1	8.0	15.9	17.4	-3.4	25.6	14.0	0.5	-2.3	17.6	-1.9
VIII	0.7	1.76	926.2	19.7	-1.0	8.9	18.8	20.1	-3.0	27.7	17.2	0.4	-2.0	18.8	-1.6
IX	0.9	1.64	1148.2	21.5	-0.5	5.3	21.1	21.9	-2.3	26.2	19.7	0.4	-1.8	20.9	-1.4
X	0.7	1.47	1748.0	26.7	-0.2	3.3	26.5	27.0	-1.3	22.7	25.7	0.3	-1.1	19.4	-0.8
合計	5.7	1.70	770.7	20.6	-1.0	7.9	19.6	21.0	-3.5	27.1	17.5	0.4	-2.5	19.3	-2.1

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 15 大学生以下の子ども3人以上いる世帯の税・保険料負担と児童手当等の負担軽減効果

	比率 (%)	22歳以下子ども人数	世帯所得 (万円)	2019年の制度 (A)				2024年 (改革後) 制度 (B)				改革効果 (B-A)			
				税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)
I	0.3	3.14	109.7	9.4	-30.9	33.9	-21.5	9.5	-56.6	62.0	-47.1	0.1	-25.6	28.1	-25.6
II	0.2	3.54	244.6	9.2	-15.0	36.7	-5.8	9.3	-30.2	73.9	-20.9	0.2	-15.2	37.2	-15.0
III	0.2	3.30	383.3	14.7	-11.2	42.9	3.5	14.8	-18.3	70.2	-3.5	0.1	-7.1	27.3	-7.0
IV	0.4	3.21	483.0	16.4	-8.2	39.6	8.2	16.5	-13.6	65.7	2.9	0.1	-5.4	26.1	-5.3
V	0.4	3.11	577.6	18.0	-6.7	38.9	11.2	18.1	-11.0	63.3	7.1	0.1	-4.2	24.4	-4.1
VI	0.5	3.14	688.3	18.1	-5.8	39.8	12.3	18.3	-9.5	65.2	8.8	0.1	-3.7	25.3	-3.5
VII	0.5	3.10	828.4	18.9	-4.6	37.9	14.3	19.0	-7.6	62.8	11.4	0.1	-3.0	24.9	-2.9
VIII	0.4	3.08	994.3	18.4	-3.2	31.9	15.2	18.6	-6.0	59.5	12.6	0.2	-2.8	27.6	-2.6
IX	0.3	3.11	1283.0	21.9	-1.6	20.5	20.3	22.2	-4.6	58.7	17.6	0.3	-3.0	38.2	-2.7
X	0.2	3.05	2051.3	28.5	-0.8	16.9	27.7	28.7	-2.8	58.1	25.8	0.2	-2.0	41.1	-1.8
合計	3.5	3.16	742.8	20.1	-4.7	34.8	15.4	20.2	-8.6	63.6	11.7	0.2	-3.9	28.8	-3.7

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 16 2019年に特例給付を受け取った世帯の税・保険料負担と児童手当等の負担軽減効果

	比率 (%)	18歳以下子ども人数	世帯所得 (万円)	2019年の制度 (A)				2024年 (改革後) 制度 (B)				改革効果 (B-A)			
				税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)
I	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
II	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
III	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
IV	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
V	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
VI	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
VII	0.0	0.00	795.0	25.8	-1.5	12.0	24.3	25.8	-3.0	24.0	22.8	0.0	-1.5	12.0	-1.5
VIII	0.2	2.00	1017.2	25.3	-1.2	11.7	24.1	25.4	-3.1	31.2	22.3	0.1	-1.9	19.5	-1.8
IX	0.8	2.20	1186.4	25.7	-0.8	9.1	24.9	25.8	-2.2	26.2	23.6	0.1	-1.4	17.1	-1.3
X	0.8	1.81	2089.0	30.7	-0.4	9.2	30.2	30.7	-1.2	25.2	29.5	0.1	-0.8	16.0	-0.7
合計	1.8	1.93	1580.7	28.7	-0.6	9.5	28.1	28.8	-1.7	26.3	27.1	0.1	-1.1	16.8	-1.0

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 17 ジニ係数の計測(税・保険料、児童手当等の再分配効果)

	当初所得	世帯所得 (当初所得+年金)	児童手当等反映 前再分配所得 (世帯所得-税・保険料+その他給付)	再分配所得 (2019児童手当等反映) (世帯所得-税・保険料+その他給付+児童手当等)	再分配所得 (2022児童手当等反映) (世帯所得-税・保険料+その他給付+児童手当等)	再分配所得 (2024児童手当等反映) (世帯所得-税・保険料+その他給付+児童手当等)
全世帯	0.5719	0.4262	0.3937	0.3919	0.3918	0.3920
子どもあり世帯	0.3401	0.3308	0.3046	0.2939	0.2935	0.2920

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 18 ジニ係数の計測(児童手当等の再分配効果)

	当初所得	世帯所得 (当初所得+年金)	児童手当等 (2019制度)のみ 反映所得 (世帯所得+児童手当等)	児童手当(2024 制度)のみ反映 所得 (世帯所得+児童手当等)
全世帯	0.5719	0.4262	0.4253	0.4253
子どもあり世帯	0.3401	0.3308	0.3217	0.3197

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 19 相対的貧困率の計測(税・保険料、児童手当等の再分配効果)

(単位：%)

	世帯所得 (当初所得+年金)	児童手当等反映 前再分配所得 (世帯所得-税・保険料+その他給付)	再分配所得 (2019児童手当等反映) (世帯所得-税・保険料+その他給付+児童手当等)	再分配所得 (2024児童手当等反映) (世帯所得-税・保険料+その他給付+児童手当等)
全世帯	18.29	16.71	16.77	16.75
子どもの貧困率	12.36	11.93	10.78	10.13

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)

分担研究報告書

社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析の研究

研究代表者 佐藤格 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第1室長

研究分担者 八塩裕之 京都産業大学経済学部教授

川出真清 日本大学経済学部教授

金田陸幸 神戸学院大学経済学部准教授

研究要旨

目的 本研究の目的は、社会保障制度の改正や各種給付等による所得再分配への影響を試算する手法として、マイクロシミュレーション分析に着目し、属性別の影響を把握するためのモデルを構築することにある。

方法 2019年国民生活基礎調査の個票データを用いて、社会保障制度の改正や各種給付等による所得再分配への影響を試算するためのマイクロシミュレーション分析のモデルを構築した。その上で、(1)出産育児一時金の引き上げにかかる費用を負担するための医療保険制度の保険料引き上げ、(2)厚生年金の適用拡大、を想定し、政策変更の影響を所得十分位別の平均所得、相対的貧困率およびジニ係数により評価した。

結果 医療保険制度については、負担増が必ずしも累進的になるわけではないという結果になった。可処分所得で評価して負担を最も大きくするのは、後期高齢者医療保険の保険料率は引き上げず、その他の制度にのみ負担を求めるプランAだが、ジニ係数や相対的貧困率を最も悪化させるのは年金収入が153万円以上の後期高齢者の所得割部分の料率を0.83ポイント増加させるプランDであった。

厚生年金の適用拡大では、月5.8万円以上の収入があるすべての被用者へ適用拡大するプラン5で、最大0.8%程度平均世帯可処分所得が減少した。一方、ジニ係数や相対的貧困率で評価した場合には、どのプランにおいても差はわずかなものとどまった。

考察 医療保険制度については、プランDにおいてジニ係数の悪化、相対的貧困率の悪化が最も顕著に見られるのは、年金所得に対する健康保険料の負担が増加すること、また健康保険料引き上げの基準となる年金所得額が比較的低いことによると考えられる。公的年金については、プラン5において等価可処分所得や平均世帯年金保険料が比較的大きく変化するのは、他のプランと比較して適用範囲がかなり広いためであると考えられる。

結論 医療保険制度については、経済格差の是正という観点からは、高齢者に負担を求めることは必ずしも望ましくないと考えられる。また公的年金については、一時点の保険料拠出でしか評価できていないという点は留保が必要であるが、月 5.8 万円以上の収入があるすべての被用者を厚生年金の被保険者とするのは、所得分配に大きな影響を与えることなく適用拡大を図る方法であると考えられる。

A. 研究目的

本研究の目的は、社会保障制度の改正や各種給付等による所得再分配への影響を試算する手法として、マイクロシミュレーション分析に着目し、属性別の影響を把握するためのモデルを構築することにある。

B. 研究方法

2019 年国民生活基礎調査の個票データを用いて、社会保障制度の改正や各種給付等による所得再分配への影響を試算するためのマイクロシミュレーション分析のモデルを構築した。その上で、(1)出産育児一時金の引き上げにかかる費用を負担するための医療保険制度の保険料引き上げ、(2)厚生年金の適用拡大、(3)児童手当の拡充、を想定し、政策変更の影響を所得十分位別の平均所得、相対的貧困率およびジニ係数により評価した。

(倫理面への配慮)

国民生活基礎調査のデータは厚生労働大臣より承認(厚生労働省発政統 0621 第 1 号 令和 5 年 6 月 21 日)を受けて利用している。

C. 研究結果

C-1. 医療保険制度

国民健康保険や後期高齢者医療制度では世帯上限が適用され、所得水準による減免

も適用されるため、単純にすべての世帯員の負担が増えるわけではない。その中では後期高齢者医療保険の保険料率は引き上げず、その他の制度にのみ負担を求めるプラン A が全体的に見れば最も負担が重く、年金収入が 221 万円以上となる後期高齢者からも月 600 円の徴収を行うプラン C が最も軽い。金額面ではプラン A 以外は大きな差とはならない。また協会けんぽの保険料率の上限は資金調達オプションでの負担額の上限を与えるわけではないが、実額で考えれば高所得世帯ほど影響は小さくなり、さらに高所得世帯に片働き世帯や自営世帯が増えることから、協会けんぽでの負担増は必ずしも累進的になるわけではない。一方ジニ係数の意味で最も悪化させるのは、年金収入が 153 万円以上となる後期高齢者の所得割部分を 0.83 ポイント上昇させるプラン D である。また相対的貧困率はプラン D で上昇するものの、他のプランでは低下する。

C-2. 厚生年金の適用拡大

等価可処分所得で見ると、月 5.8 万円以上の収入がある全ての被用者へ適用拡大するプラン 5 だけが、他のケースよりも比較的大きな減少を見せている。また平均世帯年金保険料の変化率を見ると、プラン 4 の第 1 分位とプラン 5 の第 1 分位～第 4 分位、中でも第 1 分位の変化率が大きい。

ジニ係数や相対的貧困率といった指標で見ると、可処分所得や保険料においては他のケースとの差が大きかったプラン 5 を含め、いずれのプランにおいても、それほど大きな差は見られない。

D. 考察

医療保険の改革については、それぞれのプランで所得階層別に与える影響は異なり、累進的とはならないが、これは国民健康保険や後期高齢者医療制度における負担増加額に限界が生じることが要因である。またプラン D 以外では相対的貧困率が低下するのは、可処分所得の中央値が負担の増加で下がる一方で、低所得の世帯員への負担が増加しないことが原因であると考えられる。

厚生年金の適用拡大については、プラン 5 において等価可処分所得が比較的大きな減少を見せるのは、適用拡大の範囲が他のケースと比べてかなり広範なものであること、特に第 3 号被保険者への影響が大きいことによるものと考えられる。一方で第 3 号被保険者となる者には第 2 号被保険者である配偶者がいるため、世帯の可処分所得の低下は高い所得階層においても発生しや

すく、どの層でも可処分所得が低下する傾向にある。したがって、経済格差の指標に与える影響が小さくなっていると考えられる。

E. 結論

医療保険制度については、経済格差の是正という観点からは、高齢者に負担を求めることは必ずしも望ましくないと考えられる。また公的年金については、一時点の保険料拠出でしか評価できていないという点は留保が必要であるが、月 5.8 万円以上の収入があるすべての被用者を厚生年金の被保険者とすることは、所得分配に大きな影響を与えることなく適用拡大を図る方法であると考えられる。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析

佐藤格¹・八塩裕之²・川出真清³・金田陸幸⁴

1 はじめに

内閣官房(2022)「全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」(令和4年12月16日)では、全世代型社会保障の基本理念として、個別の社会保障政策におけるEBPM(証拠に基づく政策立案)の実現を目指す必要があるとされた。本報告書の内容を踏まえ、今後、全世代型社会保障を構築していくためには、社会保障制度の改正等による所得再分配への影響について、その全体像を把握したうえで、モデル世帯での影響を分析するとともに、所得階層や年齢階層、世帯構造等の属性に応じた影響を明らかにする必要がある。このためには、ある政策がどのような属性の個人や世帯に影響を与えるのかを識別し、その効果を分析することが必要となる。このような分析に有用なツールの1つがマイクロシミュレーションである。マイクロシミュレーションは、各種政策が所得階層や年齢階層、世帯構造等の属性に応じた影響を明らかにする際に有用な分析ツールである。本稿においては、二次利用申請により提供を受けた厚生労働省「国民生活基礎調査」の個票データを利用し、医療保険、公的年金、児童手当に関する政策が所得分配等に与える影響を分析する。

マイクロシミュレーションを用いた分析は、これまでもさまざまな形で行われている。たとえば本稿と同様に国民生活基礎調査を用いたものとしては八塩・長谷川(2009)や金田(2020)がある。八塩・長谷川(2009)は、家計の消費税負担についてマイクロシミュレーションモデルを用いて分析している。国民生活基礎調査のデータを用いて、現役世帯と引退世帯の税負担の税負担の実態や、消費税が所得控除により侵食された所得税の課税ベースを補う手段となりうること、貧困世帯の税負担軽減には軽減税率よりも直接的な所得再分配手段の活用が望ましいことなどを示している。また金田(2020)は、平成30年度税制改正が所得税および個人住民税の税負担額および所得再分配に与える影響を分析している。2016年の国民生活基礎調査のデータを使用したシミュレーションの結果、配偶者控除の適用される納税者が増加したことにより、一部の高所得世帯以外では税負担が若干軽減されること、所

¹ 国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第1室長

² 京都産業大学経済学部教授

³ 日本大学経済学部教授

⁴ 神戸学院大学経済学部准教授

所得税、個人住民税のいずれも所得再分配効果を改善するが、その影響は限定的であること、所得再分配効果を改善するためには65歳以上の高齢世帯の世代内所得再分配が必要であることなどを明らかにしている。

また全国消費実態調査や、その後継である全国家計構造調査によるシミュレーションを行っているものとしては、金田(2013)や大野(2023)がある。金田(2013)は、各種の控除による課税ベースの侵食状況や税負担軽減効果、税制改革による課税ベースや家計の税負担の変化について分析している。全国消費実態調査の匿名データを用いた分析により、控除が課税ベースを大きく侵食していること、控除が低所得階級の家計に与える影響が小さくなっていることなどを明らかにしている。また大野(2023)は全国家計構造調査を用いて、家計の税・保険料負担と再分配効果、控除の負担軽減効果について分析している。所得税の負担構造は累進性が低下し、税・保険料の再分配効果のうち税の再分配効果が低下しているが、30年間の比較では、再分配効果の低下は主に税制面においてもたらされていることを明らかにしている。また、控除の負担軽減効果はどの所得階層でも同程度で、比例的な構造にあることを明らかにしている。

さらに、パネルデータを用いている例として、川出(2016)、土居(2017)、川出(2022)などがある。川出(2016)は慶應義塾家計パネル調査を用いて、所得税、消費税、社会保険料負担を考慮したマイクロシミュレーションを行っている。社会保険料の負担増と消費税率引き上げが特に低所得世帯に対する負担増をもたらしていること、所得に対して公的負担のフラット化が進行していること、配偶者控除の段階的縮減、給与所得控除あるいは社会保険料控除、公的年金等控除の順で、高所得世帯より大きな負担増をもたらすことを明らかにしている。その上で、高所得世帯が恩恵を受けている所得控除の縮減が再分配の観点からは有効であること、所得控除全般と、社会保障を含めた総合的な観点からの公的負担のあり方を検討する必要があることを示している。また土居(2017)は、日本家計パネル調査を用いて、配偶者控除見直しの影響や、所得控除を税額控除した際の所得格差是正効果を分析している。分析の結果、配偶者控除の見直しが所得格差に与える影響はごく僅かであること、女性の働き方に中立的な税制にするために税額控除に加えて社会保険料割引を行うことで、ジニ係数が大きく低下すること、社会保険料割引が所得格差是正にも効果を持つことなどを明らかにしている。川出(2022)は、日本家計パネル調査を利用して、公的負担と公的給付を考慮したパネルデータによる分析を行っている。家計と政府の間の資金移動について、単年と10年間の効果を計測し、2010年と2019年の制度を10年間実施した場合の、制度間の所得調整の違いを評価した結果、2010年の制度が続いた場合にはほぼすべての世帯で0.5%未満の変動緩和効果がある一方で、2019年の制度では変動緩和効果が縮減することを明らかにし、世帯のビルトイン・スタビライザー効果が縮小傾向にあることを指摘している。

以上のように、マイクロシミュレーションを用いた分析は、主に税制や社会保険料負担が所得再分配に与える影響について行われてきた。しかしながら、個別の給付や分野別の社会保障制度を対象としたマイクロシミュレーションは必ずしも十分に行われていない。そこ

で本稿では直近に検討されている医療保険、公的年金、児童手当に関する政策変更が世帯の所得分配に与える影響を検討するため、2019年国民生活基礎調査の世帯票及び所得・貯蓄票を用い、静的なマイクロシミュレーションモデルを構築し、分析を行った。本稿の構成は以下の通りである。次の第2節ではシミュレーションのケース分けについて説明し、第3節では医療保険、第4節では公的年金についてのシミュレーション結果を示す。第5節では結果をまとめ、若干の考察を行うことでむすびとする。さらに補論として、記入値と理論値との乖離について、および拡大乗数による補正について検討する。なお、児童手当については次章の八塩論文にて詳細に検討する。

2 シミュレーションのケース分け

シミュレーションにあたっては、厚生労働省の各種資料を参考に、次のようなケースを想定した。まず医療保険については、出産育児一時金の引き上げにかかる費用を医療保険で負担するケースと、負担能力に応じた後期高齢者の保険料負担の見直しを行うケースを想定した。厚生労働省(2023)にあるように、2023年4月に出産育児一時金が引き上げられたことに伴い、給付費が630億円増加することが見込まれている。これをまかなう方法として、医療保険各制度からの負担を増加させることを検討しており、その影響を分析している。このとき、後期高齢者医療からの負担がなければ、協会けんぽが280億円、健保組合が200億円、共済組合等が100億円、国民健康保険が70億円を負担することとなり、その場合の加入者1人あたりの保険料の増加額は協会けんぽと健保組合が800円、共済組合等が1000円、国民健康保険が220円となる。一方後期高齢者医療が130億円負担した場合には、負担額は協会けんぽが220億円、組合健保が160億円、共済組合等が80億円、国民健康保険が60億円となり、加入者1人あたりの保険料の増加額は協会けんぽと健保組合が600円、共済組合等が800円、国民健康保険が200円、後期高齢者医療が600円となる。これらの状況について、3節で示すような5通りのプランを想定して比較を行った。なお、データの制約から、シミュレーションに際しては、共済組合でも増加額は協会けんぽや健保組合と同額としている。

次に公的年金については、厚生労働省(2024)の2019年財政検証のオプション試算Aにある、被用者保険のさらなる適用拡大の3通りのプランを想定した。すなわち、現行の企業規模要件を撤廃し、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大するケース、現行の企業規模要件、賃金要件を廃止し、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大するケース、一定以上の収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大するケースである。これに加えて、2019年理論値の第2号被保険者に、2022年10月の制度改正で新たに該当者となる者を加えたケースと、さらに2024年10月の制度改正で新たに該当者となる者も加えたケースの計算も行っている。

最後に児童手当については、所得制限の撤廃に関する 2 ケースを想定した。すなわち、2022 年の改革で行われたように特例給付に対して所得上限が導入されたケースと、2023 年改革以後の、所得にかかわらず 18 歳以下の子どもがいるすべての世帯に児童手当が満額支給されるケースである。

3 医療保険の保険料率引き上げ

本節では健康保険における政策変更に伴う再分配効果に関する数値計算の方法と計算結果について解説する。本分析は 2019 年の国民生活基礎調査における回答者の個票データを用いつつ、健康保険料部分の政策変更による影響評価を行うために、健康保険料部分に関して、一定の仮定をおいたうえで、理論値を計算して結果を評価したものである。したがって、記入値に基づいた所得格差とは異なる部分があるが、後述のとおり、平均値で見れば、小さな差にとどまると考えられる。なお、記入値と理論値の相違に関しては 3.2 節の留意点として述べる。

3.1 分析方法

本分析は 2019 年の国民生活基礎調査における回答者の個票データを用いつつ、健康保険料部分の政策変更による影響評価を行う。政策変更は細かな保険料計算の変更を伴うため、回答者の保険料に関する記入値では政策変更の効果を計算することができない。そのため、まず回答者の健康保険料がどのように決定されるかを明らかにするために、一定の仮定を置いて理論値を計算する。

分析上の仮定については、被用者にあたる回答者は全国健康保険協会管掌健康保険(以下、協会けんぽ)に加入していると仮定して理論値の計算を行う。被用者は本来、協会けんぽ以外に、組合管掌健康保険(組合健保)、共済組合、船員保険などに加入している場合があるが、どの保険に加入しているかの制度区分の情報が国民生活基礎調査にはない。そのため、2018 年末に 3,940 万人(総人口の 31.2%、全国健康保険協会「平成 30 年度事業年報」)と最も加入者の多い協会けんぽに加入していると仮定した。

個人での加入者に関しては国民健康保険に加入しているとし、75 歳以上については国民生活基礎調査でその他の健康保険に加入しているとの記載がなければ、後期高齢者医療制度に加入しているとした。いずれの保険制度においても、加入地域によって保険料が異なる。そのため、地域情報にかかわらず、東京都における加入制度が適用されるとし、特に国民健康保険については過去の計数が継続的に得られ、保険料の計算時に資産割が存在しない東京都中野区の国民健康保険制度にしたがうこととした。また、収入については国民生活基礎調査の記入値が正確であるとの前提で、回答のある世帯員の計数はそのまま用いることと

し、勤務形態や年齢と所得の関係などの整合性の確認は行わないこととした。

被用者の健康保険料については前述の通り、協会けんぽの「都道府県毎の保険料額表」のうち、「平成 30 年度保険料額表（平成 30 年 4 月分から）」の「被保険者の方の健康保険料額（平成 30 年 4 月～）」における東京都の保険料率を用いることとした。また、本来は標準報酬月額から保険料を求めるが、賞与にかかる保険料がわからないため、本分析では保険料率をかける簡便計算で求めた。協会けんぽには「任意継続被保険者」制度があるが、該当者かどうかの区分が困難なことから、被用者保険に入っているとした場合には、通常の保険料率で計算している。

国民健康保険についても前述のとおり、東京都中野区の国民健康保険の保険料率を用いることとしている。後期高齢者医療制度も同様であるが保険料の計算に、「前年中の旧ただし書き所得」（総所得金額等から住民税の基礎控除額を差し引いた額）の計算が必要となる。国民生活基礎調査には前年度の収入情報はないため、2018 年の所得と同水準であるとの仮定で計算している。総所得金額等の計算には「雇用者所得」部分に給与所得控除、「公的年金・恩給」、「企業年金」、「個人年金等」部分に公的年金等控除を適用したうえで、所得として計算し、「事業所得」、「農耕・畜産所得」「家内労働所得」、「財産所得」、「雇用保険」、「児童手当等」、「その他の社会保障給付金」、「その他の所得」を合算したものを総所得金額等として計算している。なお、「企業年金」、「個人年金等」は一時金受取の場合には退職所得として退職所得控除が適用されるが、どのような受取になっているかがわからないため、年金受取として受け取っていると考えて、雑所得の公的年金等控除を適用している。東京都中野区の健康保険料は均等割と所得割で構成され、資産割はない。また、保険料は基礎分と支援分を保険料とし、介護分は理論値の計算からは除外して、記入値をそのまま利用している。後期高齢者医療制度は東京都後期高齢者医療広域連合の保険料率を利用する。

更に、国民健康保険、後期高齢者医療制度においては減免制度が存在することから、所得要件によって減免制度が自動適用されることとした。この際には保険料の世帯上限額も適用されるとした。まず、国民健康保険も後期高齢者医療制度も世帯上限が設定されていることから、世帯員の国民健康保険も後期高齢者医療制度の合計額を、基礎分と支援分に付いて上限を超えている場合には上限額でとどまることとし、個人の支払額は世帯員で均等割することとしている。つぎに、国民健康保険も後期高齢者医療制度とともに、世帯員と世帯内の所得が一定所得以下の場合には、世帯員の保険料の減免を適用している。

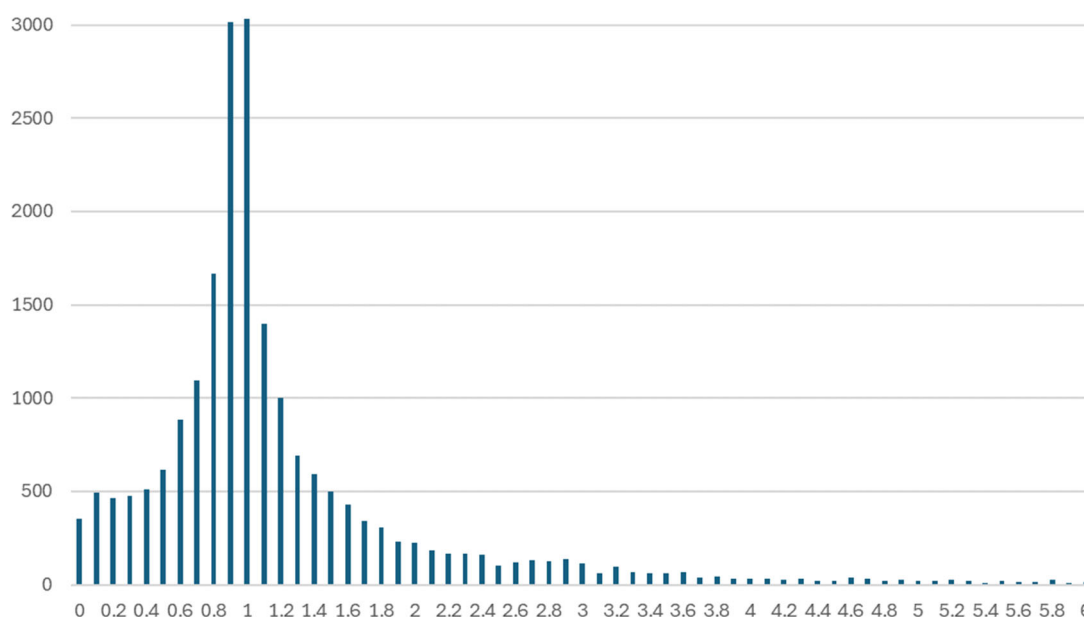
これらの計算上の仮定を適用したうえで、世帯員単位の健康保険料を計算した。なお、国民健康保険も後期高齢者医療制度も世帯主に支払の義務があるが、保険料の支払額は世帯員単位で計算している。更に、同一制度の加入者に関しては均等割としている。

3.2 計算結果の留意点について

3.1 節の前提のもとで、健康保険料の理論値を計算した。なお、回答者の加入制度が厳密

にわからない以上、記入値との間に一定の誤差が生じることは避けられない。さらに、国民生活基礎調査の健康保険料の記入値は千円単位の年間額となっており、一定の丸め誤差が生じる可能性がある。また、保険料が生じているはずにも関わらず、記入されていないケースや国民健康保険の場合には世帯主が家族全員の保険料を一括して支払っている関係で、世帯主の保険料が突出し、他の世帯員の保険料が 0 とされて計上されていないなどの記入時の誤解も見られる。そのため、記入値と理論値に大きな差が生じることが多い。それらについて、世帯別の記入値と理論値の誤差について以下にまとめる。

図1 健康保険料における理論値に対する記入値の比の度数分布



出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

図1には、健康保険料における理論値に対する記入値の比の度数分布を示している。比率の最小値は0、最大値は317.1となっており、平均値は1.005であった。比率が0.9から1.0以下には3,016、1.0から1.1以下には3,035の観測数があり、理論値と記入値がほぼ一致している1の前後に集中していることがわかる。ただし、総観測数が34,897であることから、0.9から1.1以下となっているのは、全体の17.3%に過ぎない。

理論値が個人の健康保険制度を反映していないため、厳密に一致することは難しいことに加え、個票に健康保険額の回答がない場合や誤記入がある場合もあり、保険料の算出根拠となる収入に関しても0となっている場合など正確性に懸念があるものも一定数存在する。なお、0近辺のものは理論値に対して記入値が限りなく0に近いものになっている場合で、記入値がない場合や他の家族が支払った保険料を自身の保険料として計上していない場合が考えられる。一方、1を大きく超えた場合には、理論値よりも記入値の支払額が多い場合

で、収入が正しく計上されていない場合などに保険料の理論値が減免制度の自動適用などで少額にとどまる一方で、本来の収入のもとでの保険料を回答したことで計数が理論値を大きく上回ったり、世帯員全員分の保険料を世帯主が納めたことで世帯主の保険料として全額を計上して、理論上の個人の保険料を大きく上回る場合が考えられる。そのため、記入値と理論値については一定の差が生じていることは避けられず、平均値や度数分布で見れば一定の妥当性はあるものの、ジニ係数などの所得格差の指標において、これらの結果の影響が生じる可能性については留意が必要である。

3.3 分析結果

本節では3.2節で与えた仮定のもとでの理論値を計算し、記入値と比較する。記入値と理論値の乖離は少ないことを確認したうえで、政策シミュレーションとして、「子ども・子育て支援金」の資金調達プランを5つ準備したうえで、可処分所得の経済格差について評価を行う。なお、本節における平均値や指標の計算には拡大乗数を用いた調整を行っている。そのため、得られた標本の単純計算ではないことを注記する。

記入値と理論値の比較について、3.1節の条件のもとで理論値に基づく計算を行い、世帯員数の平方根で世帯所得を割った、世帯別の等価可処分所得に基づいた結果を表1に示している。上部の数値は世帯別の等価可処分所得の十分位数であり、千円単位の記入値と理論値が併記されている。両者から明らかなように、低所得では理論値でわずかに等価可処分所得が高く、高所得では可処分所得が低くなっていることがわかる。ただ、その差は低所得世帯では9千円程度、高所得世帯では8万3千円程度となっており、等価可処分所得全体に占める比率で見れば、誤差は1%程度と双方ともに小さい。下部にはジニ係数と相対的貧困線が示されているが、理論値のほうが両者とも僅かに低いものの、ほぼ差はないと考えてよいだろう。

表1 世帯別等価可処分所得の記入値と理論値の比較

	記入値	理論値
1	748.4	757.4
2	1445.5	1448.2
3	2033.6	2040.3
4	2609.5	2604.5
5	3138.4	3118.9
6	3776.6	3775.2
7	4715.4	4735.1
8	5699.5	5673.1
9	7041.4	7039.1
10	10950.2	10867.4
ジニ係数	0.3689	0.3679
相対的貧困線	0.1542	0.1540

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

つぎに、「子ども・子育て支援金」の資金調達オプションの比較を行うため、「子ども・子育て支援金」における資金調達として、健康保険における考えられる支援金拠出のプランを5つ準備して、それらがもたらす所得分位、ジニ係数や相対的貧困率への影響を評価する。なお、5つのプランは以下のもの考える。

プラン A：被用者保険では月額 800 円、国民健康保険では月額 220 円増加させ、後期高齢者医療制度は据え置きの場合

プラン B：被用者保険では月額 600 円、国民健康保険では月額 200 円、後期高齢者医療制度は月額 600 円増加させたケース(年金収入が 153 万円以上の人に限る)

プラン C：被用者保険では月額 600 円、国民健康保険では月額 200 円、後期高齢者医療制度は月額 600 円増加させたケース(年金収入が 221 万円以上の人に限る)

プラン D：被用者保険では月額 600 円、国民健康保険では月額 200 円、後期高齢者医療制度は所得割部分の料率を 0.83 ポイント増加させたケース(年金収入が 153 万円以上の人に限る)

プラン E：被用者保険では月額 600 円、国民健康保険では月額 200 円、後期高齢者医療制度は所得割部分の料率を 0.83 ポイント増加させたケース(年金収入が 221 万円以上の人に限る)

厚生労働省(2023)では、後期高齢者の負担増が発生する年金については、プラン B やプラン D のように、所得割と合わせて153万円以上の者とするケースのみが想定されている。「年金収入153万円以上」は、年金収入を得ている者のうち上位39%に相当し、年金収入という面では比較的上位に位置するものの、一般的な収入の多寡を考えれば、153万円は決して多い額とはいえないかもしれない。したがって、さらに年金収入が上位の者に限定したケースとして、令和6年度の激変緩和措置と同様の、「年金収入211万円以上」を追加的なケースとして設定している。また、プラン D とプラン E の「0.83ポイント」は、参考資料 p.11 で、所得割率が「改正なし」で9.87%、「改正後」で10.70%となっていることが根拠となっている。

本分析では、国民健康保険や後期高齢者医療制度では世帯上限が適用され、所得水準による減免も適用される。そのため、単純にすべての世帯員の負担が増えるわけではない。各プランのもとでの等価可処分所得の十分位への影響を表したのが表2である。表2からは可処分所得の変化幅が所得の増加につれて減少幅が増加する傾向にあることがわかる。中でもプラン A が全体的に見れば最も負担が重く、プラン C が最も軽いがプラン A 以外は金額面で大きな差になっているとは言えない。なお、第10十分位がその下の第9十分位より低くなるのは健康保険料に上限額があるため、協会けんぽであれば保険料率の上限、国民健康保険や後期高齢者医療制度では世帯上限がそれに該当する。協会けんぽの保険料率の上限は資金調達オプションでの負担額の上限を与えるわけではないが、実額で考えれば高所得世帯ほど影響は小さくなり、高所得世帯に片働き世帯や自営世帯が増えることを考えると、協会けんぽでの負担増は必ずしも累進的になるわけではない。国民健康保険や後期高齢者医療制度では上限にかかる世帯は支援金の増加でも上限を優先する前提のため、結果的に負担増加額に限界が生じる。プラン B からプラン E において、第7十分位への負担が大きくなる傾向があったり、プラン D では第3・4十分位へ、プラン E では第5十分位への負担が重くなるなど、負担増が顕著になる属性の個票が集中する所得階層で負担額が大きくなる傾向も確認できる。プラン A は比較的累進的な負担になっていると言えるが、その他についてはある程度の累進性を持ちつつも、特定の所得区分で負担が大きくなるなどの特徴があることもわかる。これらの結果から、それぞれのプランで所得階層別に与える影響は異なることがわかる。

表2 等価世帯所得分位別の平均可処分所得の変化（千円）

	標準ケース	プランA	プランB	プランC	プランD	プランE
1	757.4	-0.5	-0.3	-0.3	-0.5	-0.3
2	1448.2	-1.6	-1.8	-0.9	-0.7	-1.0
3	2040.3	-1.1	-4.4	-2.6	-19.1	-3.3
4	2604.5	-1.7	-3.1	-0.7	-11.3	-3.4
5	3118.9	-7.8	-7.5	-8.9	-3.9	-11.9
6	3775.2	-3.8	-2.3	-2.8	-2.4	-1.4
7	4735.1	-8.5	-12.1	-12.1	-12.4	-12.3
8	5673.1	-8.6	-3.0	-2.7	-4.5	-4.3
9	7039.1	-15.7	-12.4	-14.1	-15.6	-15.4
10	10867.4	-12.7	-11.1	-8.7	-9.1	-8.9

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

ジニ係数に与える影響は可処分所得十分位に与える影響とは異なっている。可処分所得十分位ではプランAが最も負担が大きい、ジニ係数の意味で最も悪化させるのはプランDとなっている。これは年金所得に対して健康保険料の負担が増加することで、高齢者への負担がジニ係数を上昇させると考えられる。その傍証として、プランEは同じ所得割の保険料率が増加しているが、適用水準が153万円から221万円へと上昇することで、ジニ係数の悪化がプランEよりも低下しているからである。

表3 ジニ係数への影響

	ジニ係数	標準との乖離
標準ケース	0.36791	
プランA	0.36802	0.000110
プランB	0.36794	0.000030
プランC	0.36797	0.000060
プランD	0.36827	0.000360
プランE	0.36805	0.000140

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

相対的貧困に与える影響についてはジニ係数と同様にプランDが増加しており、その他のプランでは逆に低下している。すべてのプランでは保険料負担が増加することから、可処分所得自体は減少していることが表2でも確認でき、表4の相対的貧困線の低下でも確認

できるが、それを下回る世帯員がプラン D の場合には高齢者であることが多いため、相対的貧困率が増加してしまうことが考えられる。その他のプランでは可処分所得の中央値が負担の増加で下がる一方で、低所得の世帯員への負担が増加しないことが原因だと考えられる。

表 4 相対的貧困への影響

	相対的貧困線	相対的貧困率	標準との乖離
標準ケース	126.801	0.1540141	
プランA	126.535	0.1539438	-0.000070
プランB	126.542	0.1538405	-0.000174
プランC	126.545	0.1537514	-0.000263
プランD	126.521	0.1543629	0.000349
プランE	126.542	0.1538973	-0.000117

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

3.4 まとめ

本分析は国民生活基礎調査の個票を用いながら、健康保険料を一定の仮定を置いたうえで理論値を求め、政策シミュレーションとして、「子ども・子育て支援金」の資金調達プランの比較を行った。特に被用者の加入する保険制度を限定した評価を行っているものの、ある程度の記入値に近い結果が得られることがわかった。また、政策シミュレーションでは高齢者に対する保険料負担を求めないプラン A が全体的に負担が大きく出る傾向にはあるものの、負担方法によって所得階層別に与える影響が累進的ではないことがわかった。さらに、高齢者への負担を大きくすると、経済格差の指標でみた場合、相対的に悪化する傾向にあることがわかった。このように考えると、経済格差の是正では高齢者に負担を求めることは必ずしも望ましくない事がわかる。

本分析は拡大乗数の利用もあるため、国民生活基礎調査の個票の記入値をできるだけ減らすことなく分析に利用することとした。平均値で見れば、記入値と理論値はあまり乖離しておらず、一定の妥当性はあるものの、個別に見れば、個票の回答で誤記入や未記入などがあるため、記入値自体の信頼性にも懸念がある。個票レベルでの記入上の問題がある場合にはジニ係数や相対的貧困率において、一定の歪みが生じることが考えられる。本来はデータクリーニングによって、標本から落とすなどの処理も必要だと考えられる。これらの取り扱いについては、今後の課題である。

4 公的年金の適用拡大

公的年金については、財政検証のオプション試算をもとにケース設定を行った。繰り返しになるが、「次期財政検証のオプション試算について」においては、オプション A として、次の3つのケースで被用者保険のさらなる適用拡大を想定している。

・適用拡大1：被用者保険の適用対象となる現行の企業規模要件を廃止した場合・所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合。

・適用拡大2：被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合・対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外。

・適用拡大3：一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合・学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ対象外)

4.1 分析方法

本分析では、モデルケースとして記入値を用いる。ただし、健康保険の分析と同様に、記入値と理論値に一部乖離が発生しており、第2号被保険者と回答しているが保険料がゼロである者、第2号被保険者の条件を満たしているが厚生年金以外の公的年金制度に加入している者などが見られる。そこで、調査年である2019年時点の制度をもとに国民生活基礎調査の各種のデータより、第2号被保険者と想定される者を特定し、保険料の理論値を算出することで、記入値との比較を行う。具体的には、「公的年金の加入状況」の項目において国民年金第2号被保険者と回答している者、年齢が70歳未満で「1週間の就業時間」が30時間以上の一般常雇者である者に加え、以下の条件を満たした者を第2号被保険者として、保険料の理論値を算出した。(1)70歳未満、(2)週の所定労働時間20時間以上、(3)賃金の月額が8.8万円以上、(4)学生でない、(5)雇用期間が1年以上見込まれること、(6)被保険者数が常時501人以上の企業あるいは官公庁に勤めていることの6点である。

また、2022年10月の制度改正によって社会保険の適用範囲が拡大され、厚生年金の加入対象者が増加している。さらに、2024年10月に予定されている制度改正によって短時間労働者に対する適用範囲が更に拡大することとなる。そこで、それぞれの制度改正による該当者を加えた場合についても分析を行う。2022年10月改正における適用拡大の対象は、2019年の条件に加え、「継続して2か月を超える雇用の見込みがあること」、「被保険者数が常時101人以上の企業あるいは官公庁に勤めていること」の2点を満たした者となる。

さらに 2024 年 10 月改正では、2022 年 10 月改正における適用拡大の対象者に加えて、「被保険者数が常時 51 人以上の企業あるいは官公庁に勤めていること」が加わった。

ただし、国民生活基礎調査においては、「勤めか自営かの別」で明らかになるのは「1 月以上 1 年未満」のみであり、2022 年 10 月の制度改正による条件として、2 か月を区切りにすることができないため、1 か月以上で設定を行っている。また「企業規模・官公庁の別」では「30～99 人」「100～299 人」、「500～999 人」という区切りになっているため、企業規模要件を完全に満たす形での分類はできないため、2019 年の理論値と 2022 年 10 月の制度改正の条件として、それぞれ 500 人以上、100 人以上の企業で設定を行い、2024 年 10 月の制度改正の条件として、30 人以上の企業で設定を行っている。このような想定のもと、次の 6 種類のケースで計算を行っている。

なお、本来であれば第 2 号被保険者自身の保険料の負担分は、標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれに保険料率(9.15%)を乗じたものの和であるが、本分析ではデータ上の第 2 号被保険者、追加の第 2 号被保険者ともに、「雇用者所得」に保険料率を乗じることで保険料を算出している。また、標準報酬月額および標準賞与額の上限額を考慮し、2019 年の保険料の理論値が 95.5 万円を超えた場合、保険料を 95.5 万円、2022 年と 2024 年の保険料の理論値が 98.8 万円を超えた場合、保険料を 98.8 万円と設定する⁵。

2019 年理論値：データ上の第 2 号被保険者に加え、2019 年の条件に該当する者を第 2 号被保険者に加えた。

プラン 1：2019 年理論値の第 2 号被保険者に、2022 年 10 月の制度改正で新たに該当者となる者を加えたケース。

プラン 2：プラン 1 に加え、2024 年 10 月の制度改正で新たに該当者となる者を加えたケース。

プラン 3：企業規模要件を撤廃、一定以上の収入(月 8.8 万円以上)、労働時間週 20 時間以上の短時間労働者へ適用拡大したケース。

プラン 4：企業規模要件、賃金要件を廃止、労働時間週 20 時間以上の短時間労働者へ適用拡大したケース。

プラン 5：一定以上の収入(月 5.8 万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大したケース。

⁵ 具体的には、標準報酬月額については、もっとも高い等級の標準報酬月額に 12 を乗じたものを標準報酬月額の年間上限額、賞与については年 2 回の支給があると仮定し、標準賞与額の 1 回あたりの上限である 150 万円に 2 を乗じたものを標準賞与額の上限とした。標準報酬月額の年間上限額と標準賞与額の上限額の和に保険料率を乗じたものを各年度の厚生年金保険料の上限として用いる。

4.2 分析結果

本項では、前節の設定のもとで求めたシミュレーション結果を示す。なお、前章と同様に平均値や指標の計算には拡大乗数を用いた調整を行っている。表 3 は世帯の等価可処分所得十分位別の年間の平均世帯年金保険料額、表 4 は 2019 年の制度のもとでの理論値からの変化率を示したものである。なお、年金保険料には厚生年金のみならず、国民年金の保険料も含まれる。

まず、表 5 の平均世帯年金保険料を見るとデータの値と理論値で乖離が見られる。また、その差は所得が高くなるほど大きい。一方で、理論値とそれぞれのケースを比較すると、理論値からプラン 4 までの各ケースでは、それほど大きな差にはなっておらず、企業規模や賃金要件の縮小あるいは撤廃による影響が小さいことがわかる。

一方で、プラン 5 については、他のケースよりも比較的大きな減少を見せている。これはプラン 5 の適用拡大の範囲が、他のケースと比べてかなり広範なものであることが理由であると考えられる。特に、他のケースと異なり、就業時間に関する要件を撤廃した結果であることから、多くの者が保険料の負担のために、労働供給を抑えている可能性を示唆するものである⁶。また、第 1 号被保険者であった者が第 2 号被保険者になる状況を想定した場合、厚生年金の保険料負担は労使で折半されるため、被保険者の保険料負担は第 1 号被保険者だったときと比べて重くなるとは限らない。したがって、プラン 1～プラン 4 の各ケースにおいては、負担が重くなる者、負担が軽くなる者の両方がある程度相殺され、理論値からの変化は比較的わずかなものになっていると考えられる。

⁶ なお、本分析は静的モデルであるため、制度変更前後で個人の行動は変化しない。実際には、制度変更がある場合、保険料の増加を避けるために、就業時間を減少させる者が一定数いる可能性があることには留意が必要である。

表5 世帯等価可処分所得10分位ごとの平均世帯年金保険料(千円)

	データ	理論値	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン5
1	23.15	24.58	24.65	24.80	24.51	26.15	30.56
2	43.46	46.62	46.55	46.70	47.00	47.60	53.13
3	67.04	73.54	73.60	74.03	74.26	75.31	82.21
4	87.18	97.43	97.83	98.08	98.37	99.76	108.30
5	127.39	148.18	148.45	149.40	149.64	150.60	160.47
6	188.08	222.54	223.47	224.14	224.50	226.23	241.86
7	304.89	340.84	341.75	342.35	342.61	344.88	365.08
8	402.17	445.12	446.47	447.45	447.27	449.38	475.57
9	543.50	604.51	606.70	607.59	607.81	610.54	639.96
10	737.66	836.70	844.92	846.01	845.45	847.38	897.12

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表6 2019年理論値からの平均世帯年金保険料の変化率(%)

	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン5
1	0.266	0.875	-0.285	6.372	24.315
2	-0.147	0.172	0.816	2.107	13.969
3	0.079	0.670	0.983	2.405	11.795
4	0.413	0.667	0.966	2.398	11.162
5	0.185	0.825	0.984	1.632	8.291
6	0.415	0.719	0.877	1.656	8.678
7	0.265	0.442	0.517	1.184	7.110
8	0.304	0.524	0.483	0.958	6.841
9	0.362	0.510	0.546	0.998	5.864
10	0.982	1.112	1.046	1.275	7.221

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表6の変化率を見ると、プラン4の第1分位とプラン5の第1分位～第4分位、中でも第1分位の変化率が大きいことが明らかになった。適用拡大の対象は主に労働時間が短かったり企業規模が小さかったりという、比較的賃金が低いと想定される層が中心となること、さらにプラン5では賃金のみを要件として適用拡大しているために第3号被保険者であった者も適用拡大の対象となったことが大きな要因であると考えられる。なお、適用拡大により影響があるのは所得の低い者が中心になると考えられるが、世帯の等価可処分所得

で評価しているため、所得の高い階層においても適用拡大の影響が見られる。

表7は所得十分位ごとの平均世帯可処分所得、表8は理論値からの可処分所得の変化率を示したものである。

表7、表8の結果は表5や表6の結果を反映しており、プラン1からプラン4までは保険料に大きな変化がなかったため、世帯の可処分所得に与える影響も僅かである。もっとも影響の大きいプラン5でも可処分所得の変化率はすべての所得分位において、絶対値で1%未満であり、厚生年金の適用範囲拡大による可処分所得への影響は小さいと判断できる。ただし、プラン4やプラン5ではもっとも所得の低い第1分位の変化率が大きいいため、これらの世帯に対する負担の軽減を議論する余地はあるだろう。

表7 世帯等価可処分所得分位ごとの平均世帯可処分所得（千円）

	データ	理論値	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン5
1	748.41	746.98	746.92	746.77	747.05	745.42	741.01
2	1445.46	1442.29	1442.36	1442.21	1441.91	1441.31	1435.78
3	2033.55	2027.06	2027.00	2026.57	2026.34	2025.29	2018.39
4	2609.53	2599.29	2598.89	2598.64	2598.35	2596.95	2588.41
5	3138.37	3117.58	3117.31	3116.36	3116.12	3115.16	3105.29
6	3776.64	3742.17	3741.25	3740.57	3740.22	3738.49	3722.86
7	4715.39	4679.43	4678.52	4677.92	4677.67	4675.39	4655.19
8	5699.54	5656.59	5655.24	5654.26	5654.44	5652.32	5626.14
9	7041.37	6980.36	6978.17	6977.28	6977.06	6974.33	6944.92
10	10950.19	10851.14	10842.93	10841.84	10842.39	10840.47	10790.73

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 8 2019 年理論値からの平均世帯可処分所得の変化率(%)

	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン5
1	-0.009	-0.029	0.009	-0.210	-0.800
2	0.005	-0.006	-0.026	-0.068	-0.452
3	-0.003	-0.024	-0.036	-0.087	-0.428
4	-0.015	-0.025	-0.036	-0.090	-0.418
5	-0.009	-0.039	-0.047	-0.078	-0.394
6	-0.025	-0.043	-0.052	-0.098	-0.516
7	-0.019	-0.032	-0.038	-0.086	-0.518
8	-0.024	-0.041	-0.038	-0.075	-0.538
9	-0.031	-0.044	-0.047	-0.086	-0.508
10	-0.076	-0.086	-0.081	-0.098	-0.557

出所：「国民生活基礎調査」2019 年調査より筆者作成。

表 9 はデータ、理論値、それぞれのシミュレーションケースにおけるジニ係数と理論値からのジニ係数の変化率および貧困線と貧困率を示したものである。理論値と比較すると、変化率はわずかではあるが、全てのケースにおいてジニ係数が改善している事がわかる。前述の通り、適用拡大の対象は比較的賃金が低いと想定される層であり、保険料の変化率は低所得世帯の方が大きいものの、保険料の増加が可処分所得に与える影響については、中高所得層層、特に第 10 分位に顕著であったため、その影響がジニ係数にも反映されたと考えられる。また、貧困率はすべてのケースにおいて低下する。ただし、すべてのプランにおいて理論値よりも貧困線の水準が低下していることから、保険料負担の増加による貧困線の低下が貧困率を改善させた一つの要因として考えられる。

表 9 ジニ係数とその変化率

	ジニ係数	変化率(%)	貧困線 (万円)	貧困率
データ	0.3994	-	126.70	0.1542
理論値	0.3987	-	125.72	0.1537
プラン1	0.3986	-0.0276	125.71	0.1537
プラン2	0.3986	-0.0251	125.65	0.1536
プラン3	0.3986	-0.0226	125.60	0.1534
プラン4	0.3987	-0.0075	125.56	0.1535
プラン5	0.3986	-0.0301	125.05	0.1533

出所：「国民生活基礎調査」2019 年調査より筆者作成。

5 むすび

本稿においては、2019年の国民生活基礎調査を用いて静的なマイクロシミュレーションを行い、医療保険、公的年金といった制度に変化があった場合に、どのような影響が生じるのかを分析した。本稿で得られた結果をまとめると次のようになる。

医療保険については、出産育児一時金の増額について、その財源を医療保険料から徴収したときの影響を分析した。厚生労働省(2023)にしたがい、従来通り協会けんぽ・健保組合・共済組合等・国民健康保険だけで負担するケース、前記の各制度に加えて後期高齢者医療からも負担するようにしたケースを想定し、また特に後期高齢者医療については、保険料を増加させる対象と金額についてもケース分けを行った。これらのケース分けにより、可処分所得10分位への影響ではプランA、すなわち後期高齢者医療制度の負担は据え置き、被用者保険と国民健康保険の被保険者のみ負担を増加させるケースにおける負担が最も重くなったが、ジニ係数で見れば、被用者保険と国民健康保険の被保険者の負担だけでなく、年金収入が153万円以上の後期高齢者についても所得割の料率を0.83ポイント増加させるプランでジニ係数が最も悪化するという結果が得られた。また相対的貧困率で見ると、すべてのプランで可処分所得は減少するものの、プランD以外では低所得の世帯員への負担は増加しないため、プランDで相対的貧困率が上昇する一方、その他のプランでは相対的貧困率は低下するという結果が得られた。

公的年金については、財政検証のオプション試算Aにあるような被保険者の適用拡大のケースを想定した。適用拡大による平均世帯可処分所得の変化率を見ると、プラン5では第1分位の平均世帯可処分所得を大きく引き下げていることが明らかになった。また平均世帯年金保険料は、プラン4の第1分位とプラン5の第1分位～第4分位、中でも第1分位の変化率が大きいことが明らかになった。適用拡大の対象が主に労働時間が短かったり企業規模が小さかったりという、比較的賃金が低いと想定される層、加えてプラン5においては賃金のみを要件として適用拡大しているため、政策変更前は第3号被保険者であった者なども適用拡大の対象となり、可処分所得や保険料に大きな影響を与えていると考えられる。ただし第3号被保険者への適用拡大は、他のプランと比較すると、幅広い所得階層でも発生する傾向にあると考えられるため、経済格差の指標で見た場合には、いずれのプランでも大きな差は生じない。

補論においては、国民生活基礎調査の記入値と理論的に想定される値との相違や、拡大乗数を用いた補正についての状況を整理した。現状を把握する上では記入値に基づく計算結果が必要となるのは当然であるが、政策シミュレーションを行う際には、記入値が制度から想定される値とは異なっている場合などもあることから、理論値を計算して適用することが不可欠となる。また第3節でも指摘されているように、データクリーニングによって標本から落とすなどの処理も検討する必要があるだろう。

最後に、本稿に残された課題である。保険料が変化することで控除額が変化し、それが所

得税などの額にも影響を与えることが考えられる。公的年金は適用拡大により被保険者数が増えることによる財政面への影響を検討するだけでなく、適用拡大の対象となった被保険者が将来的に受給者になったときの財政面への影響や所得分配への影響、あるいは被保険者自身の労働供給への態度の変化や、企業の雇用に対する態度の変化なども検討する必要がある。特に将来的に受給者になったときの影響などは、動的なシミュレーションを行うことで検討することも必要となるだろう。

補論 1 記入データに基づくシミュレーション

本論においては、世帯構造や所得等については記入されたデータをもとにしつつ、政策シミュレーションについては該当者を制度に準拠して設定し、計算を行っている。すなわち、当該世帯構造や所得に対して該当する制度が存在すれば、それが必ず適用されるという想定のもとで分析を行っている。一方で国民生活基礎調査のデータを確認すると、制度との関係は必ずしも明らかとはいえない。すなわち、本来児童手当を受給していると考えられるような世帯であっても受給していなかったり、逆に児童手当を受給していないと考えられるような世帯において受給していたりするということがある。医療保険料や年金保険料についても同様である。

したがって、各制度を変更した場合の効果を測定するにあたっては、本論で行っているように、該当する制度が存在すればそれが必ず適用されるという想定で分析を行うことが必要である。本稿においては、これを「理論値」と呼ぶこととしたい。ただし、「国民生活基礎調査の概況」などでは、記入された値をもとに計算がなされているため、同様の方法で計算を行ったとしても、記入値をもとにした場合と理論値をもとにした場合では乖離が発生する。たとえば児童手当の受給金額の最大値を見ると、児童手当を 168 万円受給しているようなケースが存在する。児童手当の支給要件と金額からは、このような値は考えづらい。また医療保険の加入状況と医療保険料の平均値、公的年金の加入状況と年金保険料の平均値の関係を見ると次のようになる。

表 10 公的年金の加入状況と平均年金保険料額

公的年金の加入状況	年金保険料 (千円)
国民年金第1号被保険者	64.9
国民年金第2号被保険者	291.3
国民年金第3号被保険者	50.4
公的年金に加入していない	4.8
不詳	18.3

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

表 11 医療保険の加入状況と平均医療保険料額

医療保険の加入状況	医療保険料 (千円)
国民健康保険・都道府県・市町村	70.4
国民健康保険・組合	143.8
被用者保険（協会けんぽ・組合健保・共済組合等）・加入者本人	178.9
被用者保険（協会けんぽ・組合健保・共済組合等）・家族（被扶養者）	11.9
後期高齢者医療制度	52.1
その他	41.1
不詳	56.6

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

すなわち、被用者保険の被扶養者、あるいは国民年金第3号被保険者のように、自らが保険料を負担する必要がないような場合でも、記入値で見ると保険料を負担しているようになっている場合が存在する。

したがって、シミュレーションを行う際には、これらの値をどのように取り扱うのかということも検討が必要である。前述の通り本論では理論値による計算を行っており、政策の効果を反映する上では理論値による計算が望ましいと考えられるが、記入値を可能な限り生かした計算も行っているため、その場合における制度変更の影響についても結果を示すこととする。なお、各ケースは本論におけるケース分けに準拠している。すなわち、表12における「児童手当1」は特例給付に対して所得上限が導入されているケース、「児童手当2」は所得上限を撤廃し、すべての子どもあり世帯に児童手当が満額支給されるケース、「医療1」～「医療5」は第3節のプランA～プランE、「年金3」～「年金5」は第4節のプラン3～プラン5に相当するものである。

表 12 各ケースにおけるシミュレーション結果(参考：記入値ベースでの計算)

所得分位	元データ	児童手当1	児童手当2	医療1	医療2	医療3	医療4	医療5	年金3	年金4	年金5
1	748.4	762.7	762.7	748.1	748.1	748.1	748.1	748.1	721.6	664.5	654.7
2	1445.5	1452.0	1452.0	1445.0	1445.1	1445.1	1445.1	1445.1	1390.7	1347.8	1342.0
3	2033.6	2041.3	2041.3	2033.1	2033.1	2033.1	2033.1	2033.2	1955.1	1910.2	1899.6
4	2609.5	2619.4	2619.4	2609.0	2609.0	2609.1	2609.0	2609.1	2529.8	2484.3	2464.3
5	3138.4	3148.8	3148.8	3137.8	3137.7	3137.8	3137.7	3137.9	3043.9	2991.2	2983.7
6	3776.6	3788.2	3788.4	3775.9	3775.9	3776.0	3775.9	3776.0	3637.0	3572.4	3553.9
7	4715.4	4730.0	4730.2	4714.5	4714.6	4714.7	4714.6	4714.7	4570.0	4500.8	4462.5
8	5699.5	5710.2	5712.6	5698.5	5698.7	5698.7	5698.7	5698.7	5528.7	5459.0	5409.9
9	7041.4	7048.8	7053.7	7040.3	7040.5	7040.5	7040.4	7040.5	6890.5	6816.8	6775.8
10	10950.2	10953.4	10957.4	10949.0	10949.2	10949.3	10949.2	10949.3	10806.9	10759.7	10701.7

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

医療保険の保険料引き上げは基本的にすべての被保険者に関係するものとなるため、すべての階層の可処分所得が低下する自然な結果となった。また公的年金の適用拡大も、高所得者層にも影響はあるものの、適用拡大の影響を強く受けると考えられる比較的所得の低い階層に大きな変化が見られる。一方児童手当はすべての所得階層で平均可処分所得を引き上げる効果を持った。本来であれば、想定している制度改正は所得制限の緩和あるいは撤廃、すなわち高所得者世帯にも児童手当が支給されるというものであるため、効果は高所得者層に偏ることが予想されるが、記入データに基づく計算では必ずしもそうはならない。したがって、記入値のみの分析では、制度を正しく適用した場合の政策効果を十分に把握できない可能性があり、理論値による分析が不可欠となるだろう。

補論 2 拡大乗数による補正と限界

国民生活基礎調査は全数調査ではないので、拡大乗数を使った補正が行われている。拡大乗数については、「第 1 回国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会」の参考資料 3 において説明がなされている。世帯票と所得票・貯蓄票ではそれぞれ計算方法が異なるが、世帯票では都道府県別日本人人口と国民生活基礎調査から得られた総世帯人員数との比、所得票・貯蓄票では都道府県・指定都市別の国勢調査調査区数(後置番号 1)と世帯票の実査地区数(後置番号 1)の比と世帯票実査地区から設定された単位区数と所得票の実査単位区数の比の積が、それぞれ拡大乗数となる。

たとえば 2019 年データについて、この拡大乗数を用いた計算結果を見てみよう。2019 年国民生活基礎調査の概況 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/14.pdf>) では、p.2「7 結果の集計及び集計客体」において、世帯票・健康票の集計客体数は 217,179 世帯とされている。この値は拡大乗数を使わずに集計すると求められる値である。一方 p.3「表 1 世帯構造別、世帯類型別世帯数及び平均世帯人員の年次推移」

において、2019年の総数は5178万5000世帯とされている。この値は拡大乗数を使って集計することで求められる値である。この値を実際のデータを用いて再現してみよう。

表 13 世帯構造別世帯数

世帯構造7分類	世帯数
住み込み・寄宿舍等の単独世帯	1,178,183
その他の単独世帯	13,728,779
夫婦のみの世帯	12,639,400
夫婦と未婚の子のみの世帯	14,717,813
ひとり親と未婚の子のみの世帯	3,615,503
三世帯世帯	2,626,804
その他の世帯	3,278,043
合計	51,784,526

出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

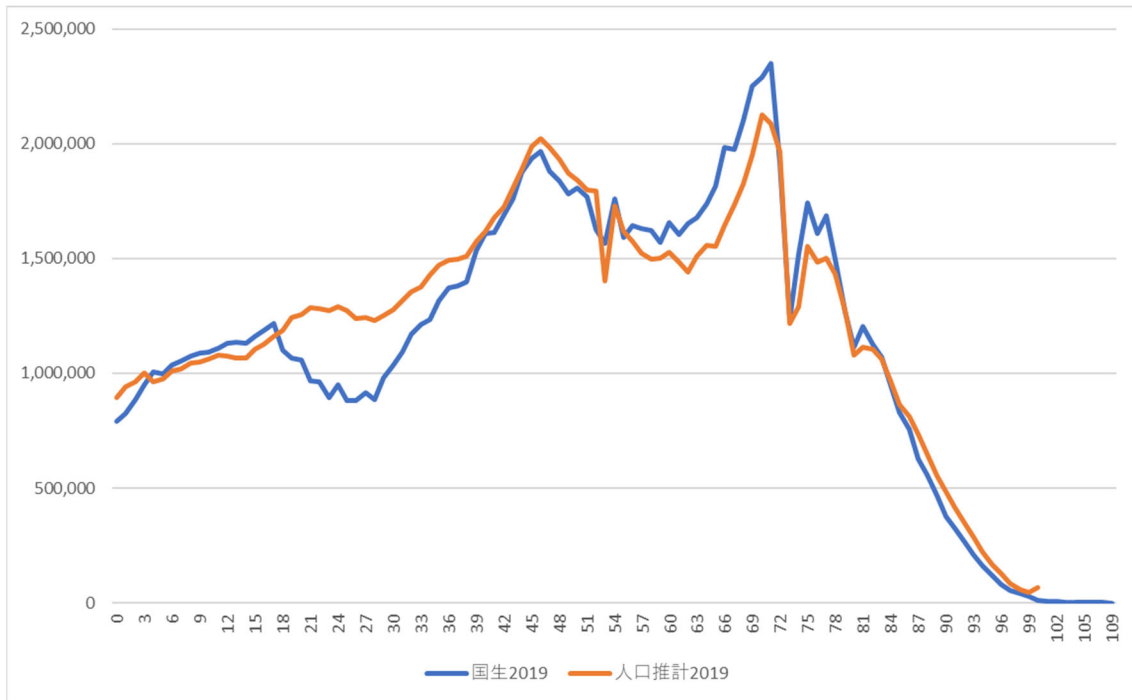
概況では1000人単位になっているため、上記の値を1000で除算することにより、概況と比較できる。上記の表13では「住み込み・寄宿舍等の単独世帯」と「その他の単独世帯」が分けられているが、それらをまとめれば14,906,962となり、概況における表1の14,907千人と一致する。「夫婦のみ世帯」以下は直接比較可能であり、それぞれ概況と計算結果が一致していることがわかる。同様に、相対的貧困率についても確認してみよう。ここでは旧基準による可処分所得を用いているが、同様に拡大乗数を用いることにより、貧困線は126.7万円、相対的貧困率は15.4%という値を得ており、これは概況の表11の値と一致する⁷。

ただし、拡大乗数を用いても、すべての誤差を補正できるわけではない。たとえば年齢各歳別人口を見てみよう。図2のように、拡大乗数で補正した後の国民生活基礎調査の値を人口推計の値と比較すると、20代、30代などでは国民生活基礎調査の値が人口推計の値を大きく下回り、逆に50代後半から60代にかけては国民生活基礎調査の値が人口推計の値を上回る。したがって、このような点についても補正を行うことが必要になる。たとえば矢田(2010)は、拡大乗数を用いてもあるべき全国の姿とは誤差が生じることを指摘し、国勢調査をもとにした補正率を用いて新たな拡大乗数を計算している。また土居(2017)は、日本家計パネル調査のデータについて国勢調査を用いた比推定を行い、世帯人員、世帯収入、世帯可処分所得の調整を行っている。本稿においては国民生活基礎調査内において提供されてい

⁷ 可処分所得の新基準と旧基準との違いは、可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、自動車税等および企業年金を追加しているかどうかである。すなわち、旧基準では自動車税等および企業年金は拠出金に含まないのに対して、新基準ではこれらを含んでいるという違いである。

る拡大乗数の利用にとどめているが、将来的には、特に動的なシミュレーションにより人口の変化を考慮するような場合には、さらなる補正を行うことが必要となるだろう。

図2 年齢別総人口の比較 国民生活基礎調査(拡大乗数補正後)と人口推計



出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。

参考文献

- 大野太郎(2023)「マイクロシミュレーションの展開と個人所得課税の負担構造」、『フィナンシャル・レビュー』令和5年第1号。
- 金田陸幸(2013)「所得課税における控除の実態—マイクロシミュレーションによる分析—」、『租税資料館賞受賞論文集』第22回(2013年)中巻, 公益財団法人 租税資料館。
- 金田陸幸(2020)「平成30年度税制改正による個人所得課税制の所得再分配効果への影響: マイクロシミュレーションによる分析」, 『季刊 個人金融』2020春。
- 川出真清(2016)「経済格差と税・社会保障負担に関するマイクロ・シミュレーション」, 『フィナンシャル・レビュー』平成28年第2号。
- 川出真清(2022)「2010年代の日本における家計の所得変動と政府の所得調節」, 『経済分析』第205号。
- 厚生労働省(2023)「医療保険制度改革について」, 第162回社会保障審議会医療保険部会参考資料4。

厚生労働省(2024)「次期財政検証のオプション試算について」, 第 12 回社会保障審議会年金部会資料 2.

土居丈朗(2017)「わが国の所得税の控除が所得格差是正に与える影響－配偶者控除見直しに関するマイクロ・シミュレーション分析－」, 『経済研究』 Vol.68, No.2.

土居丈朗(2021)「所得税改革が世代間格差に与えた影響に関するマイクロシミュレーション分析」, 『三田学会雑誌』 Vol.113, No.4.

内閣官房(2022)「全世代型社会保障構築会議 報告書」.

八塩裕之・長谷川裕一(2009)「わが国家計の消費税負担の実態について」, 『経済分析』 第 182 号.

矢田晴那(2010)「政策分析ツールとしてのマイクロ・シミュレーションの研究」, 『PRI Discussion Paper Series』 No.10A-04.

厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)

分担研究報告書

社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析の研究

研究分担者 八塩裕之 京都産業大学経済学部教授

研究要旨

目的 本研究の目的は、社会保障制度の改正や各種給付等による所得再分配への影響を試算する手法として、マイクロシミュレーション分析に着目し、属性別の影響を把握するためのモデルを構築することにある。

方法 2019年国民生活基礎調査の個票データを用いて、社会保障制度の改正や各種給付等による所得再分配への影響を試算するためのマイクロシミュレーション分析のモデルを構築した。その上で児童手当の拡充を想定し、政策変更の影響を所得十分位別の平均所得、相対的貧困率およびジニ係数により評価した。

結果 2019年の状況と比較して、2023年に決定した児童手当拡充は18歳以下の子供がいる世帯全体では2.5%、さらに低所得階層、たとえば第I階級においては18.2%の負担軽減効果というように、低所得階級ほど大きな負担軽減率となった。またジニ係数や相対的貧困率といった指標で見た場合、児童手当等の再分配効果は極めて小さいものの、子どもあり世帯に限定した場合には比較的大きな影響があった。

考察 負担軽減効果に比べて再分配効果が極めて小さいことは、幅広い所得階層に支給されるためと考えられる。

結論 児童手当の拡充は、低所得階級の負担を大きく軽減するとともに、子どもあり世帯に限定すれば貧困率も低下するなど、低所得の子育て世帯への経済支援としては有効であると考えられる。

A. 研究目的

本研究の目的は、社会保障制度の改正や各種給付等による所得再分配への影響を試算する手法として、マイクロシミュレーション分析に着目し、属性別の影響を把握するためのモデルを構築することにある。

B. 研究方法

2019年国民生活基礎調査の個票データを用いて、社会保障制度の改正や各種給付等による所得再分配への影響を試算するためのマイクロシミュレーション分析のモデルを構築した。その上で児童手当の拡充を

想定し、政策変更の影響を所得十分位別の平均所得、相対的貧困率およびジニ係数により評価した。なお、今回の改革で決定した児童手当制度を「2024 制度」、改革前の制度を「2022 制度」、データの調査年である 2019 年に実施されていた制度を「2019 制度」として比較を行う。

(倫理面への配慮)

国民生活基礎調査のデータは厚生労働大臣より承認(厚生労働省発政統 0621 第 1 号 令和 5 年 6 月 21 日)を受けて利用している。

C. 研究結果

2019 年の状況と比較して、特例給付自体がすべて廃止され、すべての児童に児童手当が支給されることとなった 2023 年に決定した児童手当拡充では、18 歳以下の子供がいる世帯全体では 2.5%の負担軽減効果となった。これを所得階級別に見れば、第 I 階級で 18.2%、第 II 階級で 8.3%というように、主に低所得階層において大きな負担軽減率となった。2024 制度の下での子育て世帯全体における負担軽減効果は-3.5%、2019 制度から 2024 制度への改革効果は-1.1%であり、こちらも同様に低所得階層の負担軽減率が大きい。

またジニ係数や相対的貧困率といった指標で見た場合、児童手当等の再分配効果は極めて小さい。しかし子どもあり世帯に限定した場合には、児童手当等でジニ係数の 3.5%の改善となり、これは児童手当等以外の再分配政策によるジニ係数の改善効果の

3 割強に相当する効果である。また相対的貧困率を見ると、国民全体では児童手当の拡充はむしろ貧困率を上昇させることになるが、こちらも子どもあり世帯に絞ると 0.8%ポイントの下落というように、比較的大きな影響があった。

D. 考察

児童手当等の再分配効果が極めて小さいことの理由としては、高所得層も含めた幅広い所得階層に支給されること、子どもあり世帯はその大半が所得が高い勤労世帯であり、そもそも比較的所得上位階級に多く属することなどが考えられる。また国民全体で見た場合に相対的貧困率が上昇するのは、児童手当等が所得上位層に分配される傾向にあることが理由であると考えられる。

E. 結論

児童手当の拡充は、低所得階級の負担を大きく軽減するとともに、子どもあり世帯に限定すれば貧困率も低下するなど、低所得の子育て世帯への経済支援としては有効であると考えられる。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

児童手当拡充のマイクロシミュレーション 京都産業大学 八塩裕之

1 はじめに

2023年1月に岸田内閣は「異次元の少子化対策」を打ち出し、その具体的な政策として同年12月に「こども未来戦略」を閣議決定した。その中核が、ライフステージを通じた子育てに係わる経済的支援などを盛り込んだ「子ども・子育て支援加速化プラン（加速化プラン）」である。加速化プランでは様々な給付や子育て支援の施策が計画され、その必要財源は年間3.6兆円と見積もられた¹。

とくに大きな話題となったのが児童手当の拡充である。この第2章では、今回、決定した児童手当の拡充が家計の負担にもたらす効果を、個票データによる静的なマイクロシミュレーションで分析する。用いるデータは厚生労働省による「国民生活基礎調査」の2019年調査の個票データ（所得票と世帯票）である。

本章の構成は以下である。まず次の2で2023年に決定した児童手当の拡充について簡単に説明し、続く3で、本章で用いる分析手法について述べる。そして4で分析結果を説明する。なお、本文では説明しないものの、今回の改革がもたらす効果や子どもを持つ女性の状況に関する分析をいくつか行っており、その結果を補論で表にまとめた。

2 2023年に決定した児童手当の拡張について

2023年に決定（2024年より実施予定）した児童手当の拡充は図1でまとめられる。図の左側が2023年の改革前制度で、右側が2024年より実施予定の改革後の制度である。ただし、図左側の改革前制度が成立したのは2022年の改革であり、その実施期間は2年間にとどまった。分析で用いる個票データ（「国民生活基礎調査」）の調査年である2019年には、2022年改革のさらに前の制度が実施されていた。そこで以下では、今回の改革で決定した児童手当制度を「2024制度」、改革前の制度を「2022制度」、データの調査年である2019年に実施されていた制度を「2019制度」とよぶ。

以下では図1を用いて2022制度と2024制度の改革内容を述べつつ、2019制度と2022制度の違いも説明する。まず、2022制度から2024制度への改革のポイントは大きく3点、すなわち①高校生（16～18歳）への支給拡大、②所得制限の撤廃、③3人目の子どもに対する支給拡大である。これらを順番に説明する。

まず①高校生（16～18歳）への支給拡大は、従来、児童手当の支給対象は中学生まで（すなわち15歳以下）であったが、2024制度でこの条件が緩和された。すなわち、高校生である16～18歳についても、今後は中学生と同様に月1万円の手当が支給されることとなった

¹ 「こども・子育て加速化プラン」の内容は、こども家庭庁（2023）に記されるが、その内容を説明したものとして柳瀬（2024）がある。

2。

次に②の所得制限撤廃である。2022 制度では、児童手当の「受給者（児童を養育する人）の所得」が一定の「所得制限額」を超えると、児童手当は支給されなかった。ここで、「受給者の所得」と「所得制限額」の計算方法は次のとおりである。まず、「受給者の所得」は図 2 で示す方法で計算する。一方、「所得制限額」は

$$622 \text{ 万円} + 38 \text{ 万円} \times (\text{受給者の扶養親族等の数}) \quad (1)$$

で計算する³。改革前の 2022 制度では、「受給者の所得」が「所得制限額」を上回る場合、児童手当は支給されなかった。改革後の 2024 制度ではこの所得制限を撤廃し、条件を満たす支給対象年齢の子どもがいれば、常に児童手当が満額支給される制度となった。

もっとも、今回の改革前の 2019 制度、2022 制度では、受給者の所得が所得制限を超えた場合、給付が完全に打ち切られたわけではなかった。すなわち、所得制限を超えても、子ども（中学生以下）一人当たり月 5000 円の特例給付が支給された。2019 制度では特例給付に関する所得上限は存在せず、結果的にすべての子どもに対して何らかの給付が行われたが、2022 年の改革で特例給付に対し一定の所得上限が導入された。すなわち 2022 制度では、

$$858 \text{ 万円} + 38 \text{ 万円} \times (\text{受給者の扶養親族等の数}) \quad (2)$$

で計算する「所得上限額」を「受給者の所得」が超える場合、特例給付は打ち切れ支給されなかった。このように、かつての 2019 制度では所得上位層に対し特例給付が支給され、2022 年の改革ではその部分的なカットが行われた。しかし 2024 制度では特例給付自体がすべて廃止され、すべての児童に児童手当が支給されることとなった。なお以下では児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」とよぶ。

最後に③ 3 人目の子どもに対する支給拡大である。従来は高校生から順番に数えて 3 人目以上となる 3 歳～15 歳の子どもに対し給付の上乗せ、すなわち一人当たり月 15000 円（すなわち年間 18 万円）が支給されたが、2024 制度はこれについて 2 点の拡張を行った。1 点目は、給付が上乗せされる「3 人目以上の子ども」の対象が、「3 歳～15 歳」から「高校生までのすべての子ども」になった。なお細かい点として、「3 人目」の数え方も、従来は「高校生（すなわち 18 歳以下）から順番に 3 人を数える」方法だったが、2024 制度では「大学生（すなわち 22 歳以下）の子どもから順番に 3 人を数える」方法に改められた。次に 2 点目の拡張は、3 人目の子どもに対する支給額の増加である。すなわち、従来の子ども一人当たり月 15000 円を倍増し、一人当たり月 30000 円（すなわち年間 360000 円）の手当が支給されることとなった⁴。

² 18 歳になる年度の 3 月末（すなわち学年の最後）まで給付が行われる。

³ 扶養親族には専業主婦（夫）の配偶者も含まれる。

⁴ ほかに、支給頻度の改正などが行われた。

3 分析手法について

本章で用いるデータは、厚生労働省による「国民生活基礎調査」2019年調査の所得票・世帯票の個票である。分析に必要な項目がそろった世帯数は22288世帯、人数は56043人である。これに対して静的なマイクロシミュレーション⁵、すなわち、データの各世帯の世帯構成や所得を個票データの情報で固定したうえで、それに改革前後の制度を当てはめて、各世帯が受け取る児童手当等（理論値）がどのように変化するかを分析する。また、所得税・個人住民税（ただし、総合課税分のみ）についてもデータの情報から理論値を計算し、分析に用いた。上述のように児童手当の計算では、受給者の所得制限額の計算で扶養親族数を求める必要がある（（1）式や（2）式）、税に関する計算も必要となるためである。なお、社会保険料は個票データの値をそのまま用いた。

分析の方法を簡単に説明する。最初に、データのすべての個人に対し所得税・個人住民税負担（理論値）を以下の方法で求める。まず、（3）にしたがって個人所得を計算する⁶。

$$\begin{aligned} \text{個人所得} = & \text{雇用者所得(給与)} + \text{事業所得} + \text{農耕・畜産所得} \\ & + \text{家内労働所得} + \text{財産所得} + \text{公的年金・恩給} \quad (3) \end{aligned}$$

これに対して、給与所得控除、公的年金等控除、青色申告控除を引いて合計所得を求めた後、基礎控除、配偶者控除（老人控除も含む）・配偶者特別控除、扶養控除（同居老親等扶養や特定扶養も含む）、社会保険料控除を差し引いて課税所得を計算する⁷。ここで、配偶者控除と扶養控除の対象は以下のように特定した。まず配偶者控除は、データの各世帯の構成員から夫婦を特定し、その夫婦における所得の大小関係や夫婦それぞれの合計所得額より控除の適用可否を判定した。次に扶養控除は、まず世帯の中で配偶者控除が適用されない被扶養者を特定し、それを一人ずつ順番に世帯の扶養者につけていく方法を取った。世帯の扶養者が複数人いる場合は、世帯全体の所得税負担最小化の観点から、扶養者の課税所得が最も高い人を都度選ぶ方法を取った⁸。また、社会保険料控除はデータの社会保険料額をそのまま

⁵ 本章で用いる分析手法は田近・八塩（2018）を拡張したものである。

⁶ 「個人所得」は本章で設定した概念だが、当初所得に公的年金・恩給を加えた値である。個人所得から給与所得控除、公的年金等控除、青色申告控除を引くと、合計所得が計算できる。

⁷ その他の所得控除についてはデータに情報がなく、分析には反映しない。

⁸ 例えば扶養者が2人、被扶養者が2人の4人世帯を考える。扶養者2人のうち、扶養控除反映前の課税所得が大きいほうの扶養者に1人目の被扶養者をつけ、扶養控除を引いてその課税所得を計算する。そして再び扶養者2人の課税所得を比較し、それが大きいほうの扶養者に2人目の被扶養者をつけ、その扶養控除を引いて課税所得を計算する。これによって、世帯内の扶養親族関係を特定する。

用いた。こうして求めた課税所得に税率表を適用して、所得税・個人住民税負担の理論値を計算した。

次に各世帯が受け取る児童手当等は以下の方法で計算した。まず、児童手当等の受給者を決定する。通常は両親（所得の高いほう）が受給者となるが、両親以外の人（児童を養育している人）になることもある。そこで今回のシミュレーションでは簡便に、受給者を世帯主とした⁹。次に受給者が所得制限にかかるかどうかを求める必要がある。まず、その所得を先の図2の方法で計算する。ただし、図2に示された控除額は「国民生活基礎調査」からほとんどとれず、また実際にはこれらの控除が適用される子育て世帯は限られると考えられるため、以下ではこれらは計算に反映しなかった。すなわち、(3)の個人所得から給与所得控除・公的年金等控除・青色申告控除を引いて総所得を求め、そこから一律8万円を控除して求めた。次に所得制限額は先述の(1)で求めるが、扶養親族等の数は先に述べた所得税の計算で得られる受給者の被扶養者数を用いた。2019制度と2022制度では、受給者の所得が所得制限額を下回る場合に児童手当が支給される。また、特例給付も同様の方法で支給の可否を決定した（所得上限は(2)で計算する）。そして、子どもの年齢や3人目の子どもかどうかを判別しつつ、児童手当の支給額を決定した。なお、本章では児童手当の受給資格があるすべての人が手当を受け取ると考えた。

次に世帯の税・保険料・手当の負担率を(4)で計算する。

$$\text{世帯の負担率} = \frac{\text{世帯全員の税・保険料} - \text{世帯の児童手当等支給額}}{\text{世帯全員の個人所得 (すなわち世帯所得)}} \quad (4)$$

また、個人所得から所得税、個人住民税、社会保険料を引き、児童手当等を加えて可処分所得を計算した。各世帯の等価世帯可処分所得を(5)で求める。

$$\text{等価世帯可処分所得} = \frac{\text{世帯全員の可処分所得}}{\sqrt{\text{世帯人数}}} \quad (5)$$

等価世帯可処分所得が小さい順番にデータの世帯を並べ替えたうえで、全世帯を10所得階級に等分し、所得階級ごとに税・保険料や児童手当等による負担率の平均値を計算した。一方、ジニ係数の計算については、まず世帯の当初所得（(3)の個人所得から公的年金・恩給を引いた値）を基に計算し、その後、年金や税、手当の再分配効果を分析した。最後に、等価世帯可処分所得を用いて相対的貧困率について分析した。なお、これらのすべての計算では、データが報告する拡大乗数を用い、データの全世帯が国民全体の分布を反映するように配慮した。

⁹ もう一つの方法として、世帯の最多所得者を受給者とするケースも分析したが、結果は大きく変わらなかった。

4 分析結果

(1) 子育て世帯の分布

最初に、データを用いて子育て世帯の実態を簡単にみていく。図3はまず、データの全世帯を、拡大乗数を用いつつ等価世帯可処分所得で10分位の階級に分類した¹⁰。図の左の列に各所得階級の平均世帯所得（個人所得（(3)式）の世帯合計の平均値）を示したが、最も低所得である第I階級は72万円、最も高所得である第X階級は1479万円となった。世帯所得の50%以上を勤労所得¹¹が占める世帯を勤労世帯、50%以上を公的年金・恩給が占める世帯を年金世帯とし、その分布を示すと、想定通り約1/3を占める年金世帯が低所得階級に、約2/3を占める勤労世帯が高所得階級に集まった¹²。次にこれを踏まえて、データの世帯のうち18歳以下の高校生がいる世帯を「子どもあり世帯（子育て世帯）」として抜き出すと、その比率は22.1%となった（図3の右側の部分）。子どもあり世帯の多くは勤労世帯であり、比較的所得の高い第VI～IX階級に多く属することがわかる。なお図3には、子どもの年齢別の所得階級分布も示している。

次の図4ではまず、上記の子どもあり世帯22.1%のうち15歳以下の子どもがいる世帯を抜き出した。子どもあり世帯22.1%の約85%にあたる19.1%がそうした世帯になるが、データ調査年である2019年は所得制限を超えたすべての世帯に特例給付が支給されたため、制度的にはこれが児童手当等（児童手当+特例給付）の対象世帯であった。

「国民生活基礎調査」には「児童手当等」という項目があり、まずはこれを用いて給付の実態を分析した（同じ図4）。それによるとデータ項目上、児童手当等を受け取った世帯は19.1%のうちの約2/3（12.3%）にとどまる。この比率は実際よりもかなり小さいと思われ、記入漏れが生じている可能性がある。

そこで以下では、3で述べた方法で計算した児童手当等の理論値を基に分析を行う。次の図5では、先に示した15歳以下の子どもがいる世帯（19.1%）を、2019制度のもとで児童手当を受け取る世帯と特例給付を受け取る所得上位世帯に分類した。これによると、対象世帯の約9割（17.2%）が児童手当、残りの約1割（1.8%）が特例給付の支給世帯となる。特例給付の世帯の所得階級は第VIII～X階級である。2023年の児童手当の改革議論では、児童手当の所得制限の撤廃是非が大きな論点となったが、その対象はこの1.8%の世帯であった。

なお前回、2022年の改革では特例給付に対し所得上限が導入され、所得上限を上回る世帯に対して給付のカットが行われた。この図5の右側の列に、特例給付の所得上限を超え、給付の対象から外れた（すなわち、給付なしの）世帯の分布を示す。2019制度で特例給付

¹⁰ 等価世帯可処分所得の各階級の区切りを第II階級より順番に示すと、以下のとおり。
84.85万、134.44万、174.49万、206.76万、241.20万、282.15万、331.53万、396.61万、504.53万。

¹¹ 勤労所得＝雇用量所得＋事業所得＋農耕・畜産所得＋家内労働所得

¹² 勤労世帯、年金世帯以外もあり、これらの合計は100%にならない。

を受け取った世帯（1.8%）の約半分（0.9%）がそうした世帯であった。これらの所得階級はすべて第IX・X階級である。

しかし、先述のように 2023 年の改革ではこうした特例給付の規定はすべて廃止された。また、16～18 歳の子ども（高校生）に対しても児童手当が支給されることとなった。すなわち改革後の 2024 制度では、図 4 で示した 22.1%の世帯すべてに対して、児童手当が満額支給されることになった。

（2）児童手当等の負担軽減効果

次に児童手当の負担軽減効果を分析する。ここでは引き続き、等価世帯可処分所得の 10 分位階級を用い、税や手当による負担の各階級の平均値（理論値）を計算した。静的マイクロシミュレーションの手法を使い、所得などは固定したまま、まずデータの対象年である 2019 年の制度で税や手当を計算し、続いて 2024 制度（もしくは 2022 制度）でも計算を行って、改革がもたらす税や手当の負担率の変化などを分析した。なお、所得税・住民税は今回の分析の中心テーマではないため、2023 年の所得税・個人住民税制度をすべての年で用いた。ただし一点だけ、2023 年に児童手当の拡張が決定した際、同時に高校生の扶養控除が部分的に縮小されることが決まったため、2024 制度はこれを反映した。また、社会保険料はデータの値をそのまま用いる。なお、「子ども・子育て支援加速化プラン（加速化プラン）」3.6 兆円の財源確保の一環で医療保険料から上乘せ徴収される「子ども・子育て支援金」は、制度の詳細が明らかでなく、今回の分析からは除いた。

以下では児童手当等に絞ってその負担軽減効果を説明する。まず、図 6 は 18 歳以下の子どもがいる世帯（先の 22.1%の世帯）の分析結果を示した。最初にこの図の左側の 2019 年制度の状況（(A)）を論じると、児童手当等の負担軽減効果は全体（図の D 列最下段）で 2.5%である。ただし、この値は各所得階級で大きく異なり、とくに低所得階級では非常に大きくなる（第 I 階級は -18.2%、第 II 階級は -8.3%）。この理由は同じ図の E 列に示した児童手当等給付額をみれば明確になる。すなわち、2019 年制度では第 I～VIII階級で、平均してほぼ 20 万円前後の児童手当等が支給されている。これを、分母に世帯所得をとった負担率で換算すると、低所得階級でより大きな値となる。一方、第IX・X階級では平均の給付額自体が小さいが、これは、子どもの数がやや少ないことに加えて、2019 制度で一部の所得上位世帯に児童手当でなく特例給付が支給されていたためである。

次に 2024 制度による児童手当拡張がもたらす効果について、同じ図（(B)の部分）で説明する。これによると、2024 制度の下での子育て世帯全体における負担軽減効果は -3.5%、2019 制度から 2024 制度への改革効果は -1.1%である。ただしこの負担軽減効果はやはり所得階級で大きく異なり、負担軽減率で見ると、低所得階級ほど大きいことがわかる。この理由も同様に、図の E 列に示した児童手当給付額の分布によって明確になる。すなわち、改革による児童手当の増加額は、第 I～VIII階級すべてで 6～9 万円であり、低所得から高所得まで子育て世帯に広く手当が拡張された。これを、分母に所得を取った負担率換算にすると、

上述した結果になる。ただ、第IX・X階級では給付額の増加がやや大きい（10万円以上）が、これは所得制限が撤廃され、所得上位階級に手当の満額が支給される影響と考えられる。

今回の児童手当拡張効果をより詳細にみるため、次の図7～図9を示した。2で述べたように、2023年に決定した児童手当拡張では3つの制度拡張、すなわち、①高校生（16～18歳）への支給拡大、②所得制限の撤廃、③3人目の子どもに対する支給拡大が行われたが、3つの図でこれらの対象世帯をそれぞれ取り出し、手当拡張の効果を示した。図7が①の高校生（16～18歳）がいる世帯、図8が②が大学生（22歳）以下の子どもが3人以上いる世帯¹³、図9が③所得制限の撤廃効果（2019年に特例給付を受け取っていた世帯）である。改革による負担軽減率は、①が全体で-2.5%（図7）、②が全体で-3.9%（図8）と大きいですが、手当の増加額では①が平均19万円、②が実に平均29万円となる。一方、③は2019年に特例給付を受け取っていた所得上位世帯であるが、もとの所得が高い（平均世帯所得は1580万円）ため、改革による負担軽減率は-1.1%とあまり大きくない。しかし手当は平均で約17万円増加し、改革後の児童手当額は約26万円と図6でみた子どもあり世帯全体の平均額（約26万円）と同じ金額となった。

（3）児童手当等の拡張がジニ係数と相対的貧困率にもたらす効果

次に児童手当の拡張がジニ係数や相対的貧困率にもたらす効果を分析する。以下ではまずジニ係数の効果を述べ、次に相対的貧困率について説明する。

ジニ係数は所得の均等度を測る指標であり、値が0に近いほど所得が平等といえる。図10と図11は世帯の所得による分析結果の一覧表を示す。まず図10の上段（全世帯）を説明すると、「当初所得」（世帯所得から公的年金・恩給を除いた所得）で計算したジニ係数は0.572となり、厚生労働省（2023）の計測と（定義やデータが異なるので、微妙に異なるが）近い値となった。次に再分配政策の効果を計測するため、年金や税・保険料、手当を反映して再度、ジニ係数を計測した（「再分配所得（2019児童手当等反映）」）。ただし、ここでは厚労省の計算方法に倣い、所得税・個人住民税（いずれも上記で計算した理論値）に固定資産税も加え、また児童手当（2019制度の理論値）に加えてその他社会保障給付も反映した。このジニ係数は0.392と、ここでも厚生労働省（2023）の計測値と近い値が得られた。当初所得からのジニ係数の改善は30%強となる。

次に児童手当等の再分配効果をみるため、再分配所得から児童手当等だけを差し引いた所得（「児童手当等反映前再分配所得」）のジニ係数を計測した。結果は0.394と先の0.392とほぼ同じであり、児童手当等の再分配効果は極めて小さいことが示された。この理由の第一は児童手当等が高所得層も含めて幅広い所得階層に支給されること、そして第二は先に図3でみたように、子どもあり世帯はその大半が所得が高い勤労世帯であり、そもそも比較

¹³ 2で述べたように、児童手当の支給対象は高校生だが、3人目の子どもを数え方で改革が行われ、大学生も含めることとなった。

的所得上位階級に多く属することであると思われる。また、児童手当が拡張された 2024 制度で再度ジニ係数を計測すると（「再分配所得（2024 児童手当制度反映）」）、それは（ごくわずかだが）むしろ悪化することがわかる（図 10 を参照のこと）。

ただ、子どもあり世帯に限定して同じ分析を行うと、やや異なる結果が得られるため、それを図 10 の下段に記した。ここではジニ係数に対する児童手当等の効果に注目すると、「再分配所得（2019 児童手当等反映）」とそこから児童手当等を引いた「児童手当等反映前再分配所得」では、前者のジニ係数が 0.294、後者のそれが 0.305 であり、児童手当等でジニ係数の 3.5%の改善がみられた。今回の改革後の 2024 制度を反映すると（「再分配所得（2024 児童手当等反映）」）、ジニ係数は 0.292 と（わずかではあるが）さらに減少する。このように子どもあり世帯に絞ると、児童手当の再分配効果を検出できる。子どもあり世帯で児童手当等以外（年金、税・保険料、その他社会保障給付）の再分配政策によるジニ係数の改善効果は約 10.4%であり、その 3 割強の再分配効果があるといえる。なお、図 11 は税・保険料の効果を考えず、世帯所得から直接、児童手当等を加えたときのジニ係数変化を示した。

最後に、児童手当の拡張が相対的貧困率に与える影響について分析する。ここでは等価世帯可処分所得をベースにして、相対的貧困率（等価世帯可処分所得の中央値の 1/2 を下回る世帯が占める比率）を計算した。ただし政府の再分配政策の定義として、ジニ係数計測時と同様に固定資産税やその他社会保障給付も加えた。結果を図 12 に示す。

先にジニ係数の分析で、児童手当等の再分配効果は小さいことを述べた。すなわち、子どもあり世帯が比較的所得の高い勤労世帯に集中するため、年金世帯も含めた国民全体で見ると、その再分配効果は小さくなるが、図 12 の上段の分析でも同様の結論が得られる。まずデータの全世帯で、2019 年における再分配所得（「再分配所得（2019 児童手当等反映）」）で相対的貧困率を計算すると、約 16.8%となった。次に再分配所得から児童手当等だけを引いた「児童手当反映前再分配所得」で同様に相対的貧困率を計算すると 16.7%となり、児童手当を入れたことでむしろ貧困率がわずかに上昇した。児童手当等が（年金世帯も含めた全世帯では）所得上位層に分配される傾向があることが、この原因と思われる。そして、2023 年の今回の改革を反映した「再分配所得（2024 児童手当反映）」で計算しても、相対的貧困率は 16.8%とほとんど変化しない。

一方で分析を子どもあり世帯に絞ると、これとはかなり異なる結果が得られる。図 12 の下段ではいわゆる「子どもの貧困率」、すなわち相対的貧困線より等価世帯可処分所得が下の世帯にいる子どもの比率を分析した。まず児童手当等（2019 制度）を反映した「再分配所得（2019 児童手当等反映）」で子どもの貧困率を計算すると、10.8%となる。しかし、再分配所得から児童手当等を差し引いた「児童手当等反映前再分配所得」で計算すると、貧困率は 11.9%と 1%ポイント以上跳ね上がる。また、今回の 2023 年の改革を反映した「再分配所得（2024 児童手当反映）」で計測すると、子どもの貧困率は 10.1%にさらに下落する。以上のことから、低所得の子育て世帯に対する経済支援という点では、児童手当拡張の効果は小さくないと考えられる。

参考文献

厚生労働省（2023）「令和3年所得再分配調査」

こども家庭庁（2023）「こども未来戦略 ～次元の異なる少子化対策に向けて～」

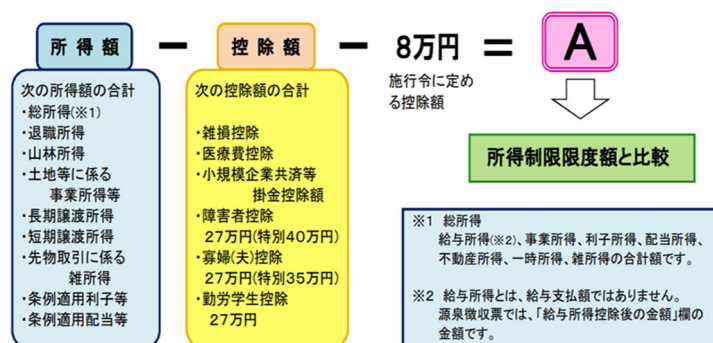
田近栄治・八塩裕之（2018）「家計の税・社会保険料負担の実態 - 『国民生活基礎調査』の個票による分析-」『租税研究』824号。

柳瀬翔央（2024）「次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略 - こども家庭庁の主な施策・予算及び財源確保策-」参議院事務局企画調整室『立法と調査』第463号。

図1 児童手当の拡充

子どもの年齢	2022制度		2024制度	
0～2歳	15000円		15000円	第3子以降 15000円
3歳～小学生	10000円	第3子以降 15000円	10000円	
中学生	10000円		10000円	
高校生	なし		10000円	
	所得制限あり		所得制限なし	

図2 「受給者の所得」の計算方法



(出典 埼玉県秩父市役所のホームページより抜粋 (2024年5月7日最終確認))

図3 等価世帯可処分所得階級別の世帯分布

	平均世帯所得 (万円)	比率 (%)	世帯タイプ		年齢別世帯分布					
			勤労世帯	年金世帯	比率 (%)	子どもなし世帯	子どもあり世帯	3歳未満子どもあり世帯	3～15歳子どもあり世帯	16～18歳子どもあり世帯
I	71.6	10.0	3.5	5.3	10.0	8.5	1.5	0.2	1.1	0.6
II	162.2	10.0	3.6	6.3	10.0	8.7	1.3	0.2	1.0	0.4
III	241.1	10.0	4.0	5.9	10.0	8.7	1.3	0.3	1.0	0.3
IV	310.3	10.0	4.2	5.7	10.0	8.3	1.7	0.5	1.4	0.4
V	384.6	10.0	5.2	4.8	10.0	7.8	2.2	0.6	1.7	0.4
VI	476.6	10.0	6.9	3.0	10.0	7.2	2.8	0.7	2.1	0.6
VII	596.2	10.0	8.2	1.6	10.0	6.5	3.5	0.8	2.7	0.7
VIII	714.1	10.0	9.0	0.7	10.0	7.0	3.0	0.5	2.4	0.7
IX	904.6	10.0	9.3	0.4	10.0	7.3	2.7	0.3	2.0	0.9
X	1478.6	10.0	9.3	0.1	10.0	8.1	1.9	0.2	1.3	0.7
合計	534.0	100.0	63.3	33.7	100.0	77.9	22.1	4.3	16.8	5.7

(出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。)

図4 等価世帯可処分所得階級別の世帯分布（子どもあり世帯）

	子どもあり世帯				
	子どもあり世帯 (18歳以下) (%)	16～18歳 子どものみ あり世帯	15歳以下の 子どもあり 世帯	データの 「児童手当等」 が正の世帯	データの 「児童手当等」 がゼロの世帯
I	1.5	0.3	1.2	0.6	0.6
II	1.3	0.2	1.1	0.6	0.5
III	1.3	0.2	1.1	0.8	0.3
IV	1.7	0.2	1.6	1.1	0.5
V	2.2	0.2	2.0	1.4	0.7
VI	2.8	0.3	2.6	1.6	0.9
VII	3.5	0.4	3.1	2.2	0.9
VIII	3.0	0.3	2.7	1.8	0.9
IX	2.7	0.5	2.2	1.3	0.9
X	1.9	0.5	1.5	0.9	0.6
合計	22.1	3.0	19.1	12.3	6.8

(出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。)

図5 等価世帯可処分所得階級別の世帯分布（15歳以下の子どもあり世帯）

	15歳以下 の子ども あり世帯 (%)	15歳以下の子どもあり世帯の給付状況			
		2019年に 児童手当を受給 した世帯	2019年に 特例給付を受給 した世帯	2023年に 給付なしの世帯	2023年に 特例給付を受給 した世帯
I	1.2	1.2	0.0	0.0	0.0
II	1.1	1.1	0.0	0.0	0.0
III	1.1	1.1	0.0	0.0	0.0
IV	1.6	1.6	0.0	0.0	0.0
V	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0
VI	2.6	2.6	0.0	0.0	0.0
VII	3.1	3.1	0.0	0.0	0.0
VIII	2.7	2.5	0.2	0.0	0.2
IX	2.2	1.4	0.8	0.3	0.5
X	1.5	0.6	0.8	0.6	0.2
合計	19.1	17.2	1.8	0.9	0.9

(出所：「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。)

図6 子育て世帯（18歳以下の子どもがいる世帯）の税・保険料負担と児童手当等の負担軽減効果

比率 (%)	18歳以下子ども人数	世帯所得 (万円)	2019年の制度 (A)				2024年 (改革後) 制度 (B)				改革効果 (B-A)				
			税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	
I	1.5	1.70	93.5	11.5	-18.2	17.0	-6.6	11.6	-28.3	26.5	-16.7	0.0	-10.1	9.5	-10.1
II	1.3	1.75	221.8	13.1	-8.3	18.4	4.8	13.3	-12.5	27.8	0.8	0.2	-4.2	9.4	-4.0
III	1.3	1.77	333.3	14.8	-6.1	20.4	8.7	14.9	-8.3	27.8	6.6	0.1	-2.2	7.4	-2.1
IV	1.7	1.87	432.3	16.2	-5.3	22.9	10.9	16.3	-7.2	31.3	9.0	0.1	-1.9	8.4	-1.8
V	2.2	1.77	510.9	17.0	-4.2	21.3	12.8	17.1	-5.4	27.7	11.6	0.1	-1.3	6.5	-1.2
VI	2.8	1.76	605.8	17.9	-3.5	21.0	14.4	18.0	-4.5	27.1	13.5	0.1	-1.0	6.1	-0.9
VII	3.5	1.75	727.9	18.7	-2.8	20.3	15.9	18.8	-3.6	26.3	15.2	0.1	-0.8	5.9	-0.7
VIII	3.0	1.67	884.9	20.1	-2.0	17.6	18.1	20.2	-2.7	24.2	17.5	0.1	-0.7	6.6	-0.6
IX	2.7	1.54	1106.5	21.6	-1.1	12.4	20.5	21.7	-2.0	22.6	19.7	0.1	-0.9	10.3	-0.8
X	1.9	1.49	1793.7	27.1	-0.6	9.9	26.5	27.2	-1.2	21.5	26.0	0.1	-0.6	11.5	-0.5
合計	22.1	1.70	731.6	20.7	-2.5	18.1	18.2	20.8	-3.5	26.0	17.2	0.1	-1.1	7.8	-1.0

(出所；「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。)

図7 高校生（16～18歳）の子どもがいる世帯の税・保険料負担と児童手当等の負担軽減効果

比率 (%)	18歳以下子ども人数	世帯所得 (万円)	2019年の制度 (A)				2024年 (改革後) 制度 (B)				改革効果 (B-A)				
			税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	
I	0.6	1.68	85.8	10.5	-9.7	8.3	0.8	10.6	-30.6	26.2	-20.0	0.1	-20.9	17.9	-20.8
II	0.4	1.90	235.6	12.0	-4.7	11.1	7.3	12.5	-14.3	33.8	-1.8	0.5	-9.6	22.7	-9.1
III	0.3	1.73	340.6	13.5	-2.7	9.3	10.8	14.0	-7.9	26.8	6.2	0.5	-5.1	17.4	-4.6
IV	0.4	1.89	444.4	14.4	-2.7	12.2	11.6	14.9	-7.5	33.5	7.3	0.5	-4.8	21.3	-4.3
V	0.4	1.72	532.3	15.7	-1.6	8.5	14.1	16.1	-5.2	27.6	10.9	0.5	-3.6	19.2	-3.1
VI	0.6	1.73	620.3	17.1	-1.4	8.8	15.7	17.6	-4.3	26.7	13.3	0.5	-2.9	17.9	-2.4
VII	0.7	1.71	753.5	17.0	-1.1	8.0	15.9	17.4	-3.4	25.6	14.0	0.5	-2.3	17.6	-1.9
VIII	0.7	1.76	926.2	19.7	-1.0	8.9	18.8	20.1	-3.0	27.7	17.2	0.4	-2.0	18.8	-1.6
IX	0.9	1.64	1148.2	21.5	-0.5	5.3	21.1	21.9	-2.3	26.2	19.7	0.4	-1.8	20.9	-1.4
X	0.7	1.47	1748.0	26.7	-0.2	3.3	26.5	27.0	-1.3	22.7	25.7	0.3	-1.1	19.4	-0.8
合計	5.7	1.70	770.7	20.6	-1.0	7.9	19.6	21.0	-3.5	27.1	17.5	0.4	-2.5	19.3	-2.1

(出所；「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。)

図8 大学生以下の子ども3人以上いる世帯の税・保険料負担と児童手当等の負担軽減効果

比率 (%)	22歳以下子ども人数	世帯所得 (万円)	2019年の制度 (A)				2024年 (改革後) 制度 (B)				改革効果 (B-A)				
			税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	
I	0.3	3.14	109.7	9.4	-30.9	33.9	-21.5	9.5	-56.6	62.0	-47.1	0.1	-25.6	28.1	-25.6
II	0.2	3.54	244.6	9.2	-15.0	36.7	-5.8	9.3	-30.2	73.9	-20.9	0.2	-15.2	37.2	-15.0
III	0.2	3.30	383.3	14.7	-11.2	42.9	3.5	14.8	-18.3	70.2	-3.5	0.1	-7.1	27.3	-7.0
IV	0.4	3.21	483.0	16.4	-8.2	39.6	8.2	16.5	-13.6	65.7	2.9	0.1	-5.4	26.1	-5.3
V	0.4	3.11	577.6	18.0	-6.7	38.9	11.2	18.1	-11.0	63.3	7.1	0.1	-4.2	24.4	-4.1
VI	0.5	3.14	688.3	18.1	-5.8	39.8	12.3	18.3	-9.5	65.2	8.8	0.1	-3.7	25.3	-3.5
VII	0.5	3.10	828.4	18.9	-4.6	37.9	14.3	19.0	-7.6	62.8	11.4	0.1	-3.0	24.9	-2.9
VIII	0.4	3.08	994.3	18.4	-3.2	31.9	15.2	18.6	-6.0	59.5	12.6	0.2	-2.8	27.6	-2.6
IX	0.3	3.11	1283.0	21.9	-1.6	20.5	20.3	22.2	-4.6	58.7	17.6	0.3	-3.0	38.2	-2.7
X	0.2	3.05	2051.3	28.5	-0.8	16.9	27.7	28.7	-2.8	58.1	25.8	0.2	-2.0	41.1	-1.8
合計	3.5	3.16	742.8	20.1	-4.7	34.8	15.4	20.2	-8.6	63.6	11.7	0.2	-3.9	28.8	-3.7

(出所；「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。)

図9 2019年に特例給付を受け取った世帯の税・保険料負担と児童手当等の負担軽減効果

	比率 (%)	18歳以下子ども人数	世帯所得 (万円)	2019年の制度 (A)				2024年(改革後)制度 (B)				改革効果 (B-A)				
				税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当等負担率 (%) (D)	児童手当等給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当負担率 (%) (D)	児童手当給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	税+保険料負担率 (%) (C)	児童手当負担率 (%) (D)	児童手当給付額 (万円) (E)	税・保険料・手当等負担率 (%) (F)=(C)+(D)	
I	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
II	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
III	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
IV	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
V	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
VI	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
VII	0.0	0.00	795.0	25.8	-1.5	12.0	24.3	25.8	-3.0	24.0	22.8	0.0	-1.5	12.0	-1.5	-1.5
VIII	0.2	2.00	1017.2	25.3	-1.2	11.7	24.1	25.4	-3.1	31.2	22.3	0.1	-1.9	19.5	-1.8	-1.8
IX	0.8	2.20	1186.4	25.7	-0.8	9.1	24.9	25.8	-2.2	26.2	23.6	0.1	-1.4	17.1	-1.3	-1.3
X	0.8	1.81	2089.0	30.7	-0.4	9.2	30.2	30.7	-1.2	25.2	29.5	0.1	-0.8	16.0	-0.7	-0.7
合計	1.8	1.93	1580.7	28.7	-0.6	9.5	28.1	28.8	-1.7	26.3	27.1	0.1	-1.1	16.8	-1.0	-1.0

(出所；「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。)

図10 ジニ係数の計測 (税・保険料、児童手当等の再分配効果)

	当初所得	世帯所得 (当初所得+年金)	児童手当等反映 前再分配所得 (世帯所得-税・保険料+その他給付)	再分配所得 (2019児童手当等反映) (世帯所得-税・保険料+その他給付+児童手当等)	再分配所得 (2022児童手当等反映) (世帯所得-税・保険料+その他給付+児童手当等)	再分配所得 (2024児童手当等反映) (世帯所得-税・保険料+その他給付+児童手当等)
全世帯	0.5719	0.4262	0.3937	0.3919	0.3918	0.3920
子どもあり世帯	0.3401	0.3308	0.3046	0.2939	0.2935	0.2920

(出所；「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。)

図11 ジニ係数の計測 (児童手当等の再分配効果)

	当初所得	世帯所得 (当初所得+年金)	児童手当等 (2019制度)のみ 反映所得 (世帯所得+児童手当等)	児童手当(2024 制度)のみ反映 所得 (世帯所得+児童手当等)
全世帯	0.5719	0.4262	0.4253	0.4253
子どもあり世帯	0.3401	0.3308	0.3217	0.3197

(出所；「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。)

図12 相対的貧困率の計測 (税・保険料、児童手当等の再分配効果)

(単位；%)

	世帯所得 (当初所得+年金)	児童手当等反映 前再分配所得 (世帯所得-税・保険料+その他給付)	再分配所得 (2019児童手当等反映) (世帯所得-税・保険料+その他給付+児童手当等)	再分配所得 (2024児童手当等反映) (世帯所得-税・保険料+その他給付+児童手当等)
全世帯	18.29	16.71	16.77	16.75
子どもの貧困率	12.36	11.93	10.78	10.13

(出所；「国民生活基礎調査」2019年調査より筆者作成。)

補論1 世帯タイプ別の所得、税・保険料、手当など（等価世帯可処分所得階級別）

全世帯 (単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	所得税	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(子一タ数)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)	
I	0.100	1.848	0.256	71.6	0.2	0.9	25.5	40.6	71.4	0.8	0.0	0.7	0.0	2.7	2.6	11.6	2.5	7.8	3.6	2.0	2.1	0.2	2.6	16.2	15.8	38.6	0.7	3.8	10.6	1.1	0.7	2305	2.6	0.0	0.0	4.0
II	0.100	1.977	0.233	162.2	6.3	3.1	56.2	92.7	155.9	2.3	0.3	1.5	0.7	3.9	2.4	2.5	2.2	14.1	6.4	3.9	3.6	0.2	2.4	17.8	24.3	77.5	1.0	11.8	28.5	7.2	5.4	2279	2.4	0.3	0.8	3.7
III	0.100	2.097	0.234	241.1	23.2	3.4	97.0	129.3	217.8	3.3	1.2	3.3	2.6	5.2	2.7	0.5	2.5	22.2	10.3	6.3	5.0	0.4	2.7	20.5	37.7	87.0	1.0	20.4	47.8	14.2	9.8	2329	2.7	1.2	2.7	3.7
IV	0.100	2.253	0.326	310.3	49.0	3.2	137.0	156.6	261.4	3.7	2.5	5.4	5.3	6.0	4.0	0.9	3.1	29.1	13.4	8.8	6.3	0.7	4.0	22.6	49.7	97.8	0.9	27.0	54.0	20.7	11.2	2239	4.0	2.5	5.4	5.4
V	0.100	2.437	0.394	384.6	83.4	3.3	209.9	158.4	301.2	6.7	4.4	7.9	8.9	6.6	4.7	0.6	3.7	37.0	16.2	13.6	6.2	1.0	4.7	22.4	72.4	93.3	0.9	35.0	60.3	25.7	13.6	2310	4.7	4.4	9.0	6.2
VI	0.100	2.637	0.499	476.6	136.5	6.0	327.7	123.2	340.1	8.8	7.6	11.3	14.3	6.4	6.0	0.6	3.9	48.1	19.8	21.2	5.9	1.3	6.0	25.0	108.7	74.1	1.1	47.0	69.3	24.3	15.7	2227	6.0	7.7	14.5	7.7
VII	0.100	2.890	0.606	596.2	206.2	10.0	461.4	101.9	390.0	14.2	12.9	16.3	21.5	7.9	7.0	0.7	5.0	62.8	24.3	30.5	6.0	1.9	7.0	27.1	144.4	62.4	1.1	62.0	76.0	25.2	18.9	2248	7.0	13.0	21.7	9.1
VIII	0.100	2.832	0.501	714.1	283.9	13.1	583.9	88.7	430.2	19.2	20.3	21.9	29.3	8.8	5.3	0.6	3.7	76.6	28.8	39.4	6.4	2.2	5.3	26.9	174.6	56.1	1.1	75.6	82.1	22.2	18.4	2201	5.3	20.5	29.5	7.3
IX	0.100	2.849	0.416	904.6	418.9	18.0	775.9	81.4	485.7	32.6	36.8	31.7	42.9	10.3	3.3	0.4	2.2	95.2	34.5	50.6	7.2	2.9	3.3	30.7	212.7	50.1	1.0	94.5	88.6	19.4	19.4	2155	3.0	37.1	43.1	6.1
X	0.100	2.636	0.290	1478.6	935.2	108.3	1198.7	68.2	543.4	113.4	158.8	66.5	94.4	17.3	1.9	0.2	1.2	131.2	49.6	68.6	9.1	4.1	1.9	34.7	255.7	42.2	1.3	130.8	90.1	9.8	13.4	1995	1.3	159.1	94.5	4.2
合計	1.000	2.446	0.376	534.0	214.3	16.9	387.4	104.1	302.8	20.5	24.5	16.7	22.0	7.5	4.0	1.2	3.0	52.4	20.7	24.5	5.8	1.5	4.0	24.4	109.6	67.9	1.0	50.8	60.7	17.0	12.7	22288	3.9	24.6	22.1	5.7

勤労世帯 (単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	所得税	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(子一タ数)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)	
I	0.035	2.436	0.631	87.1	0.5	0.2	71.6	3.0	86.6	0.5	0.0	1.0	0.1	2.1	6.4	9.7	6.1	11.5	5.7	4.3	1.1	0.4	6.4	20.0	43.8	2.7	1.7	8.6	24.9	3.0	1.9	2305	6.4	0.0	0.1	10.0
II	0.036	2.451	0.575	185.0	15.8	0.9	146.7	13.1	169.3	2.7	0.8	2.5	1.8	2.7	6.1	5.1	6.0	21.8	9.7	9.6	2.0	0.5	6.1	19.3	60.3	12.1	1.9	20.9	47.8	14.2	12.0	2279	6.1	0.8	1.9	9.1
III	0.040	2.528	0.527	272.1	46.5	1.5	226.6	19.6	225.7	5.1	2.3	5.4	5.1	3.6	6.1	1.0	5.9	32.0	13.1	15.2	2.7	1.1	6.1	23.8	83.6	18.0	1.6	30.9	55.5	17.8	18.3	2329	6.1	2.4	5.2	8.3
IV	0.042	2.900	0.762	360.8	86.5	0.9	303.1	28.4	274.3	6.2	4.4	8.9	9.3	4.5	9.3	1.7	7.3	41.0	16.5	20.2	2.8	1.5	9.3	23.0	104.8	24.0	1.5	39.8	59.8	21.8	22.7	2239	9.3	4.4	9.4	12.7
V	0.052	2.953	0.743	436.1	122.1	1.0	379.9	33.7	314.0	8.9	6.5	11.3	12.9	5.0	9.0	0.9	6.7	50.4	19.6	25.5	3.4	1.9	9.0	22.1	126.0	26.6	1.2	49.2	64.8	24.3	21.9	2310	9.0	6.5	13.0	11.7
VI	0.069	2.897	0.712	508.8	166.9	1.7	443.0	38.8	341.9	10.6	9.4	13.7	17.5	5.2	8.5	0.8	5.6	56.9	21.5	29.6	4.0	1.7	8.5	24.2	142.6	29.6	1.2	56.0	70.5	21.9	20.0	2227	8.5	9.5	17.6	11.0
VII	0.082	3.044	0.732	616.7	223.5	1.8	539.7	50.1	393.2	15.2	14.2	17.7	23.3	6.8	8.5	0.8	6.1	68.3	25.0	36.2	4.8	2.3	8.5	26.9	166.1	36.6	1.0	67.6	76.0	24.3	21.5	2248	8.5	14.3	23.5	11.0
VIII	0.090	2.907	0.555	727.7	293.2	4.0	630.5	62.6	434.5	20.1	21.3	23.0	30.3	7.6	5.9	0.6	4.1	80.4	29.4	42.9	5.9	2.5	5.9	27.0	186.8	43.2	1.1	79.6	82.4	22.0	19.5	2201	5.9	21.4	30.4	8.1
IX	0.093	2.894	0.442	914.5	422.3	4.9	818.2	62.0	492.2	33.3	37.3	32.5	43.3	8.3	3.6	0.4	2.4	98.4	34.9	53.7	6.8	3.0	3.6	30.7	223.3	41.4	1.0	97.7	89.4	19.3	20.2	2155	3.2	37.6	43.5	6.5
X	0.093	2.666	0.302	1456.1	902.9	32.1	1260.3	54.1	553.2	112.1	147.9	66.1	91.2	14.5	2.0	0.2	1.2	135.2	50.0	72.5	8.7	4.3	2.0	35.0	266.9	35.5	1.4	134.8	90.8	9.9	14.0	1995	1.4	148.2	91.3	4.4
合計	0.633	2.813	0.574	681.3	304.1	6.7	592.8	43.6	370.4	29.1	34.2	23.7	31.2	7.1	6.1	0.5	4.6	71.7	26.7	37.8	5.0	2.3	6.1	26.7	164.5	31.2	1.3	70.8	72.8	18.5	18.0	22288	6.0	34.4	31.3	8.8

年金世帯 (単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	所得税	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(子一タ数)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)	
I	0.053	1.562	0.031	77.1	0.0	0.1	1.3	74.8	77.1	1.1	0.0	0.5	0.0	3.1	0.3	4.6	0.2	6.4	2.8	0.6	3.1	0.0	0.3	14.3	1.2	71.3	0.3	1.2	3.0	0.1	0.0	2305	0.3	0.0	0.0	0.4
II	0.063	1.703	0.035	148.6	0.3	1.2	5.0	140.2	148.3	2.1	0.0	0.8	0.0	4.3	0.3	1.1	0.0	9.4	4.3	0.5	4.5	0.0	0.3	16.7	4.2	116.6	0.5	6.2	16.7	2.9	1.3	2279	0.3	0.0	0.0	0.6
III	0.059	1.816	0.038	220.5	6.8	2.0	11.3	204.8	213.8	1.9	0.3	2.0	0.9	5.9	0.4	0.3	0.3	15.6	8.5	0.5	6.7	0.0	0.4	18.3	7.2	134.2	0.5	13.4	42.4	11.8	4.2	2329	0.4	0.3	0.9	0.6
IV	0.057	1.797	0.010	274.6	20.8	2.5	17.3	252.2	253.8	1.9	1.0	2.9	2.4	6.8	0.1	0.3	0.1	20.6	11.1	0.5	8.9	0.1	0.1	22.3	10.0	152.6	0.4	17.7	49.8	20.1	3.1	2239	0.1	1.0	2.4	0.2
V	0.048	1.878	0.017	328.7	40.9	4.0	27.9	293.0	287.8	3.7	2.0	4.2	4.6	8.0	0.1	0.2	0.4	22.4	12.4	0.8	9.1	0.1	0.1	22.6	15.1	165.3	0.5	19.7	55.4	27.3	4.5	2310	0.1	2.1	4.6	0.2
VI	0.030	2.039	0.010	402.0	62.7	7.5	68.7	319.9	339.3	4.9	3.1	5.9	6.8	8.7	0.1	0.3	0.1	28.5	15.9	2.1	10.4	0.2	0.1	26.5	32.8	177.4	0.7	26.5	66.7	29.9	5.2	2227	0.1	3.1	6.8	0.1
VII	0.016	2.140	0.009	493.3	109.0	14.7	101.7	365.7	384.3	9.4	5.5	8.8	11.5	9.7	0.0	0.6	0.0	36.6	20.3	3.8	11.9	0.5	0.0	28.7	43.8	192.2	1.1	34.7	77.4	29.8	5.3	2248	0.0	5.5	11.5	0.1
VIII	0.007	2.175	0.000	580.5	166.4	30.7	160.8	380.7	414.1	9.5	8.9	11.2	17.4	15.0	0.0	0.0	0.0	37.6	21.8	4.0	11.6	0.2	0.0	28.6	64.5	195.9	1.0	36.4	81.2	28.2	6.9	2201	0.0	8.9	17.4	0.0
IX	0.004	1.956	0.008	700.5	293.5	42.1	185.6	452.9	406.9	14.1	18.7	14.3	30.1	15.1	0.1	0.0	0.0	45.6	25.3	6.5	13.3	0.6	0.1	26.8	67.7	195.9	1.1	44.5	76.3	19.3	2.2	2155	0.1	18.7	30.1	0.1
X	0.001	1.970	0.000	1017.7	549.0	91.6	278.0	647.3	468.8	31.8	62.3	26.2	55.6	18.3	0.0	0.0	0.0	52.8	35.1	3.4	12.9	1.4	0.0	26.4	93.3	227.2	0.2	51.4	75.0	20.5	1.1	1995	0.0	62.3	55.6	0.0
合計	0.337	1.805	0.024	253.1	29.5	4.3	27.0	218.4	219.3	3.1	1.6	3.1	3.2	6.3	0.2	0.7	0.2	17.8	9.6	1.0	7.2	0.1	0.2	20.2	13.4	137.4	0.5	14.8	39.6	14.8	3.0	22288	0.2	1.6	3.2	0.4

子どもがいない世帯

(単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(データ)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)		
I	0.085	1.554	0.000	67.8	0.1	1.0	16.6	46.3	67.7	0.8	0.0	0.6	0.0	2.8	0.0	11.8	0.0	7.3	3.5	1.6	2.3	0.1	0.0	14.8	11.0	44.3	0.7	2.9	7.7	0.6	0.5	2305	0.0	0.0	0.0	0.0
II	0.087	1.693	0.000	153.1	3.6	3.2	38.0	103.4	149.4	2.2	0.2	1.2	0.4	4.0	0.0	2.5	0.0	12.5	5.8	2.6	3.9	0.1	0.0	16.8	17.9	86.8	1.0	9.9	25.0	5.2	3.6	2279	0.0	0.2	0.4	0.0
III	0.087	1.820	0.000	227.1	16.1	3.4	71.6	143.9	211.0	2.3	0.8	2.7	1.9	5.3	0.0	0.4	0.0	19.7	9.6	4.4	5.4	0.3	0.0	19.9	28.8	96.7	0.8	17.9	46.1	12.2	8.4	2329	0.0	0.8	1.9	0.0
IV	0.083	1.858	0.000	284.6	33.8	3.7	83.7	186.2	250.9	2.7	1.7	4.0	3.8	6.2	0.0	0.4	0.0	24.5	12.1	4.9	7.2	0.3	0.0	21.5	32.5	116.0	0.8	22.1	52.2	18.3	9.0	2239	0.0	1.7	3.8	0.0
V	0.078	1.989	0.000	348.3	59.1	3.9	133.8	197.3	289.3	5.0	3.0	6.1	6.4	6.9	0.0	0.5	0.0	30.4	14.4	8.2	7.2	0.6	0.0	22.0	49.6	116.0	0.9	28.2	58.5	23.5	12.5	2310	0.0	3.0	6.4	0.0
VI	0.072	2.106	0.000	425.3	98.1	6.3	235.7	165.5	327.2	6.7	5.0	9.1	10.4	6.5	0.0	0.6	0.0	39.6	17.6	14.1	7.0	0.9	0.0	24.0	83.5	98.8	1.2	38.1	68.2	22.0	15.4	2227	0.0	5.0	10.4	0.0
VII	0.065	2.262	0.000	526.7	157.4	12.7	343.1	144.1	369.3	11.2	8.5	13.2	16.5	7.7	0.0	0.3	0.0	51.6	21.4	21.5	7.1	1.7	0.0	26.2	114.8	86.9	1.3	50.5	75.5	22.7	17.5	2248	0.0	8.5	16.5	0.0
VIII	0.070	2.302	0.000	640.5	231.0	16.1	479.9	115.1	409.5	13.3	13.9	18.0	24.0	8.4	0.0	0.5	0.0	66.0	26.5	31.0	6.9	1.7	0.0	24.1	151.7	72.2	1.3	64.9	81.1	20.4	17.8	2201	0.0	13.9	24.0	0.0
IX	0.073	2.429	0.000	829.8	357.3	21.5	681.2	102.1	472.5	26.1	26.6	27.8	36.7	10.4	0.0	0.5	0.0	88.0	33.1	44.7	7.7	2.6	0.0	30.0	197.3	62.0	1.0	87.1	88.2	20.0	16.7	2155	0.0	26.6	36.7	0.0
X	0.081	2.307	0.000	1402.4	874.4	122.4	1114.4	76.3	528.0	100.7	145.1	61.6	88.2	17.8	0.0	0.2	0.0	126.5	49.1	65.6	9.3	2.8	0.0	32.8	243.7	46.8	1.3	126.0	89.0	10.9	10.2	1995	0.0	145.1	88.2	0.0
合計	0.779	2.012	0.000	478.0	178.5	19.4	308.7	127.1	280.2	17.0	20.5	14.1	18.4	7.5	0.0	1.9	0.0	45.2	18.8	19.1	6.3	1.0	0.0	23.0	89.4	82.6	1.0	43.3	57.5	15.0	10.7	22288	0.0	20.5	18.4	0.0

18歳以下の子どもがいる世帯

(単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(データ)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)		
I	0.015	3.512	1.704	93.5	0.7	0.2	75.5	8.3	92.8	0.7	0.0	1.2	0.1	1.9	17.0	10.7	16.3	10.7	4.7	4.4	0.9	0.7	17.0	23.9	43.0	6.5	1.1	8.6	27.1	4.5	2.1	2305	17.0	0.0	0.1	26.5
II	0.013	3.831	1.754	221.8	24.0	2.0	174.8	22.9	197.8	2.6	1.2	3.0	2.7	3.0	18.4	3.0	16.7	25.1	10.3	12.3	1.7	0.8	18.4	23.6	65.9	17.0	1.6	24.6	51.3	20.1	17.5	2279	18.4	1.3	3.0	27.8
III	0.013	3.918	1.775	333.3	70.0	3.5	264.1	33.3	263.2	10.0	3.5	7.4	7.5	4.1	20.4	1.4	19.2	38.2	15.4	18.9	2.5	1.4	20.4	24.5	95.9	22.9	2.1	36.8	58.6	27.8	19.1	2329	20.4	3.6	7.9	27.8
IV	0.017	4.128	1.874	432.3	121.2	1.2	390.1	16.3	311.1	8.4	6.2	12.2	12.8	5.1	22.9	3.2	17.8	50.9	19.5	27.2	2.1	2.1	22.9	27.7	131.5	11.3	1.2	50.2	62.8	32.5	21.6	2239	22.9	6.3	13.2	31.3
V	0.022	4.000	1.769	510.9	168.1	1.1	475.2	22.8	342.8	12.6	9.2	14.3	17.6	5.4	21.3	0.6	16.4	59.9	22.1	32.4	2.7	2.6	21.3	23.6	151.9	14.0	0.6	58.9	66.5	33.6	17.4	2310	21.3	9.3	17.9	27.7
VI	0.028	3.978	1.757	605.8	233.1	5.3	559.7	16.5	372.7	14.2	14.2	16.8	24.2	6.1	21.0	0.6	13.6	69.8	25.3	38.9	3.3	2.2	21.0	27.5	172.5	11.5	0.9	69.2	72.0	30.1	16.4	2227	21.0	14.4	24.6	27.1
VII	0.035	4.080	1.755	727.9	298.6	4.7	685.7	22.1	429.3	19.9	21.1	22.3	30.9	8.2	20.3	1.5	14.5	83.9	29.8	47.5	4.1	2.5	20.3	28.9	200.4	16.0	0.7	83.6	76.9	29.9	21.8	2248	20.3	21.4	31.4	26.3
VIII	0.030	4.062	1.665	884.9	406.8	6.2	825.3	27.3	478.1	32.8	35.4	31.0	41.7	9.9	17.6	0.7	12.2	101.1	34.2	58.8	5.1	3.6	17.6	33.5	227.6	18.8	0.7	100.5	84.4	26.4	19.6	2201	17.6	35.8	42.2	24.2
IX	0.027	3.982	1.539	1106.5	585.2	8.5	1031.6	25.5	521.3	50.4	64.4	42.5	59.7	10.2	12.4	0.0	8.3	114.6	38.5	66.6	5.9	3.7	12.4	32.5	254.1	17.9	1.0	114.4	89.5	17.8	26.6	2155	11.3	65.2	60.4	22.6
X	0.019	3.995	1.486	1793.7	1186.5	50.1	1547.1	34.6	607.2	166.2	215.7	86.6	119.7	15.0	9.9	0.2	6.0	150.7	51.8	81.0	8.4	9.5	9.9	42.7	305.5	23.6	1.4	150.4	94.4	5.3	26.6	1995	6.8	217.0	120.4	21.5
合計	0.221	3.977	1.701	731.6	340.8	8.3	664.9	23.0	382.6	33.0	38.6	25.8	34.9	7.5	18.1	1.7	13.6	77.8	27.5	43.3	4.0	3.1	18.1	29.5	181.0	16.0	1.0	77.1	72.2	23.9	19.6	22288	17.7	39.0	35.4	26.0

2歳以下の子どもがいる世帯

(単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(データ)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)		
I	0.002	3.886	1.927	77.7	0.1	0.1	61.1	1.9	77.6	0.3	0.0	2.0	0.0	0.9	29.3	30.4	24.3	13.0	6.5	5.8	0.4	0.3	29.3	21.5	34.3	1.4	1.7	8.8	22.6	6.8	2.0	2305	29.3	0.0	0.1	36.0
II	0.002	4.004	1.742	232.6	38.6	0.0	194.3	9.1	194.0	2.5	1.9	3.5	4.3	3.3	27.5	2.1	12.1	24.1	11.8	10.8	1.1	0.4	27.5	26.4	71.2	8.3	1.6	22.4	49.3	29.5	11.8	2279	27.5	1.9	4.3	30.9
III	0.003	3.958	1.821	334.8	90.3	8.4	293.5	7.8	244.5	10.3	4.5	9.6	9.6	2.8	28.4	6.8	19.4	36.7	12.3	22.7	0.8	0.9	28.4	24.5	103.9	5.3	1.4	36.2	54.7	36.9	6.1	2329	28.4	4.5	9.6	34.0
IV	0.005	4.207	2.106	427.8	135.6	0.7	416.0	7.3	292.3	10.5	6.8	11.6	14.1	3.7	31.9	6.2	22.3	51.3	18.5	29.1	1.0	2.7	31.9	22.2	136.9	4.4	0.2	50.5	57.2	38.1	5.1	2239	31.9	6.9	14.2	40.3
V	0.006	3.944	1.789	500.0	189.7	2.2	475.5	9.2	310.3	15.9	10.6	13.2	19.6	3.8	28.0	1.5	20.6	55.0	21.3	30.7	1.0	2.0	28.0	21.6	149.7	5.1	0.5	54.5	59.8	36.2	4.4	2310	28.0	10.6	19.6	32.7
VI	0.007	3.843	1.683	586.8	247.1	1.1	556.0	9.2	339.8	13.5	15.4	15.8	25.4	4.8	26.8	1.6	13.7	64.3	23.7	36.0	1.9	2.6	26.8	25.2	167.5	5.6	0.7	64.1	65.0	33.6	3.2	2227	26.8	15.4	25.4	30.1
VII	0.008	4.103	1.763	717.2	318.7	6.3	680.7	23.0	398.5	23.9	24.1	22.8	32.7	7.6	27.8	5.6	15.9	75.4	25.7	44.7	2.4	2.7	27.8	30.9	194.1	16.4	0.5	75.1	71.0	31.5	10.0	2248	27.8	24.1	32.7	30.8
VIII	0.005	4.167	1.680	892.0	425.7	4.1	847.9	19.7	466.3	37.8	35.4	30.2	43.3	8.5	24.9	0.6	14.1	99.7	33.8	57.4	2.3	6.2	24.9	29.4	237.6	13.5	0.6	97.8	89.2	20.5	7.3	2201	24.9	35.4	43.4	29.3
IX	0.003	3.991	1.526	1070.8	573.9	4.3	999.5	32.0	496.9	38.0	58.9	36.5	58.1	6.6	19.6	0.0	11.6	96.8	34.9	55.0	3.4	3.5	19.6	28.3	260.1	19.6	0.9	96.7	97.9	18.5	3.2	2155	18.7	59.0	58.2	28.2
X	0.002	3.767	1.328	1496.0	952.6	74.2	1327.8	18.4	543.3	90.8	131.3	56.3	95.9	9.7	18.1	0.1	9.0	118.5	41.4	70.2	3.1	3.9	18.1	32.1	303.0	13.4	1.8	117.9	96.4	4.5	6.3	1995	16.5	131.3	95.9	23.2
合計	0.043	4.010	1.756	639.8	287.1	6.4	599.9	14.4	346.3	22.3	24.3	19.8	29.4	5.5	26.8	4.2	16.5	66.9	24.0	38.3	1.8	2.8	26.8	26.3	173.6	9.6	0.8	66.0	68.0	28.8	5.9	22288	26.7	24.3	29.4</	

3歳以上15歳以下の子どもがいる世帯

(単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	所得税	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(データ)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)	
I	0.011	3,792	1,932	98.5	1.0	0.1	79.1	9.9	97.6	0.8	0.0	1.2	0.1	1.7	21.6	12.6	18.8	10.8	5.0	4.2	0.9	0.7	21.6	24.0	44.4	7.7	1.1	9.1	28.1	4.9	2.3	2305	21.6	0.1	0.1	30.6
II	0.010	4,025	1,947	222.5	26.1	0.3	178.1	23.5	196.3	2.8	1.3	2.9	2.9	21.9	3.4	20.3	24.7	10.0	12.1	1.7	0.9	21.9	22.7	66.0	17.3	1.5	24.0	51.5	21.3	14.8	2279	21.9	1.4	3.2	31.4	
III	0.010	4,083	1,982	337.6	75.7	2.5	273.0	30.0	261.9	9.9	3.8	7.4	8.1	4.3	24.0	0.6	23.2	38.9	15.7	19.2	2.5	1.5	24.0	23.8	100.0	21.9	2.2	37.4	58.9	27.9	13.6	2329	24.0	3.9	8.3	31.4
IV	0.014	4,288	2,069	440.7	129.1	1.5	395.5	17.5	311.6	8.7	6.6	13.3	13.6	5.4	25.9	2.9	20.6	52.7	19.9	28.7	2.2	1.9	25.9	29.0	133.0	11.8	1.3	52.1	64.2	32.4	16.8	2239	25.9	6.7	13.8	34.7
V	0.017	4,161	1,973	521.2	178.7	1.2	489.9	18.3	342.5	13.6	9.9	13.8	18.6	6.0	24.1	0.6	19.1	62.3	22.3	34.3	2.7	2.9	24.1	23.5	155.5	11.7	0.7	61.2	66.6	33.9	13.0	2310	24.1	10.0	18.9	30.7
VI	0.021	4,160	1,960	620.0	244.8	6.5	569.0	17.8	375.2	14.8	15.2	18.3	25.3	6.7	23.8	0.5	15.8	71.9	25.8	40.3	3.4	2.4	23.8	28.0	175.0	12.8	1.0	71.4	73.2	29.9	12.1	2227	23.8	15.4	25.6	30.0
VII	0.027	4,146	1,915	734.5	315.1	1.6	697.7	19.6	419.3	21.6	22.9	22.9	32.4	8.2	23.1	0.7	17.3	84.4	30.2	47.7	3.8	2.7	23.1	27.6	201.6	13.9	0.7	84.1	75.7	30.2	13.1	2248	23.1	23.1	32.7	28.5
VIII	0.024	4,139	1,813	891.1	419.4	7.1	829.8	28.4	471.7	34.8	37.2	32.1	42.9	10.2	19.9	0.6	14.5	101.1	34.4	58.6	5.1	3.7	19.9	33.6	227.0	19.5	0.8	100.3	83.1	26.7	14.4	2201	19.9	37.6	43.2	26.2
IX	0.020	4,083	1,699	1122.4	613.1	10.0	1041.5	27.7	509.3	53.6	70.2	43.3	62.3	11.3	15.1	0.0	10.4	113.1	38.2	65.1	5.9	3.9	15.1	32.5	251.4	19.8	1.0	112.9	88.2	17.8	18.1	2155	13.6	70.7	62.7	24.9
X	0.013	4,081	1,683	1883.6	1289.2	51.8	1605.2	35.3	594.5	185.4	244.0	93.6	129.7	16.2	12.6	0.0	8.0	153.1	52.4	80.2	8.3	12.2	12.6	39.8	305.5	24.3	1.6	153.0	92.0	5.0	13.2	1995	8.1	244.7	130.0	24.3
合計	0.168	4,113	1,888	736.6	351.9	7.8	668.9	22.8	376.9	34.4	40.6	26.4	35.9	7.9	21.2	1.6	16.3	77.9	27.5	43.3	3.9	3.3	21.2	29.0	180.8	16.0	1.1	77.3	71.7	24.4	13.5	22288	20.6	40.8	36.2	28.8

16歳以上18歳以下の子どもがいる世帯

(単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	所得税	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(データ)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)	
I	0.006	3,361	1,682	85.8	0.1	0.3	71.3	6.1	85.6	0.4	0.0	0.8	0.0	3.0	8.3	4.9	11.7	9.0	3.5	3.5	0.9	1.2	8.3	25.9	41.9	4.5	0.9	7.3	25.0	2.7	3.4	2305	8.3	0.0	0.1	26.2
II	0.004	4,077	1,904	235.6	11.9	5.2	183.9	27.7	223.7	2.8	0.6	2.2	1.5	3.2	11.1	6.4	15.1	26.3	10.8	12.5	2.3	0.7	11.1	25.0	70.4	21.9	1.5	25.9	52.1	17.7	34.2	2279	11.1	0.9	2.4	33.8
III	0.003	3,947	1,732	340.6	38.7	0.7	253.1	51.3	301.9	9.2	1.9	6.4	4.5	4.9	9.3	0.0	10.5	39.5	15.9	19.2	3.5	0.9	9.3	27.1	91.4	29.8	1.8	38.1	63.6	22.3	54.8	2329	9.3	2.4	5.9	26.8
IV	0.004	4,386	1,891	444.4	80.1	1.5	397.0	20.9	364.2	7.6	4.0	10.0	9.1	6.3	12.2	2.3	8.7	50.8	20.7	26.1	3.1	0.9	12.2	40.5	135.1	15.8	1.2	50.4	65.0	27.8	69.0	2239	12.2	4.6	10.7	33.5
V	0.004	4,174	1,720	532.3	114.5	1.9	462.5	47.9	417.8	8.0	5.8	17.1	12.5	6.3	8.5	0.7	11.5	65.0	23.7	33.1	4.9	3.2	8.5	26.5	152.9	29.1	1.0	63.7	79.9	28.1	63.2	2310	8.5	6.5	14.4	27.6
VI	0.006	4,112	1,728	620.3	188.8	2.2	567.9	21.4	431.5	11.7	10.6	15.8	20.2	6.2	8.8	0.3	6.1	75.2	27.6	40.4	4.7	2.5	8.8	28.1	177.7	15.4	1.6	74.0	76.6	26.3	59.9	2227	8.8	11.7	22.2	26.7
VII	0.007	4,352	1,710	753.5	240.1	10.4	684.8	34.5	513.4	15.6	15.1	19.0	25.7	8.4	8.0	0.3	6.6	87.1	31.2	47.6	6.7	1.6	8.0	31.4	209.3	26.6	0.8	86.8	86.8	30.4	72.7	2248	8.0	16.4	27.8	25.6
VIII	0.007	4,332	1,757	926.2	376.3	2.2	874.4	30.4	550.0	30.4	32.0	32.0	39.3	10.1	8.9	1.5	5.8	111.3	36.4	63.1	7.9	4.0	8.9	38.8	240.2	23.4	0.7	110.7	88.8	27.9	58.3	2201	8.9	33.9	41.4	27.7
IX	0.009	4,266	1,640	1148.2	567.6	8.0	1063.4	23.2	580.6	53.3	62.0	46.7	58.6	10.5	5.3	0.1	4.8	126.5	42.5	73.4	7.4	3.2	5.3	36.0	261.0	16.9	1.1	126.2	92.0	15.4	68.1	2155	4.3	64.6	60.8	26.2
X	0.007	4,166	1,473	1748.0	1104.7	37.9	1565.5	33.9	643.3	154.5	200.1	83.8	112.2	14.3	3.3	0.4	2.2	154.0	53.7	86.6	10.0	3.7	3.3	52.2	301.9	22.3	1.1	153.6	93.8	4.8	65.9	1995	1.9	203.6	114.3	22.7
合計	0.057	4,129	1,704	770.7	331.5	8.3	696.8	28.5	430.9	35.4	41.2	27.6	34.4	8.0	7.9	1.5	7.6	83.3	29.3	46.0	5.6	2.4	7.9	34.1	184.8	20.1	1.1	82.6	75.2	19.6	55.8	22288	7.5	42.7	36.1	27.1

15歳以下の子どもがいて2022改革後、児童手当もらっていない世帯

(単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	所得税	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(データ)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)	
I	0.000	0,000	0,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2305	0.0	0.0	0.0	0.0
II	0.000	0,000	0,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2279	0.0	0.0	0.0	0.0
III	0.000	0,000	0,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2329	0.0	0.0	0.0	0.0
IV	0.000	0,000	0,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2239	0.0	0.0	0.0	0.0
V	0.000	0,000	0,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2310	0.0	0.0	0.0	0.0
VI	0.000	0,000	0,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2227	0.0	0.0	0.0	0.0
VII	0.000	0,000	0,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2248	0.0	0.0	0.0	0.0
VIII	0.000	4,000	2,000	1110.0	939.6	0.0	0.0	0.0	170.4	53.6	156.5	68.4	94.2	0.0	12.0	0.0	12.0	112.4	77.0	0.0	0.0	35.4	12.0	30.0	0.0	0.0	10.0	112.4	48.0	0.0	0.0	2201	0.0	156.5	94.2	24.0
IX	0.003	4,340	2,200	1320.3	887.4	24.8	1210.7	2.5	432.9	119.9	143.5	60.3	89.5	12.4	10.4	0.0	8.3	133.0	49.2	73.0	6.8	4.1	10.4	40.8	205.9	1.9	0.7	133.0	62.5	1.2	27.7	2155	0.0	145.1	90.5	36.1
X	0.006	4,041	1,806	2266.3	1762.0	92.1	1797.9	16.4	504.2	302.5	409.1	123.0	176.8	16.7	9.7	0.0	8.0	146.8	52.4	69.2	7.5	17.6	9.7	42.0	258.8	12.8	2.0	146.8	69.8	1.3	12.8	1995	0.0	409.9	177.1	26.8
合計	0.009	4,134	1,929	1966.1	1485.6	70.7	1606.9	12.0	409.8	244.4	325.2	103.2	149.2	15.3	9.9	0.0	8.1	142.4	51.5	70.1	7.3	13.5	9.9	41.6	241.1	9.3	1.7	142.3	67.4	1.3	17.4	22288	0.0	326.2	149.7	29.7

15歳以下の子どもがいて2022改革後、児童手当（特別給付含む）をもらっている世帯

(単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	所得税	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告料控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(データ)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)	
I	0.012	3,728	1,869	96.7	0.9	0.1	77.3	9.1	95.8	0.8	0.0	1.3	0.1	1.6	21.3	12.7	18.9	11.2	5.1	4.5	0.9	0.6	21.3	23.6	43.7	7.1	1.2	9.2	27.6	5.0	2.1	2305	21.3	0.0	0.1	29.8
II	0.011	3,973	1,881	222.0	26.8	0.3	176.5	22.4	195.2	2.7	1.3	3.0	3.0	21.7	3.2	19.1	24.5	10.0	12.0	1.6	0.9	21.7	23.3	65.5	16.6	1.6	23.8	51.3	21.7	14.7	2279	21.7	1.4	3.2	30.5	
III	0.011	3,986	1,881	334.5	76.9	4.0	273.0	27.0	257.6	9.6	3.9	7.7	8.2	3.9	23.5	1.6	21.8	38.5	15.2	19.5	2.3	1.4	23.5	24.0	99.2	19.8	2.0	37.1	58.0	29.0	12.5	2329	23.5	4.0	8.4	30.1
IV	0.016	4,150	1,957	433.2	127.8	1.3	393.2	15.5	305.4	8.7	6.5	12.5	13.4	4.9	25.1	3.5	19.5	51.5	19.3	28.0	2.0	2.2	25.1	27.9	132.0	10.4	1.2	50.8	62.7	33.0	15.3	2239	25.1	6.6	13.7	32.9
V	0.020	4,027	1,839	511.7	176.1	1.0	481.5	17.8	335.7	13.2	9.7	13.7	18.3	5.4	23.5	0.7	17.8	60.3	22.1	33.0	2.4	2.8	23.5	23.2	153.2	11.0	0.6	59.3	65.4	34.3	11.8	2310	23.5	9.7	18.5	29.0
VI	0.026	4,022	1,831	608.8	241.4	5.8	563.6	15.7	367.4	14.7	14.8	17.3	25.0	6.1	23.3	0.6	15.1	70.3	25.6	39.3	3.2	2.3	23.3	27.3	173.1	11.0	0.8	69.8	71.4	30.6	10.6	2227	23.3	15.0	25.2	28.6
VII	0.031	4,076	1,825	726.6	311.1	2.9	690.4	19.7	415.5	21.0	22.4	22.7	32.0	8.2	22.8	1.7	16.2	82.8	29.5	47.2	3.6	2.6	22.8	28.8	200.0	13.9	0.6	82.6	75.2	30.1	13.1	2248	22.8	22.5	32.3	27.6
VIII	0.027	4,091	1,740	885.5	415.6	6.4	827.7	27.1	469.9	33.5	36.4	31.3	42.5	9.9	19.8	0.7	13.8	100.2	33.9	58.6	4.8	3.6	19.8	33.1	227.4	18.5	0.7	99.6	83.5	26.4	13.7	2201	19.8	36.7	42.8	25.5
IX	0.019	3,977	1,551	1079.9	562.6	7.3	1004.2	30.4	517.4	41.3	56.7	39.9	57.2	10.3	15.8	0.0	10.3	108.4	36.1	62.9	5.4	3.9	15.8	30.8	258.5	21.5	1.1	108.1	93.0	20.3	14.8	2155	15.8	57.0	57.5	22.5
X	0.009	4,014	1,483	1526.9	873.1	19.5	1414.3	45.6	653.8	82.1	101.0	65.1	88.2	14.7	15.4	0.1	7.6	152.1	50.8	86.6	7.9	6.7	15.4	36.6	340.3	30.7	1.3	151.8	109.3	7.8	12.5	1995	15.4	101.4	88.5	21.5
合計	0.182	4,023	1,791	661.7	286.1	4.4	612.5	21.9	371.2	21.9	24.0	21.6	29.4	7.1	21.5	2.0	15.8	73.2	25.9	41.3	3.5	2.7	21.5	28.1	177.0	15.3	1.0	72.6	71.5	26.0	12.4	22288	21.5	24.2	29.6	27.7

高校生以下の子どもの数が3人以上いる世帯

(単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	所得税	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告料控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(データ)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)	
I	0.002	4,972	3,183	110.9	1.3	0.0	91.8	5.6	109.6	1.2	0.1	0.9	0.2	1.4	41.0	1.8	25.7	9.8	4.3	4.1	0.7	0.7	41.0	25.5	50.3	4.6	1.4	8.5	33.4	9.3	2.1	2305	41.0	0.1	0.3	66.8
II	0.002	5,900	3,345	242.8	29.7	0.0	179.4	39.3	213.1	2.0	1.5	2.1	3.3	3.1	40.8	13.5	40.7	17.6	6.5	8.7	1.6	0.7	40.8	25.8	64.7	32.8	1.8	17.3	51.6	23.6	21.2	2279	40.8	1.6	3.7	77.0
III	0.002	5,584	3,288	381.3	82.9	0.8	297.3	42.2	298.4	10.0	4.3	9.4	8.8	5.3	44.0	1.9	35.3	41.8	15.7	22.4	2.7	0.9	44.0	24.1	108.4	30.4	2.2	41.6	67.2	30.4	18.1	2329	44.0	4.4	9.2	70.9
IV	0.004	5,411	3,246	479.9	150.0	0.5	443.9	16.9	330.0	8.4	7.7	12.2	15.7	5.2	44.4	3.4	30.9	57.3	19.6	33.4	2.2	2.0	44.4	23.8	147.4	10.6	1.1	56.8	65.5	36.2	12.3	2239	44.4	7.8	16.0	69.4
V	0.004	5,240	3,125	576.2	227.5	4.1	540.1	5.7	348.7	14.9	14.0	17.5	23.5	6.4	41.8	0.6	32.0	66.8	23.4	38.2	2.1	3.1	41.8	24.5	162.8	5.0	1.0	66.6	66.9	33.6	12.6	2310	41.8	14.1	24.0	64.8
VI	0.004	5,370	3,133	685.2	292.5	1.3	612.8	19.8	392.7	23.6	20.9	20.7	30.2	7.0	41.7	1.0	25.2	73.5	29.1	37.7	3.6	3.1	41.7	28.3	183.2	13.7	1.1	73.0	76.3	30.3	15.1	2227	41.7	21.2	30.6	65.9
VII	0.004	5,447	3,102	826.9	363.6	1.3	779.4	30.8	463.3	30.3	29.3	28.3	37.3	12.3	40.7	1.7	28.8	91.5	31.8	52.8	4.5	2.4	40.7	32.7	219.1	22.6	1.3	91.2	82.5	29.2	17.5	2248	40.7	29.8	37.8	64.3
VIII	0.003	5,502	3,094	988.1	486.3	5.5	903.4	41.5	501.7	42.7	43.9	29.7	49.6	10.0	35.9	1.1	22.2	85.5	30.9	47.5	5.2	2.1	35.9	30.1	245.8	31.3	1.2	85.0	94.2	23.7	20.6	2201	35.9	44.8	50.5	63.4
IX	0.002	5,464	3,118	1295.4	739.1	0.0	1191.3	37.2	556.3	72.9	94.2	50.6	74.9	10.2	27.3	0.0	22.9	126.6	44.8	70.8	7.5	3.5	22.7	37.4	271.6	24.9	0.8	126.5	91.1	9.9	31.4	2155	22.7	96.3	76.3	65.9
X	0.002	5,435	3,023	2076.3	1488.7	36.6	1723.2	36.1	587.6	231.2	295.5	100.5	149.7	16.6	20.2	0.0	7.3	151.7	57.6	80.3	11.6	2.2	10.4	40.7	291.8	26.3	2.6	151.6	87.3	2.8	25.1	1995	10.4	297.8	150.9	62.1
合計	0.030	5,416	3,160	723.1	340.0	3.6	648.4	25.7	379.5	34.4	38.4	24.3	34.7	7.7	39.1	2.2	27.7	71.8	26.1	39.6	3.8	2.2	38.2	28.8	176.7	18.8	1.4	71.3	72.6	25.5	16.8	22288	38.2	38.9	35.3	66.7

大学生以下の子どもの数が3人以上いる世帯

(単位：万円)

比率	世帯人数(人)	22歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	所得税	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告料控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(データ)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)	
I	0.003	4,863	3,141	109.7	1.0	0.0	92.9	6.2	108.7	1.1	0.1	0.7	0.2	1.5	33.9	3.3	22.3	10.1	3.9	0.6	1.8	33.9	25.6	50.9	4.7	1.1	8.4	32.5	7.4	3.7	2305	33.9	0.1	0.2	62.0	
II	0.002	5,756	3,538	244.6	26.8	0.9	187.5	34.8	217.8	2.6	1.3	2.0	3.0	2.8	36.7	12.1	38.6	18.1	6.6	9.1	1.6	0.8	36.7	25.9	70.5	29.1	1.6	17.8	52.3	24.1	22.5	2279	36.7	1.4	3.3	73.9
III	0.002	5,609	3,298	383.3	80.4	0.8	294.0	42.9	302.9	9.9	4.2	9.2	8.6	5.2	42.9	1.8	35.0	43.5	16.1	22.8	3.2	1.4	42.9	24.2	108.4	31.3	2.4	42.5	68.1	30.3	20.0	2329	42.9	4.3	9.0	70.2
IV	0.004	5,381	3,214	483.0	136.7	0.8	445.4	18.4	346.3	8.2	7.0	12.1	14.5	6.2	39.6	2.9	27.6	57.7	19.5	33.8	2.4	1.9	39.6	35.3	149.4	12.0	1.1	57.1	65.7	35.6	25.4	2239	39.6	7.2	14.9	65.7
V	0.004	5,212	3,114	577.6	215.9	3.7	543.8	6.1	361.7	14.2	13.2	17.2	22.4	6.6	38.9	0.6	30.8	68.1	23.7	39.0	2.3	3.2	38.9	24.5	165.6	5.3	0.9	67.9	68.1	32.4	21.5	2310	38.9	13.4	23.0	63.3
VI	0.005	5,390	3,140	688.3	284.3	1.2	615.4	20.5	404.0	22.7	20.1	20.6	29.4	7.2	39.8	0.9	24.0	75.2	29.3	38.5	4.3	3.2	39.8	27.9	184.9	14.7	1.2	74.6	77.6	30.2	20.9	2227	39.8	20.4	30.0	65.2
VII	0.005	5,447	3,100	828.4	348.1	1.2	782.2	31.2	480.3	28.9	27.5	27.5	36.0	11.9	37.9	1.5	27.0	93.0	31.7	54.2	4.6	2.5	37.9	31.9	222.2	23.8	1.2	92.6	83.5	29.7	27.4	2248	37.9	28.0	36.6	62.8
VIII	0.004	5,471	3,079	994.3	466.0	4.6	918.0																													

15歳以下の子どもがいて2019年に特例給付をもらっている世帯

(単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	所得税	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(データ)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)	
I	0.000	0.000	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2305	0.0	0.0	0.0	0.0	
II	0.000	0.000	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2279	0.0	0.0	0.0	0.0	
III	0.000	0.000	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2329	0.0	0.0	0.0	0.0	
IV	0.000	0.000	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2239	0.0	0.0	0.0	0.0		
V	0.000	0.000	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2310	0.0	0.0	0.0	0.0		
VI	0.000	0.000	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2227	0.0	0.0	0.0	0.0		
VII	0.000	4.000	2.000	795.0	609.6	0.0	25.0	0.0	185.4	66.7	79.2	55.6	61.7	10.3	12.0	0.0	0.0	64.4	44.7	19.7	0.0	0.0	12.0	25.0	25.0	0.0	10.0	64.4	48.0	38.0	0.0	2248	12.0	79.2	61.7	24.0
VIII	0.002	4.267	2.159	1017.2	610.7	6.0	888.6	9.2	406.6	59.1	79.3	47.8	62.0	13.6	11.7	0.0	15.5	116.0	46.1	68.5	4.7	3.0	11.7	29.9	185.0	4.3	1.5	116.0	53.9	36.0	9.9	2201	11.5	79.8	62.4	31.2
IX	0.008	3.889	1.771	1186.4	749.7	10.5	1110.8	3.2	436.7	84.4	108.5	50.2	75.8	10.2	9.1	0.0	7.4	120.6	40.5	70.1	5.5	4.5	9.1	35.7	214.1	2.1	0.7	120.6	65.5	19.1	14.7	2155	5.5	109.3	76.3	26.2
X	0.008	3.931	1.721	2089.0	1558.6	73.4	1718.0	13.7	530.5	253.5	334.7	112.1	156.5	15.6	9.2	0.0	7.4	149.7	52.0	76.3	7.7	13.7	9.2	43.0	277.0	10.8	1.9	149.6	76.5	2.4	12.4	1995	2.1	335.4	156.9	25.2
合計	0.018	3.954	1.795	1580.7	1105.4	38.9	1360.0	8.7	436.4	159.3	209.1	78.5	111.3	13.1	9.5	0.0	8.3	133.3	46.5	72.6	6.4	8.5	9.5	38.3	238.9	6.3	1.4	133.2	69.1	13.5	13.0	22288	4.7	209.9	111.7	26.3

15歳以下の子どもがいて2019年に児童手当本体をもらっている世帯

(単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	所得税	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(データ)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)	
I	0.012	3.728	1.869	96.7	0.9	0.1	77.3	9.1	95.8	0.8	0.0	1.3	0.1	1.6	21.3	12.7	18.9	11.2	5.1	4.5	0.9	0.6	21.3	23.6	43.7	7.1	1.2	9.2	27.6	5.0	2.1	2305	21.3	0.0	0.1	29.8
II	0.011	3.973	1.881	222.0	26.8	0.3	176.5	22.4	195.2	2.7	1.3	3.0	3.0	3.0	21.7	3.2	19.1	24.5	10.0	12.0	1.6	0.9	21.7	23.3	65.5	16.6	1.6	23.8	51.3	21.7	14.7	2279	21.7	1.4	3.2	30.5
III	0.011	3.986	1.881	334.5	76.9	4.0	273.0	27.0	257.6	9.6	3.9	7.7	8.2	3.9	23.5	1.6	21.8	38.5	15.2	19.5	2.3	1.4	23.5	24.0	99.2	19.8	2.0	37.1	58.0	29.0	12.6	2329	23.5	4.0	8.4	30.1
IV	0.016	4.150	1.957	433.2	127.8	1.3	393.2	15.5	305.4	8.7	6.5	12.5	13.4	4.9	25.1	3.5	19.5	51.5	19.3	28.0	2.0	2.2	25.1	27.9	132.0	10.4	1.2	50.8	62.7	33.0	15.3	2239	25.1	6.6	13.7	32.9
V	0.020	4.027	1.839	511.7	176.0	1.0	481.5	17.8	335.7	13.2	9.7	13.7	18.3	5.4	23.5	0.7	17.8	60.3	22.1	33.0	2.4	2.8	23.5	23.2	153.2	11.0	0.6	59.3	65.4	34.3	11.9	2310	23.5	9.7	18.5	29.0
VI	0.026	4.022	1.831	608.8	241.4	5.8	563.6	15.7	367.5	14.7	14.8	17.3	25.0	6.1	23.3	0.6	15.1	70.3	25.6	39.3	3.2	2.3	23.3	27.3	173.1	11.0	0.8	69.8	71.4	30.6	10.7	2227	23.3	15.0	25.2	28.6
VII	0.031	4.076	1.824	726.4	310.4	2.9	692.0	19.8	416.1	20.9	22.2	22.6	32.0	8.2	22.9	1.7	16.2	82.9	29.5	47.2	3.6	2.6	22.9	28.8	200.4	14.0	0.6	82.6	75.3	30.1	13.1	2248	22.9	22.4	32.2	27.6
VIII	0.025	4.075	1.704	874.3	399.4	6.4	821.0	28.6	475.0	31.3	32.9	29.9	40.9	9.6	20.5	0.7	13.6	98.9	32.9	57.6	4.8	3.7	20.5	33.4	230.8	19.7	0.7	98.1	86.1	25.6	14.0	2201	20.5	33.2	41.2	25.0
IX	0.014	4.096	1.563	1071.3	528.1	9.1	988.8	39.3	543.2	34.1	46.5	38.4	53.8	10.8	18.3	0.0	11.4	106.8	36.4	61.0	5.7	3.7	18.3	30.2	271.6	27.8	1.2	106.5	101.5	17.2	17.5	2155	18.3	46.9	54.2	23.3
X	0.006	4.149	1.486	1512.1	842.7	19.8	1390.9	59.0	669.4	72.6	95.6	60.1	85.2	15.5	18.0	0.0	8.2	150.1	50.8	83.1	7.9	8.3	18.0	33.3	343.7	39.4	1.3	149.7	113.8	8.6	12.9	1995	18.0	96.0	85.4	21.9
合計	0.172	4.037	1.798	633.7	263.0	4.3	586.2	22.8	366.3	19.2	20.4	19.9	27.0	6.9	22.2	2.1	16.2	70.6	25.0	39.5	3.4	2.7	22.2	27.8	173.8	15.9	1.0	69.8	71.5	26.0	12.6	22288	22.2	20.6	27.3	28.0

勤労世帯で子どもなし世帯

(単位：万円)

比率	世帯人数(人)	18歳以下子ども数(人)	世帯所得	課税所得	財産所得	給与	年金	所得控除	所得税(データ)	所得税	住民税(データ)	住民税	固定資産税	児童手当	その他社会保険給付	児童手当(データ)	社会保険料	医療保険	年金保険	介護保険	その他保険	被扶養者所得	5月消費	給与所得控除	公的年金等控除	青色申告控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	世帯数(データ)	児童手当(2022制度)	所得税(24改革反映)	住民税(24改革反映)	児童手当(2024制度)	
I	0.022	1.828	0.000	79.3	0.4	0.3	61.3	4.6	78.9	0.4	0.0	0.7	0.0	2.5	0.0	11.4	0.0	11.2	6.0	3.8	1.2	0.1	11.4	17.6	39.7	4.1	2.0	7.9	21.6	1.9	1.7	2305	0.0	0.0	0.0	0.0
II	0.025	1.837	0.000	167.8	10.7	1.2	124.1	17.8	157.1	2.7	0.5	2.4	1.3	2.8	0.0	6.0	0.0	19.7	9.3	7.7	2.4	0.4	6.0	18.0	54.6	16.4	2.1	18.7	45.5	10.9	8.9	2279	0.0	0.5	1.3	0.0
III	0.028	1.973	0.000	246.5	34.2	1.4	201.7	23.6	212.4	3.3	1.7	4.3	3.8	3.5	0.0	0.7	0.0	28.6	11.9	12.9	3.0	0.9	0.7	23.6	75.7	21.8	1.4	27.5	54.5	13.2	18.2	2329	0.0	1.7	3.8	0.0
IV	0.025	2.076	0.000	312.3	61.7	1.1	239.5	40.6	250.6	4.6	3.1	6.5	6.7	4.2	0.0	0.7	0.0	34.1	14.5	15.2	3.4	1.0	0.7	20.1	85.3	34.9	1.8	32.6	57.9	14.5	23.5	2239	0.0	3.1	6.7	0.0
V	0.030	2.213	0.000	382.3	86.9	1.5	304.2	48.4	295.5	6.1	4.4	8.9	9.3	4.8	0.0	1.1	0.0	43.3	17.8	20.1	4.1	1.3	1.1	21.2	105.3	39.1	1.5	41.8	64.1	17.7	25.9	2310	0.0	4.4	9.3	0.0
VI	0.041	2.159	0.000	442.3	122.4	1.6	359.6	55.1	319.9	8.0	6.2	11.4	12.9	4.7	0.0	0.9	0.0	47.7	18.8	23.0	4.6	1.3	0.9	22.0	121.0	42.5	1.5	46.6	69.5	16.4	22.4	2227	0.0	6.2	12.9	0.0
VII	0.048	2.304	0.000	537.2	170.0	2.0	432.0	71.4	367.2	11.9	9.2	14.4	17.8	6.0	0.0	0.2	0.0	56.8	21.5	27.9	5.4	2.1	0.2	25.4	140.8	52.1	1.3	55.9	75.5	20.3	21.4	2248	0.0	9.2	17.8	0.0
VIII	0.060	2.330	0.000	649.1	236.3	3.4	532.3	80.6	412.8	13.7	14.2	18.9	24.6	6.5	0.0	0.6	0.0	70.1	27.0	35.0	6.2	1.9	0.6	23.7	166.1	55.5	1.3	69.1	81.3	19.8	19.5	2201	0.0	14.2	24.6	0.0
IX	0.067	2.456	0.000	837.5	357.4	5.7	730.1	76.9	480.1	26.3	26.6	28.4	36.8	7.7	0.0	0.5	0.0	91.7	33.5	48.4	7.2	2.7	0.5	30.0	210.4	51.0	1.0	90.9	89.3	19.9	17.6	2155	0.0	26.6	36.8	0.0
X	0.074	2.324	0.000	1369.9	831.6	33.6	1181.3	59.5	538.3	97.9	131.1	60.6	84.0	14.5	0.0	0.2	0.0	130.9	49.4	70.0	8.8	2.9	0.2	33.0	256.1	38.7	1.4	130.4	89.8	11.1	10.7	1995	0.0	131.1	84.0	0.0
合計	0.420	2.227	0.000	649.3	281.9	8.1	545.6	56.6	359.3	26.7	31.8	22.2	28.9	7.0	0.0	1.4	0.0	67.7	26.0	34.4	5.6	1.8	1.4	25.3	153.4	40.5	1.4	66.6	72.6	15.6	17.2	22288	0.0	31.8	28.9	0.0

補論2 女性の既婚・未婚別、所得有無別、年齢階級別の子ども数（等価世帯可処分所得階級別）

25～29歳女性、既婚（離婚・死別を含む）						30～34歳女性、既婚（離婚・死別を含む）					35～39歳女性、既婚（離婚・死別を含む）					40～44歳女性、既婚（離婚・死別を含む）					45～49歳女性、既婚（離婚・死別を含む）				
比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳		比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳	比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳	比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳	比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.033	1.372	0.434	0.939	0.000	0.146	1.510	0.367	1.131	0.012	0.291	1.838	0.312	1.358	0.168	0.456	1.551	0.090	1.047	0.414	0.566	1.502	0.000	0.754	0.748
II	0.079	1.225	0.443	0.678	0.104	0.220	1.442	0.279	1.157	0.006	0.261	1.641	0.182	1.329	0.130	0.406	1.923	0.065	1.411	0.447	0.438	1.259	0.019	0.598	0.643
III	0.094	1.204	0.482	0.721	0.000	0.177	1.963	0.466	1.498	0.000	0.317	1.812	0.218	1.515	0.080	0.389	1.858	0.098	1.400	0.360	0.381	0.908	0.029	0.560	0.319
IV	0.175	1.428	0.767	0.661	0.000	0.326	1.624	0.534	1.081	0.009	0.531	1.966	0.292	1.603	0.071	0.384	2.022	0.178	1.469	0.376	0.360	1.416	0.029	0.847	0.541
V	0.137	1.235	0.698	0.536	0.000	0.448	1.677	0.664	1.013	0.000	0.512	1.910	0.333	1.522	0.055	0.644	1.762	0.094	1.426	0.242	0.544	1.424	0.000	0.831	0.593
VI	0.169	1.014	0.728	0.285	0.000	0.543	1.363	0.540	0.814	0.010	0.749	1.824	0.339	1.459	0.026	0.813	1.810	0.124	1.505	0.180	0.781	1.334	0.044	0.743	0.546
VII	0.171	0.910	0.559	0.351	0.000	0.676	1.596	0.530	1.065	0.000	0.889	1.705	0.272	1.386	0.047	1.069	1.710	0.118	1.382	0.210	0.883	1.437	0.002	0.783	0.652
VIII	0.108	0.450	0.214	0.236	0.000	0.411	1.261	0.542	0.712	0.007	0.741	1.563	0.263	1.274	0.025	1.129	1.549	0.052	1.281	0.217	1.155	1.233	0.029	0.709	0.495
IX	0.146	0.533	0.330	0.202	0.000	0.385	1.074	0.424	0.649	0.000	0.494	1.127	0.149	0.960	0.019	0.920	1.410	0.064	1.104	0.243	1.267	1.135	0.004	0.626	0.504
X	0.148	0.163	0.093	0.054	0.016	0.343	0.686	0.219	0.463	0.004	0.431	0.897	0.197	0.676	0.024	0.744	1.192	0.012	1.022	0.158	1.133	0.942	0.008	0.461	0.473
合計	1.259	0.914	0.499	0.407	0.008	3.674	1.402	0.485	0.913	0.004	5.215	1.638	0.265	1.321	0.052	6.955	1.633	0.085	1.294	0.254	7.508	1.235	0.015	0.675	0.545
25～29歳女性、未婚						30～34歳女性、未婚					35～39歳女性、未婚					40～44歳女性、未婚					45～49歳女性、未婚				
比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳		比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳	比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳	比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳	比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.072	0.195	0.040	0.061	0.094	0.093	0.346	0.047	0.300	0.000	0.075	0.000	0.000	0.000	0.000	0.103	0.228	0.000	0.148	0.079	0.149	0.000	0.000	0.000	0.000
II	0.153	0.267	0.105	0.018	0.144	0.075	0.149	0.000	0.149	0.000	0.109	0.191	0.000	0.183	0.008	0.136	0.526	0.000	0.164	0.361	0.139	0.540	0.000	0.188	0.353
III	0.140	0.031	0.000	0.000	0.031	0.177	0.038	0.000	0.038	0.000	0.105	0.000	0.000	0.000	0.000	0.127	0.015	0.000	0.015	0.000	0.170	0.016	0.000	0.000	0.016
IV	0.107	0.027	0.000	0.000	0.027	0.141	0.000	0.000	0.000	0.000	0.110	0.091	0.000	0.091	0.000	0.115	0.000	0.000	0.000	0.000	0.090	0.023	0.000	0.023	0.000
V	0.231	0.038	0.000	0.012	0.026	0.200	0.009	0.000	0.009	0.000	0.124	0.022	0.000	0.022	0.000	0.221	0.015	0.000	0.000	0.015	0.113	0.000	0.000	0.000	0.000
VI	0.177	0.047	0.000	0.047	0.000	0.214	0.047	0.000	0.000	0.047	0.178	0.098	0.000	0.068	0.029	0.099	0.000	0.000	0.000	0.000	0.169	0.095	0.000	0.095	0.000
VII	0.228	0.168	0.139	0.010	0.019	0.220	0.024	0.000	0.024	0.000	0.199	0.050	0.019	0.031	0.000	0.113	0.048	0.000	0.048	0.000	0.120	0.000	0.000	0.000	0.000
VIII	0.306	0.137	0.000	0.022	0.115	0.301	0.015	0.000	0.009	0.006	0.145	0.077	0.013	0.064	0.000	0.225	0.035	0.000	0.023	0.012	0.125	0.150	0.000	0.150	0.000
IX	0.382	0.132	0.012	0.062	0.058	0.215	0.062	0.011	0.051	0.000	0.187	0.087	0.087	0.000	0.000	0.168	0.076	0.000	0.042	0.034	0.174	0.076	0.000	0.046	0.030
X	0.333	0.072	0.012	0.009	0.052	0.133	0.000	0.000	0.000	0.000	0.141	0.172	0.000	0.152	0.020	0.142	0.095	0.000	0.000	0.095	0.101	0.059	0.000	0.059	0.000
合計	2.130	0.110	0.028	0.025	0.057	1.767	0.048	0.004	0.038	0.007	1.373	0.082	0.016	0.060	0.006	1.449	0.096	0.000	0.039	0.057	1.352	0.099	0.000	0.057	0.042
25～29歳女性、合計						30～34歳女性、合計					35～39歳女性、合計					40～44歳女性、合計					45～49歳女性、合計				
比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳		比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳	比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳	比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳	比率	子ども数	2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.105	0.561	0.163	0.334	0.065	0.239	1.056	0.242	0.807	0.007	0.366	1.461	0.248	1.080	0.134	0.559	1.307	0.074	0.881	0.352	0.715	1.188	0.000	0.596	0.592
II	0.232	0.592	0.219	0.242	0.131	0.294	1.114	0.208	0.901	0.005	0.370	1.213	0.128	0.991	0.094	0.541	1.573	0.049	1.099	0.425	0.577	1.086	0.014	0.499	0.573
III	0.234	0.503	0.194	0.290	0.019	0.353	1.002	0.233	0.769	0.000	0.421	1.363	0.164	1.139	0.060	0.515	1.405	0.074	1.060	0.271	0.551	0.632	0.020	0.387	0.225
IV	0.282	0.897	0.476	0.410	0.010	0.466	1.134	0.373	0.755	0.006	0.634	1.651	0.245	1.347	0.059	0.499	1.558	0.137	1.132	0.289	0.449	1.135	0.023	0.678	0.433
V	0.369	0.483	0.260	0.207	0.016	0.648	1.162	0.459	0.703	0.000	0.636	1.541	0.268	1.229	0.044	0.866	1.315	0.070	1.061	0.184	0.657	1.178	0.000	0.687	0.491
VI	0.346	0.518	0.355	0.163	0.000	0.756	0.992	0.387	0.584	0.020	0.927	1.492	0.274	1.191	0.027	0.911	1.614	0.111	1.342	0.161	0.951	1.113	0.037	0.627	0.449
VII	0.396	0.471	0.309	0.151	0.011	0.896	1.209	0.400	0.809	0.000	1.088	1.402	0.226	1.139	0.038	1.182	1.551	0.106	1.254	0.190	1.003	1.265	0.002	0.690	0.574
VIII	0.409	0.211	0.057	0.069	0.086	0.708	0.739	0.315	0.417	0.007	0.882	1.321	0.223	1.077	0.021	1.352	1.294	0.043	1.070	0.181	1.280	1.128	0.026	0.655	0.447
IX	0.523	0.220	0.101	0.077	0.042	0.598	0.702	0.273	0.429	0.000	0.681	0.842	0.132	0.697	0.014	1.085	1.206	0.055	0.942	0.210	1.437	1.004	0.004	0.552	0.448
X	0.478	0.101	0.037	0.023	0.041	0.476	0.495	0.158	0.334	0.003	0.566	0.706	0.150	0.533	0.023	0.873	1.017	0.011	0.871	0.135	1.234	0.869	0.007	0.428	0.434
合計	3.375	0.403	0.202	0.162	0.039	5.435	0.962	0.329	0.628	0.005	6.571	1.313	0.214	1.057	0.043	8.384	1.368	0.070	1.080	0.219	8.855	1.061	0.013	0.580	0.469

30～34歳

女性、既婚（離婚・死別を含む） 専業主婦、HG

	比率	世帯所得	子ども数	2歳以下 3～15歳 16～22歳		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.016	151.1	3.364	1.013	2.243	0.108
II	0.062	215.3	1.223	0.359	0.864	0.000
III	0.078	339.3	1.768	0.590	1.177	0.000
IV	0.194	404.5	1.479	0.608	0.871	0.000
V	0.338	489.6	1.739	0.740	0.998	0.000
VI	0.268	560.8	1.364	0.597	0.767	0.000
VII	0.386	707.4	1.670	0.613	1.057	0.000
VIII	0.115	824.8	1.144	0.444	0.701	0.000
IX	0.112	1056.5	1.321	0.515	0.805	0.000
X	0.043	1772.8	1.604	0.294	1.310	0.000
合計	1.611	619.3	1.551	0.602	0.948	0.001

35～39歳

女性、既婚（離婚・死別を含む） 専業主婦、HG

	比率	世帯所得	子ども数	2歳以下 3～15歳 16～22歳		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
0.039	138.6	2.124	0.910	1.082	0.132	
0.085	235.8	2.124	0.505	1.591	0.028	
0.176	344.0	1.843	0.283	1.505	0.055	
0.332	435.0	2.052	0.362	1.631	0.059	
0.349	506.5	1.757	0.380	1.353	0.024	
0.433	586.5	1.757	0.391	1.327	0.039	
0.509	698.1	1.591	0.311	1.259	0.021	
0.286	834.1	1.430	0.335	1.075	0.020	
0.136	1009.7	0.862	0.058	0.804	0.000	
0.080	1528.5	1.384	0.236	1.021	0.127	
2.425	624.8	1.686	0.343	1.307	0.037	

40～44歳

女性、既婚（離婚・死別を含む） 専業主婦、HG

	比率	世帯所得	子ども数	2歳以下 3～15歳 16～22歳		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
0.034	131.3	0.796	0.175	0.407	0.213	
0.127	240.8	2.490	0.171	1.671	0.648	
0.194	353.9	2.085	0.189	1.535	0.361	
0.251	449.8	2.199	0.220	1.607	0.372	
0.355	508.3	1.692	0.143	1.388	0.162	
0.478	599.6	1.774	0.148	1.455	0.171	
0.552	697.7	1.679	0.133	1.367	0.180	
0.614	844.0	1.458	0.047	1.225	0.187	
0.360	1064.3	1.354	0.099	1.111	0.144	
0.206	2009.3	1.420	0.000	1.118	0.302	
3.170	751.7	1.687	0.119	1.341	0.227	

45～49歳

女性、既婚（離婚・死別を含む） 専業主婦、HG

	比率	世帯所得	子ども数	2歳以下 3～15歳 16～22歳		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
0.022	177.8	1.568	0.000	0.991	0.577	
0.132	254.9	1.322	0.062	0.655	0.604	
0.197	318.1	1.123	0.057	0.746	0.321	
0.177	429.3	1.758	0.059	1.142	0.557	
0.299	502.8	1.532	0.000	1.048	0.484	
0.401	584.4	1.436	0.029	0.814	0.593	
0.491	728.6	1.540	0.000	0.909	0.632	
0.596	843.2	1.264	0.010	0.830	0.423	
0.516	1006.8	1.025	0.000	0.635	0.390	
0.389	1637.4	1.025	0.000	0.569	0.457	
3.220	800.4	1.308	0.015	0.803	0.490	

35～44歳

女性、既婚（離婚・死別を含む） 専業主婦、HG

	比率	世帯所得	子ども数	2歳以下 3～15歳 16～22歳		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
0.073	135.2	1.503	0.566	0.766	0.170	
0.212	238.8	2.344	0.304	1.639	0.401	
0.370	349.2	1.970	0.234	1.521	0.215	
0.582	441.3	2.115	0.301	1.621	0.194	
0.705	507.4	1.724	0.260	1.371	0.093	
0.911	593.4	1.766	0.264	1.394	0.108	
1.060	697.9	1.637	0.218	1.315	0.104	
0.900	840.9	1.449	0.138	1.177	0.134	
0.496	1049.3	1.219	0.088	1.027	0.104	
0.286	1874.4	1.410	0.066	1.091	0.253	
5.595	696.7	1.687	0.216	1.326	0.145	

女性、既婚（離婚・死別を含む） 所得あり（AHG+A）

	比率	世帯所得	子ども数	2歳以下 3～15歳 16～22歳		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.022	111.1	1.251	0.395	0.856	0.000
II	0.068	225.4	0.844	0.351	0.493	0.000
III	0.041	339.7	2.185	0.894	1.291	0.000
IV	0.079	445.6	2.200	0.573	1.591	0.036
V	0.085	500.6	1.612	0.432	1.180	0.000
VI	0.229	573.3	1.519	0.580	0.939	0.000
VII	0.239	673.8	1.649	0.464	1.185	0.000
VIII	0.282	817.1	1.319	0.599	0.710	0.010
IX	0.260	936.5	0.971	0.407	0.564	0.000
X	0.267	1304.5	0.585	0.230	0.356	0.000
合計	1.572	778.4	1.278	0.465	0.809	0.004

女性、既婚（離婚・死別を含む） 所得あり（AHG+A）

	比率	世帯所得	子ども数	2歳以下 3～15歳 16～22歳		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
0.042	138.7	1.601	0.061	1.465	0.075	
0.056	226.1	1.644	0.054	1.314	0.276	
0.051	347.6	2.237	0.266	1.826	0.145	
0.157	431.7	1.772	0.207	1.543	0.022	
0.127	539.8	2.361	0.294	1.912	0.156	
0.265	640.8	2.123	0.267	1.852	0.004	
0.366	722.2	1.868	0.222	1.575	0.072	
0.433	847.0	1.652	0.229	1.394	0.030	
0.334	997.9	1.260	0.197	1.035	0.028	
0.323	1500.8	0.805	0.204	0.601	0.000	
2.154	831.6	1.622	0.219	1.357	0.046	

女性、既婚（離婚・死別を含む） 所得あり（AHG+A）

	比率	世帯所得	子ども数	2歳以下 3～15歳 16～22歳		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
0.043	142.8	1.843	0.000	1.703	0.140	
0.110	218.1	1.451	0.042	1.223	0.186	
0.071	336.5	2.043	0.000	1.688	0.355	
0.077	451.8	1.944	0.147	1.484	0.313	
0.232	526.4	1.917	0.042	1.622	0.252	
0.284	632.7	2.103	0.108	1.801	0.194	
0.477	723.1	1.833	0.110	1.482	0.242	
0.451	876.2	1.820	0.065	1.471	0.283	
0.527	1085.1	1.501	0.045	1.131	0.326	
0.528	1680.6	1.110	0.017	0.987	0.106	
2.800	924.7	1.660	0.061	1.363	0.235	

女性、既婚（離婚・死別を含む） 所得あり（AHG+A）

	比率	世帯所得	子ども数	2歳以下 3～15歳 16～22歳		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
0.038	183.3	1.853	0.000	1.404	0.449	
0.085	235.8	1.032	0.000	0.547	0.485	
0.079	323.2	0.824	0.000	0.564	0.260	
0.092	395.8	1.232	0.000	0.675	0.557	
0.142	512.0	1.720	0.000	0.790	0.930	
0.287	598.6	1.414	0.080	0.785	0.549	
0.315	722.1	1.548	0.006	0.727	0.815	
0.461	867.2	1.371	0.038	0.665	0.668	
0.673	1052.3	1.319	0.000	0.678	0.641	
0.684	1575.9	0.924	0.013	0.434	0.476	
2.855	961.8	1.270	0.018	0.642	0.610	

女性、既婚（離婚・死別を含む） 所得あり（AHG+A）

	比率	世帯所得	子ども数	2歳以下 3～15歳 16～22歳		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
0.000	0.0	0.000	0.000	0.000	0.000	
0.009	236.9	2.000	0.000	1.687	0.313	
0.046	351.2	2.547	0.000	2.219	0.329	
0.103	441.2	1.743	0.180	1.406	0.157	
0.160	523.2	1.938	0.191	1.425	0.322	
0.342	640.3	2.212	0.211	1.931	0.071	
0.511	714.8	1.808	0.150	1.551	0.106	
0.633	858.2	1.754	0.142	1.437	0.176	
0.552	1060.9	1.375	0.102	1.031	0.242	
0.552	1639.0	1.039	0.091	0.880	0.068	
2.907	951.2	1.633	0.136	1.343	0.153	

女性、既婚（離婚・死別を含む） 独身 所得ありD

	比率	世帯所得	子ども数	2歳以下 3～15歳 16～22歳		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.019	150.9	2.000	0.138	1.862	0.000
II	0.067	179.3	2.109	0.123	1.986	0.000
III	0.048	291.9	2.183	0.000	2.183	0.000
IV	0.020	334.8	1.390	0.000	1.390	0.000
V	0.010	422.5	0.773	0.000	0.773	0.000
VI	0.021	538.7	0.718	0.000	0.467	0.251
VII	0.031	635.4	0.419	0.000	0.419	0.000
VIII	0.004	921.1	1.407	0.000	1.407	0.000
IX	0.000	0.0	0.000	0.000	0.000	0.000
X	0.016	1195.1	0.502	0.000	0.502	0.000
合計	0.235	399.2	1.530	0.046	1.462	0.022

女性、既婚（離婚・死別を含む） 独身 所得ありD

	比率	世帯所得	子ども数	2歳以下 3～15歳 16～22歳		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
0.007	120.7	2.187	0.391	1.796	0.000	
0.077	178.7	1.587	0.000	1.408	0.179	
0.046	281.5	1.128	0.030	0.919	0.179	
0.023	400.8	2.711	0.000	2.085	0.626	
0.029	497.4	1.867	0.000	1.867	0.000	
0.020	543.9	1.112	0.091	1.021	0.000	
0.008	695.7	1.000	0.000	0.751	0.249	
0.013	894.3	2.077	0.000	2.077	0.000	
0.016	1072.7	0.815	0.000	0.815	0.000	
0.027	1390.1	0.555	0.000	0.555	0.000	
0.266	503.9	1.470	0.022	1.303	0.145	

女性、既婚（離婚・死別を含む） 独身 所得ありD

	比率	世帯所得	子ども数	2歳以下 3～15歳 16～22歳		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
0.043	150.6	2.048	0.061	1.163	0.823	
0.091	205.4	1.890	0.000	1.211	0.679	
0.056	294.3	1.767	0.000	1.246	0.520	
0.034	367.8	1.496	0.000	0.810	0.686	
0.049	426.1	1.491	0.000	0.783	0.708	
0.034	450.0	0.501	0.000	0.378	0.124	
0.027	591.7	0.790	0.000	0.486	0.303	
0.056	727.7	0.549	0.000			

30～34歳 全体 こども数別分布

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども0人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.049	101.0	0	0	0	0
II	0.047	210.0	0	0	0	0
III	0.011	275.7	0	0	0	0
IV	0.027	346.9	0	0	0	0
V	0.023	382.7	0	0	0	0
VI	0.102	434.8	0	0	0	0
VII	0.089	549.4	0	0	0	0
VIII	0.085	688.5	0	0	0	0
IX	0.116	806.8	0	0	0	0
X	0.165	1219.6	0	0	0	0
合計	0.712	676.4	0	0	0	0

35～39歳 全体 こども数別分布

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども0人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
	0.018	136.2	0	0	0	0
	0.048	183.2	0	0	0	0
	0.024	266.5	0	0	0	0
	0.038	355.6	0	0	0	0
	0.013	362.6	0	0	0	0
	0.072	456.0	0	0	0	0
	0.101	516.3	0	0	0	0
	0.090	634.8	0	0	0	0
	0.151	812.7	0	0	0	0
	0.199	1182.2	0	0	0	0
	0.756	710.2	0	0	0	0

40～44歳 全体 こども数別分布

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども0人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
	0.080	89.9	0	0	0	0
	0.049	189.8	0	0	0	0
	0.047	240.9	0	0	0	0
	0.040	329.4	0	0	0	0
	0.079	406.7	0	0	0	0
	0.075	437.6	0	0	0	0
	0.097	546.7	0	0	0	0
	0.192	649.9	0	0	0	0
	0.169	862.3	0	0	0	0
	0.221	1418.0	0	0	0	0
	1.049	708.0	0	0	0	0

45～49歳 全体 こども数別分布

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども0人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
	0.092	63.8	0	0	0	0
	0.117	199.5	0	0	0	0
	0.172	278.3	0	0	0	0
	0.107	325.4	0	0	0	0
	0.130	390.1	0	0	0	0
	0.187	473.3	0	0	0	0
	0.159	549.7	0	0	0	0
	0.304	677.1	0	0	0	0
	0.412	840.3	0	0	0	0
	0.473	1394.9	0	0	0	0
	2.153	720.0	0	0	0	0

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども1人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.022	84.7	1	0.670	0.330	0.000
II	0.056	198.3	1	0.489	0.511	0.000
III	0.051	290.0	1	0.616	0.384	0.000
IV	0.135	374.6	1	0.550	0.429	0.021
V	0.190	457.3	1	0.697	0.303	0.000
VI	0.171	538.3	1	0.672	0.328	0.000
VII	0.200	652.7	1	0.511	0.489	0.000
VIII	0.173	811.1	1	0.685	0.315	0.000
IX	0.144	960.6	1	0.592	0.408	0.000
X	0.128	1511.3	1	0.448	0.552	0.000
合計	1.271	677.3	1	0.597	0.401	0.002

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども1人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
	0.077	88.3	1	0.310	0.690	0.000
	0.061	167.6	1	0.095	0.867	0.038
	0.106	293.6	1	0.355	0.645	0.000
	0.143	402.8	1	0.150	0.832	0.018
	0.124	455.5	1	0.397	0.584	0.019
	0.180	534.9	1	0.426	0.574	0.000
	0.226	646.9	1	0.362	0.629	0.009
	0.231	810.3	1	0.236	0.719	0.044
	0.184	983.9	1	0.265	0.725	0.010
	0.100	1465.9	1	0.512	0.462	0.026
	1.434	641.5	1	0.315	0.668	0.017

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども1人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
	0.151	96.5	1	0.169	0.664	0.167
	0.071	219.1	1	0.074	0.886	0.039
	0.082	284.3	1	0.111	0.821	0.068
	0.055	380.6	1	0.000	0.967	0.033
	0.142	459.5	1	0.119	0.762	0.119
	0.195	557.4	1	0.248	0.633	0.118
	0.276	636.8	1	0.127	0.684	0.189
	0.281	783.4	1	0.088	0.829	0.083
	0.301	1021.8	1	0.160	0.663	0.177
	0.219	1639.5	1	0.024	0.802	0.174
	1.772	739.3	1	0.123	0.740	0.137

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども1人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
	0.165	115.5	1	0.000	0.564	0.436
	0.128	220.9	1	0.000	0.358	0.642
	0.085	304.5	1	0.000	0.576	0.424
	0.060	386.4	1	0.000	0.575	0.425
	0.159	465.3	1	0.000	0.578	0.422
	0.240	554.1	1	0.087	0.624	0.289
	0.256	690.9	1	0.000	0.588	0.412
	0.369	831.6	1	0.045	0.468	0.488
	0.408	1010.3	1	0.000	0.629	0.371
	0.345	1691.9	1	0.008	0.386	0.606
	2.215	804.9	1	0.018	0.531	0.450

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども2人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.041	114.2	2	0.358	1.642	0.000
II	0.088	218.7	2	0.329	1.655	0.016
III	0.068	340.9	2	0.454	1.546	0.000
IV	0.110	428.0	2	0.662	1.338	0.000
V	0.150	508.0	2	0.593	1.407	0.000
VI	0.242	617.4	2	0.679	1.299	0.022
VII	0.291	734.5	2	0.626	1.374	0.000
VIII	0.116	917.9	2	0.646	1.354	0.000
IX	0.106	1128.6	2	0.680	1.320	0.000
X	0.042	1693.1	2	0.241	1.727	0.033
合計	1.254	662.9	2	0.590	1.404	0.006

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども2人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
	0.134	67.9	2	0.308	1.385	0.307
	0.103	236.5	2	0.292	1.537	0.172
	0.117	342.1	2	0.153	1.716	0.130
	0.198	431.1	2	0.265	1.722	0.013
	0.283	529.2	2	0.216	1.704	0.080
	0.340	622.9	2	0.245	1.707	0.048
	0.416	750.4	2	0.298	1.631	0.071
	0.337	892.9	2	0.315	1.685	0.000
	0.119	1162.3	2	0.052	1.886	0.062
	0.108	1969.2	2	0.314	1.686	0.000
	2.154	689.0	2	0.258	1.671	0.071

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども2人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
	0.130	95.7	2	0.074	1.470	0.456
	0.203	227.9	2	0.089	1.512	0.398
	0.161	355.8	2	0.071	1.443	0.486
	0.167	457.6	2	0.157	1.459	0.385
	0.287	532.0	2	0.048	1.652	0.300
	0.362	626.8	2	0.072	1.755	0.173
	0.551	738.7	2	0.136	1.669	0.194
	0.515	920.1	2	0.050	1.699	0.251
	0.364	1164.3	2	0.010	1.662	0.328
	0.249	2082.6	2	0.016	1.758	0.226
	2.989	801.0	2	0.072	1.646	0.282

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども2人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
	0.247	93.2	2	0.000	0.887	1.113
	0.161	242.2	2	0.051	1.023	0.926
	0.112	343.4	2	0.081	1.250	0.669
	0.139	429.4	2	0.000	1.201	0.799
	0.169	526.7	2	0.000	1.006	0.994
	0.280	634.6	2	0.029	1.004	0.966
	0.400	761.8	2	0.005	1.033	0.962
	0.398	926.4	2	0.042	1.237	0.721
	0.321	1174.5	2	0.016	1.241	0.742
	0.232	1699.3	2	0.004	0.999	0.998
	2.460	760.9	2	0.021	1.089	0.891

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども3人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.033	107.5	3.475	0.717	2.705	0.052
II	0.028	209.6	3.000	0.168	2.832	0.000
III	0.047	363.9	3.405	0.428	2.976	0.000
IV	0.055	489.6	3.192	0.500	2.692	0.000
V	0.085	575.3	3.060	0.890	2.170	0.000
VI	0.028	663.6	3.000	0.488	2.512	0.000
VII	0.096	792.5	3.085	0.771	2.314	0.000
VIII	0.038	951.0	3.000	0.780	2.146	0.075
IX	0.018	1276.8	3.103	0.301	2.801	0.000
X	0.007	1320.0	3.000	1.000	2.000	0.000
合計	0.437	610.7	3.139	0.647	2.481	0.010

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども3人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
	0.061	109.0	3.092	0.415	2.551	0.127
	0.049	233.4	3.285	0.235	2.764	0.285
	0.069	400.8	3.378	0.191	3.042	0.145
	0.151	479.1	3.336	0.537	2.586	0.213
	0.092	570.5	3.143	0.655	2.454	0.033
	0.157	697.3				

30～34歳 所得あり (AHG+A) こども人数別分布

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども0人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.011	110.0	0	0	0	0
II	0.028	230.1	0	0	0	0
III	0.003	283.0	0	0	0	0
IV	0.000	0.0	0	0	0	0
V	0.002	414.0	0	0	0	0
VI	0.037	447.5	0	0	0	0
VII	0.033	539.9	0	0	0	0
VIII	0.047	639.7	0	0	0	0
IX	0.090	789.0	0	0	0	0
X	0.137	1150.9	0	0	0	0
合計	0.387	779.8	0	0	0	0

35～39歳 所得あり (AHG+A) こども人数別分布

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども0人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.014	144.0	0	0	0	0
II	0.014	204.6	0	0	0	0
III	0.000	0.0	0	0	0	0
IV	0.026	338.7	0	0	0	0
V	0.002	380.0	0	0	0	0
VI	0.011	506.9	0	0	0	0
VII	0.035	536.2	0	0	0	0
VIII	0.048	641.5	0	0	0	0
IX	0.089	802.9	0	0	0	0
X	0.165	1150.1	0	0	0	0
合計	0.403	819.7	0	0	0	0

40～44歳 所得あり (AHG+A) こども人数分布

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども0人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.002	196.0	0	0	0	0
II	0.025	201.3	0	0	0	0
III	0.008	239.8	0	0	0	0
IV	0.008	325.2	0	0	0	0
V	0.033	431.6	0	0	0	0
VI	0.012	484.6	0	0	0	0
VII	0.027	527.9	0	0	0	0
VIII	0.046	620.7	0	0	0	0
IX	0.100	848.7	0	0	0	0
X	0.176	1475.2	0	0	0	0
合計	0.436	955.8	0	0	0	0

45～49歳 所得あり (AHG+A) こども人数分布

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども0人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.000	0.0	0	0	0	0
II	0.039	221.5	0	0	0	0
III	0.041	304.1	0	0	0	0
IV	0.034	325.1	0	0	0	0
V	0.012	399.7	0	0	0	0
VI	0.070	493.0	0	0	0	0
VII	0.044	558.9	0	0	0	0
VIII	0.090	699.8	0	0	0	0
IX	0.164	854.1	0	0	0	0
X	0.274	1361.0	0	0	0	0
合計	0.769	875.1	0	0	0	0

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども1人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.003	108.0	1	1.000	0.000	0.000
II	0.023	207.1	1	0.896	0.104	0.000
III	0.017	298.0	1	1.000	0.000	0.000
IV	0.010	375.4	1	0.283	0.436	0.282
V	0.048	459.5	1	0.377	0.623	0.000
VI	0.044	515.5	1	0.726	0.274	0.000
VII	0.061	647.1	1	0.364	0.636	0.000
VIII	0.122	798.9	1	0.685	0.315	0.000
IX	0.098	961.4	1	0.620	0.380	0.000
X	0.111	1446.6	1	0.436	0.564	0.000
合計	0.537	839.3	1	0.574	0.421	0.005

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども1人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.003	145.0	1	0.000	1.000	0.000
II	0.000	0.0	0	0.000	0.000	0.000
III	0.024	292.4	1	0.332	0.668	0.000
IV	0.031	404.7	1	0.205	0.795	0.000
V	0.009	494.9	1	0.000	1.000	0.000
VI	0.043	551.2	1	0.243	0.757	0.000
VII	0.077	627.2	1	0.543	0.457	0.000
VIII	0.112	820.2	1	0.159	0.749	0.092
IX	0.117	957.4	1	0.387	0.597	0.016
X	0.073	1467.3	1	0.704	0.296	0.000
合計	0.488	833.7	1	0.370	0.605	0.025

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども1人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.021	133.1	1	0.000	1.000	0.000
II	0.022	211.1	1	0.059	0.893	0.048
III	0.015	299.0	1	0.000	0.785	0.215
IV	0.008	430.1	1	0.000	1.000	0.000
V	0.037	478.9	1	0.181	0.780	0.039
VI	0.039	549.7	1	0.292	0.640	0.068
VII	0.132	640.8	1	0.217	0.638	0.145
VIII	0.102	806.6	1	0.110	0.816	0.074
IX	0.135	995.3	1	0.103	0.681	0.215
X	0.142	1562.7	1	0.037	0.807	0.156
合計	0.652	884.5	1	0.120	0.747	0.132

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども1人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.017	219.2	1	0.000	0.654	0.346
II	0.007	257.0	1	0.000	0.682	0.318
III	0.015	313.6	1	0.000	0.588	0.412
IV	0.012	392.2	1	0.000	0.804	0.196
V	0.034	456.1	1	0.000	0.375	0.625
VI	0.065	580.5	1	0.139	0.610	0.252
VII	0.082	699.0	1	0.000	0.361	0.639
VIII	0.166	864.8	1	0.063	0.379	0.559
IX	0.218	1022.7	1	0.000	0.551	0.449
X	0.248	1707.9	1	0.011	0.417	0.572
合計	0.865	1058.3	1	0.026	0.466	0.508

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども2人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.000	0.0	0	0.000	0.000	0.000
II	0.017	241.8	2	0.202	1.798	0.000
III	0.005	298.2	2	1.197	0.803	0.000
IV	0.046	441.0	2	0.830	1.170	0.000
V	0.016	544.7	2	0.576	1.424	0.000
VI	0.139	622.4	2	0.673	1.327	0.000
VII	0.101	701.2	2	0.591	1.409	0.000
VIII	0.090	905.8	2	0.770	1.230	0.000
IX	0.061	1093.3	2	0.740	1.260	0.000
X	0.011	1753.0	2	0.469	1.531	0.000
合計	0.488	739.7	2	0.678	1.322	0.000

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども2人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.013	153.6	2	0.196	1.562	0.242
II	0.035	231.9	2	0.000	1.742	0.258
III	0.005	346.7	2	0.000	1.745	0.255
IV	0.061	431.2	2	0.091	1.909	0.000
V	0.068	527.0	2	0.153	1.553	0.294
VI	0.131	633.6	2	0.140	1.860	0.000
VII	0.171	749.2	2	0.140	1.707	0.153
VIII	0.219	886.3	2	0.264	1.736	0.000
IX	0.093	1125.1	2	0.052	1.868	0.080
X	0.070	2159.5	2	0.214	1.786	0.000
合計	0.866	848.7	2	0.160	1.763	0.077

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども2人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.002	120.0	2	0.000	2.000	0.000
II	0.053	222.9	2	0.063	1.571	0.366
III	0.024	359.3	2	0.000	1.658	0.342
IV	0.042	467.2	2	0.055	1.402	0.543
V	0.088	550.6	2	0.036	1.603	0.361
VI	0.152	645.3	2	0.127	1.742	0.131
VII	0.223	743.1	2	0.058	1.684	0.258
VIII	0.207	910.8	2	0.051	1.617	0.332
IX	0.228	1179.5	2	0.016	1.581	0.403
X	0.187	1846.1	2	0.021	1.808	0.171
合計	1.205	957.5	2	0.049	1.659	0.292

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども2人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.008	148.6	2	0.000	1.039	0.961
II	0.037	249.2	2	0.000	1.007	0.993
III	0.017	358.0	2	0.000	1.319	0.681
IV	0.036	441.9	2	0.000	0.923	1.077
V	0.078	533.2	2	0.000	0.952	1.048
VI	0.123	643.0	2	0.067	1.044	0.890
VII	0.166	752.8	2	0.011	0.969	1.020
VIII	0.155	925.4	2	0.044	1.074	0.881
IX	0.214	1163.9	2	0.000	1.147	0.853
X	0.101	1707.7	2	0.009	0.949	1.042
合計	0.937	901.6	2	0.019	1.040	0.941

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども3人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.008	113.6	3.000	0.720	2.280	0.000
II	0.000	0.0	0.000	0.000	0.000	0.000
III	0.016	405.9	3.836	0.836	3.000	0.000
IV	0.024	484.2	3.100	0.199	2.900	0.000
V	0.019	576.0	3.000	0.487	2.513	0.000
VI	0.008	618.7	3.000	0.838	2.162	0.000
VII	0.044	749.3	3.000	0.664	2.336	0.000
VIII	0.023	924.7	3.000	0.687	2.192	0.121
IX	0.011	1056.5	3.000	0.000	3.000	0.000
X	0.007	1320.0	3.000	1.000	2.000	0.000
合計	0.160	688.3	3.099	0.578	2.503	0.018

女性、既婚 (離婚・死別を含む) こども3人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.013	116.7	3.000	0.000	3.000	0.000
II	0.007	240.9	3.184	0.433	1.830	0.921
III	0.022	407.5	3.634	0.260	3.100	0

30～34歳 専業主婦（HG） こども人数別分布

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども0人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.000	0.0	0	0	0	0
II	0.019	180.7	0	0	0	0
III	0.008	273.2	0	0	0	0
IV	0.023	326.1	0	0	0	0
V	0.015	384.5	0	0	0	0
VI	0.037	467.9	0	0	0	0
VII	0.036	539.1	0	0	0	0
VIII	0.034	672.4	0	0	0	0
IX	0.026	868.6	0	0	0	0
X	0.004	1620.7	0	0	0	0
合計	0.203	530.2	0	0	0	0

35～39歳 専業主婦（HG） こども人数別分布

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども0人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.001	168.0	0	0	0	0
II	0.006	182.9	0	0	0	0
III	0.008	247.0	0	0	0	0
IV	0.003	356.8	0	0	0	0
V	0.009	350.3	0	0	0	0
VI	0.036	441.9	0	0	0	0
VII	0.065	501.9	0	0	0	0
VIII	0.036	621.7	0	0	0	0
IX	0.057	835.8	0	0	0	0
X	0.016	1261.6	0	0	0	0
合計	0.237	616.6	0	0	0	0

40～44歳 専業主婦（HG） こども人数別分布

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども0人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.012	140.0	0	0	0	0
II	0.004	188.1	0	0	0	0
III	0.005	256.6	0	0	0	0
IV	0.022	320.4	0	0	0	0
V	0.039	402.0	0	0	0	0
VI	0.034	447.7	0	0	0	0
VII	0.048	511.7	0	0	0	0
VIII	0.113	648.0	0	0	0	0
IX	0.052	831.3	0	0	0	0
X	0.044	1184.6	0	0	0	0
合計	0.373	629.4	0	0	0	0

45～49歳 専業主婦（HG） こども人数別分布

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども0人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.000	0.0	0	0	0	0
II	0.034	230.2	0	0	0	0
III	0.070	279.1	0	0	0	0
IV	0.032	341.7	0	0	0	0
V	0.060	415.2	0	0	0	0
VI	0.072	463.5	0	0	0	0
VII	0.058	568.5	0	0	0	0
VIII	0.140	709.0	0	0	0	0
IX	0.181	849.6	0	0	0	0
X	0.161	1497.1	0	0	0	0
合計	0.809	772.1	0	0	0	0

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども1人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.000	0.0	0	0.000	0.000	0.000
II	0.014	228.4	1	0.323	0.677	0.000
III	0.019	311.0	1	0.765	0.235	0.000
IV	0.092	381.3	1	0.678	0.322	0.000
V	0.126	445.3	1	0.845	0.155	0.000
VI	0.116	536.1	1	0.711	0.289	0.000
VII	0.117	643.2	1	0.588	0.412	0.000
VIII	0.045	829.1	1	0.765	0.235	0.000
IX	0.033	919.2	1	0.753	0.247	0.000
X	0.009	2196.9	1	1.000	0.000	0.000
合計	0.572	569.5	1	0.714	0.286	0.000

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども1人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.016	146.9	1	0.874	0.126	0.000
II	0.018	195.0	1	0.231	0.769	0.000
III	0.052	317.5	1	0.575	0.425	0.000
IV	0.102	404.3	1	0.120	0.880	0.000
V	0.111	456.3	1	0.443	0.536	0.022
VI	0.127	525.7	1	0.465	0.535	0.000
VII	0.141	654.7	1	0.286	0.714	0.000
VIII	0.113	796.6	1	0.328	0.672	0.000
IX	0.047	1026.9	1	0.068	0.932	0.000
X	0.025	1475.8	1	0.000	0.898	0.102
合計	0.752	596.7	1	0.331	0.662	0.007

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども1人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.020	116.5	1	0.299	0.456	0.245
II	0.014	236.9	1	0.283	0.717	0.000
III	0.036	278.1	1	0.249	0.751	0.000
IV	0.025	392.9	1	0.000	1.000	0.000
V	0.090	462.1	1	0.113	0.854	0.032
VI	0.139	559.7	1	0.267	0.655	0.078
VII	0.134	633.1	1	0.046	0.742	0.212
VIII	0.151	767.7	1	0.089	0.807	0.104
IX	0.151	1045.2	1	0.226	0.614	0.159
X	0.067	1539.5	1	0.000	0.763	0.237
合計	0.828	733.6	1	0.145	0.731	0.124

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども1人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.009	152.8	1	0.000	0.257	0.743
II	0.029	257.6	1	0.000	0.486	0.514
III	0.039	312.5	1	0.000	0.594	0.406
IV	0.033	409.0	1	0.000	0.579	0.421
V	0.106	473.7	1	0.000	0.702	0.298
VI	0.138	554.1	1	0.085	0.633	0.282
VII	0.156	697.5	1	0.000	0.690	0.310
VIII	0.194	808.3	1	0.031	0.565	0.404
IX	0.188	997.3	1	0.000	0.729	0.271
X	0.087	1679.7	1	0.000	0.299	0.701
合計	0.980	776.4	1	0.018	0.613	0.368

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども2人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.004	172.2	2	0.328	1.672	0.000
II	0.024	234.1	2	0.655	1.345	0.000
III	0.037	347.5	2	0.665	1.335	0.000
IV	0.050	432.2	2	0.664	1.336	0.000
V	0.132	503.3	2	0.601	1.399	0.000
VI	0.095	601.8	2	0.745	1.255	0.000
VII	0.181	747.0	2	0.678	1.322	0.000
VIII	0.021	942.0	2	0.130	1.870	0.000
IX	0.045	1176.3	2	0.600	1.400	0.000
X	0.030	1663.4	2	0.117	1.883	0.000
合計	0.618	682.0	2	0.615	1.385	0.000

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども2人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.005	129.0	2	1.000	1.000	0.000
II	0.030	265.3	2	0.993	1.007	0.000
III	0.089	351.1	2	0.154	1.783	0.063
IV	0.133	432.5	2	0.353	1.627	0.019
V	0.186	530.2	2	0.272	1.712	0.015
VI	0.196	619.0	2	0.309	1.618	0.073
VII	0.242	750.3	2	0.403	1.583	0.014
VIII	0.118	905.0	2	0.410	1.590	0.000
IX	0.026	1295.1	2	0.053	1.947	0.000
X	0.031	1663.9	2	0.603	1.397	0.000
合計	1.056	654.9	2	0.353	1.620	0.027

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども2人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.000	0.0	0	0.000	0.000	0.000
II	0.076	242.3	2	0.194	1.529	0.277
III	0.100	365.3	2	0.100	1.450	0.450
IV	0.106	466.7	2	0.209	1.609	0.182
V	0.170	535.0	2	0.063	1.714	0.223
VI	0.206	612.3	2	0.033	1.760	0.207
VII	0.320	737.8	2	0.195	1.669	0.136
VIII	0.306	926.4	2	0.050	1.759	0.191
IX	0.134	1135.8	2	0.000	1.793	0.207
X	0.062	2796.5	2	0.000	1.609	0.391
合計	1.480	787.7	2	0.096	1.688	0.216

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども2人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.012	196.8	2	0.000	1.549	0.451
II	0.062	262.4	2	0.132	0.969	0.900
III	0.084	348.0	2	0.107	1.367	0.526
IV	0.070	428.4	2	0.000	1.414	0.586
V	0.065	519.9	2	0.000	1.150	0.850
VI	0.144	632.7	2	0.000	1.012	0.988
VII	0.230	769.7	2	0.000	1.081	0.919
VIII	0.228	924.3	2	0.000	1.353	0.647
IX	0.101	1179.0	2	0.000	1.444	0.556
X	0.117	1740.6	2	0.000	1.157	0.843
合計	1.113	819.6	2	0.016	1.214	0.771

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども3人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.012	143.6	3.853	1.258	2.447	0.147
II	0.005	222.7	3.000	0.455	2.545	0.000
III	0.014	397.7	3.307	0.498	2.809	0.000
IV	0.029	493.0	3.281	0.781	2.500	0.000
V	0.064	574.2	3.080	1.003	2.077	0.000
VI	0.020	682.1	3.000	0.344	2.656	0.000
VII	0.053	828.2	3.156	0.860	2.296	0.000
VIII	0.015	993.5	3.000	0.928	2.072	0.000
IX	0.007	1601.7	3.254	0.746	2.509	0.000
X	0.000	0.0	0.000	0.000	0.000	0.000
合計	0.218	655.6	3.173	0.834	2.330	0.008

女性、既婚（離婚・死別を含む） こども3人

	比率	世帯所得	こども数	こども数		
				2歳以下	3～15歳	16～22歳
I	0.017	131.8	3.328	0.972	2.058	0.298
II	0.030	240.7	3.330	0.280	2.972	0.079
III	0.027	398.9	3.450	0.		

女性、既婚（離婚・死別を含む）

40～44歳、10年前に子ども0人

トータルで子ども0、10年間で子ども0

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.080	89.9	0.000	0.000	0.000
II	0.049	189.8	0.000	0.000	0.000
III	0.047	240.9	0.000	0.000	0.000
IV	0.038	327.0	0.000	0.000	0.000
V	0.079	406.7	0.000	0.000	0.000
VI	0.075	437.6	0.000	0.000	0.000
VII	0.089	540.8	0.000	0.000	0.000
VIII	0.191	649.2	0.000	0.000	0.000
IX	0.155	844.6	0.000	0.000	0.000
X	0.219	1347.2	0.000	0.000	0.000
合計	1.022	687.8	0.000	0.000	0.000

40～44歳、10年前に子ども1人

トータルで子ども0、10年間で子ども0

比率 合計所得 子ども数 9歳以下 10歳以上

40～44歳、10年前に子ども2人

トータルで子ども0、10年間で子ども0

比率 合計所得 子ども数 9歳以下 10歳以上

40～44歳、10年前に子ども3人以上

トータルで子ども0、10年間で子ども0

比率 合計所得 子ども数 9歳以下 10歳以上

トータルで子ども1、10年間で子ども1

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.059	95.2	1.000	1.000	0.000
II	0.036	231.0	1.000	1.000	0.000
III	0.047	284.0	1.000	1.000	0.000
IV	0.042	389.7	1.000	1.000	0.000
V	0.072	472.0	1.000	1.000	0.000
VI	0.138	561.3	1.000	1.000	0.000
VII	0.116	642.4	1.000	1.000	0.000
VIII	0.170	775.2	1.000	1.000	0.000
IX	0.176	997.5	1.000	1.000	0.000
X	0.122	1578.9	1.000	1.000	0.000
合計	0.979	745.8	1.000	1.000	0.000

トータルで子ども1、10年間で子ども0

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.092	97.3	1.000	0.000	1.000
II	0.035	207.0	1.000	0.000	1.000
III	0.034	284.7	1.000	0.000	1.000
IV	0.015	355.5	1.000	0.000	1.000
V	0.068	445.1	1.000	0.000	1.000
VI	0.057	547.9	1.000	0.000	1.000
VII	0.161	630.4	1.000	0.000	1.000
VIII	0.108	782.9	1.000	0.000	1.000
IX	0.134	1053.3	1.000	0.000	1.000
X	0.097	1867.1	1.000	0.000	1.000
合計	0.801	750.3	1.000	0.000	1.000

トータルで子ども1、10年間で子ども1

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.059	95.2	1.000	1.000	0.000
II	0.036	231.0	1.000	1.000	0.000
III	0.047	284.0	1.000	1.000	0.000
IV	0.042	389.7	1.000	1.000	0.000
V	0.072	472.0	1.000	1.000	0.000
VI	0.138	561.3	1.000	1.000	0.000
VII	0.116	642.4	1.000	1.000	0.000
VIII	0.170	775.2	1.000	1.000	0.000
IX	0.176	997.5	1.000	1.000	0.000
X	0.122	1578.9	1.000	1.000	0.000
合計	0.979	745.8	1.000	1.000	0.000

トータルで子ども1、10年間で子ども1

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.059	95.2	1.000	1.000	0.000
II	0.036	231.0	1.000	1.000	0.000
III	0.047	284.0	1.000	1.000	0.000
IV	0.042	389.7	1.000	1.000	0.000
V	0.072	472.0	1.000	1.000	0.000
VI	0.138	561.3	1.000	1.000	0.000
VII	0.116	642.4	1.000	1.000	0.000
VIII	0.170	775.2	1.000	1.000	0.000
IX	0.176	997.5	1.000	1.000	0.000
X	0.122	1578.9	1.000	1.000	0.000
合計	0.979	745.8	1.000	1.000	0.000

トータルで子ども2、10年間で子ども2

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.035	107.9	2.000	2.000	0.000
II	0.034	272.4	2.000	2.000	0.000
III	0.051	350.2	2.000	2.000	0.000
IV	0.035	444.9	2.000	2.000	0.000
V	0.109	538.3	2.000	2.000	0.000
VI	0.084	622.8	2.000	2.000	0.000
VII	0.153	723.1	2.000	2.000	0.000
VIII	0.080	915.1	2.000	2.000	0.000
IX	0.060	1230.1	2.000	2.000	0.000
X	0.074	2670.1	2.000	2.000	0.000
合計	0.713	856.8	2.000	2.000	0.000

トータルで子ども2、10年間で子ども1

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.054	76.9	2.000	1.000	1.000
II	0.050	229.3	2.000	1.000	1.000
III	0.035	385.8	2.000	1.000	1.000
IV	0.050	477.2	2.000	1.000	1.000
V	0.069	534.3	2.000	1.000	1.000
VI	0.138	624.9	2.000	1.000	1.000
VII	0.188	735.7	2.000	1.000	1.000
VIII	0.143	933.3	2.000	1.000	1.000
IX	0.154	1145.7	2.000	1.000	1.000
X	0.051	2374.4	2.000	1.000	1.000
合計	0.932	799.1	2.000	1.000	1.000

トータルで子ども2、10年間で子ども0

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.041	110.0	2.000	0.000	2.000
II	0.116	212.8	2.000	0.000	2.000
III	0.075	345.5	2.000	0.000	2.000
IV	0.080	450.6	2.000	0.000	2.000
V	0.111	524.1	2.000	0.000	2.000
VI	0.138	629.8	2.000	0.000	2.000
VII	0.214	747.9	2.000	0.000	2.000
VIII	0.292	913.5	2.000	0.000	2.000
IX	0.153	1154.9	2.000	0.000	2.000
X	0.111	1623.9	2.000	0.000	2.000
合計	1.331	766.6	2.000	0.000	2.000

トータルで子ども2、10年間で子ども2

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.035	107.9	2.000	2.000	0.000
II	0.034	272.4	2.000	2.000	0.000
III	0.051	350.2	2.000	2.000	0.000
IV	0.035	444.9	2.000	2.000	0.000
V	0.109	538.3	2.000	2.000	0.000
VI	0.084	622.8	2.000	2.000	0.000
VII	0.153	723.1	2.000	2.000	0.000
VIII	0.080	915.1	2.000	2.000	0.000
IX	0.060	1230.1	2.000	2.000	0.000
X	0.074	2670.1	2.000	2.000	0.000
合計	0.713	856.8	2.000	2.000	0.000

トータルで子ども3以上、10年間に子ども3以上

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.003	20.0	3.000	3.000	0.000
II	0.003	220.0	3.000	3.000	0.000
III	0.006	398.7	3.000	3.000	0.000
IV	0.010	540.0	3.000	3.000	0.000
V	0.012	594.6	3.000	3.000	0.000
VI	0.022	666.9	3.000	3.000	0.000
VII	0.004	761.4	3.000	3.000	0.000
VIII	0.000	0.0	0.000	0.000	0.000
IX	0.001	1200.0	3.000	3.000	0.000
X	0.014	3168.0	3.000	3.000	0.000
合計	0.075	1034.5	3.000	3.000	0.000

トータルで子ども3以上、10年間に子ども2以上

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.019	120.3	3.000	2.000	1.000
II	0.006	218.4	3.000	2.000	1.000
III	0.020	373.3	3.136	2.136	1.000
IV	0.044	439.6	3.278	2.278	1.000
V	0.043	548.3	3.000	2.000	1.000
VI	0.020	703.7	3.000	2.000	1.000
VII	0.049	832.4	3.025	2.025	1.000
VIII	0.028	1031.7	3.000	2.000	1.000
IX	0.027	1328.4	3.000	2.000	1.000
X	0.020	1511.0	3.000	2.000	1.000
合計	0.275	736.6	3.059	2.059	1.000

トータルで子ども3以上、10年間に子ども1以上

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.024	131.7	3.000	1.000	2.000
II	0.042	241.0	3.057	1.057	2.000
III	0.041	377.9	3.091	1.091	2.000
IV	0.026	514.5	3.265	1.265	2.000
V	0.043	567.7	3.050	1.050	2.000
VI	0.102	663.7	3.072	1.072	2.000
VII	0.051	842.3	3.052	1.052	2.000
VIII	0.064	969.1	3.068	1.068	2.000
IX	0.040	1330.5	3.066	1.066	2.000
X	0.010	2550.0	3.357	1.357	2.000
合計	0.443	720.0	3.081	1.081	2.000

トータルで子ども3以上、10年間に子ども0以上

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.049	128.5	3.207	0.000	3.207
II	0.034	258.8	4.616	1.147	3.469
III	0.032	397.2	3.483	0.483	3.000
IV	0.044	472.7	3.053	0.053	3.000
V	0.039	575.8	3.190	0.190	3.000
VI	0.039	701.6	3.117	0.059	3.059
VII	0.045	815.9	3.395	0.292	3.104
VIII	0.054	1056.4	3.197	0.150	3.047
IX	0.021	1244.1	3.561	0.561	3.000
X	0.027	2584.7	3.000	0.000	3.000
合計	0.384	748.9	3.353	0.260	3.093

女性、既婚（離婚・死別を含む）

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.177	93.9	0.785	0.785	0.000
II	0.122	225.5	0.918	0.918	0.000
III	0.151	297.2	1.101	1.101	0.000
IV	0.125	398.8	1.145	1.145	0.000
V	0.272	485.0	1.198	1.198	0.000
VI	0.319	555.6	1.164	1.164	0.000
VII	0.362	652.8	1.199	1.199	0.000
VIII	0.441	746.0	0.748	0.748	0.000
IX	0.392	973.0	0.763	0.763	0.000
X	0.428	1698.8	0.725	0.725	0.000
合計	2.789	760.7	0.943	0.943	0.000

女性、既婚（離婚・死別を含む）

	比率	合計所得	子ども数	9歳以下	10歳以上
I	0.165	93.2	1.558	0.558	1.000
II	0.092	220.0			

厚生労働大臣 殿

機関名 国立社会保障・人口問題研究所

所属研究機関長 職 名 所長

氏 名 林 玲子

次の職員の令和5年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析の研究

3. 研究者名（所属部署・職名） 社会保障基礎理論研究部・第1室長

（氏名・フリガナ） 佐藤 格 サトウイタル

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称：）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---------------------------------------------------------------------

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関：）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容：）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和6年5月22日

厚生労働大臣 殿

機関名 京都産業大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 黒坂 光

次の職員の令和5年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析の研究

3. 研究者名（所属部署・職名） 経済学部・教授

（氏名・フリガナ） 八塩裕之（やしおひろゆき）

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称：）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---------------------------------------------------------------------

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関：）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （無の場合はその理由：経済的利益が発生しなかったため）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容：）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 日本大学経済学部

所属研究機関長 職名 学部長

氏名 手塚 広一郎

次の職員の令和5年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析の研究

3. 研究者名（所属部署・職名） 経済学部・教授

（氏名・フリガナ） 川出 真清 ・ カワデ マスミ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称：）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---------------------------------------------------------------------

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関：）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容：）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2024年5月14日

厚生労働大臣 殿

機関名 大阪産業大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 小川 和彦

次の職員の令和5年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
- 研究課題名 社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析の研究
- 研究者名（所属部署・職名） 経済学部・准教授
(氏名・フリガナ) 金田陸幸・カネダタカユキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---------------------------------------------------------------------

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由：)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関：)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由：)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容：)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

該当なし

雑誌

該当なし